

平成 2 1 年 第 1 回

## 身延町議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 9 日 開会

平成 2 1 年 3 月 1 9 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 9 日

平成21年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成21年3月9日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 専決処分について承認を求める件
- 日程第8 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（19人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 松 浦 隆   | 2番  | 河 井 淳   |
| 3番  | 望 月 秀 哉 | 4番  | 望 月 明   |
| 5番  | 芦 澤 健 拓 | 6番  | 上 田 孝 二 |
| 7番  | 福 与 三 郎 | 8番  | 望 月 寛   |
| 9番  | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 伊 藤 文 雄 | 12番 | 渡 辺 文 子 |
| 13番 | 奥 村 征 夫 | 14番 | 中 野 恒 彦 |
| 16番 | 近 藤 康 次 | 17番 | 笠 井 万 汜 |
| 18番 | 石 部 典 生 | 19番 | 川 口 福 三 |
| 20番 | 穂 坂 英 勝 |     |         |

3. 欠席議員は次のとおりである。

15番 松 木 慶 光

4. 会議録署名議員（3人）

12番 渡辺文子

13番 奥村征夫

14番 中野恒彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21人）

|         |   |      |         |      |
|---------|---|------|---------|------|
| 町       | 長 | 望月仁司 | 総務課長    | 市川忠利 |
| 会計管理者   |   | 中沢俊雄 | 財政課長    | 笠井一雄 |
| 政策室長    |   | 依田二郎 | 町民課長    | 秋山和子 |
| 税務課長    |   | 佐野治仁 | 身延支所長   | 望月和永 |
| 下部支所長   |   | 小林英雄 | 教育委員長   | 小松文雄 |
| 教育長     |   | 佐野雅仁 | 学校教育課長  | 赤池一博 |
| 生涯学習課長  |   | 佐野正美 | 福祉保健課長  | 広島法明 |
| 子育て支援課長 |   | 近藤正国 | 建設課長    | 柴原信一 |
| 産業課長    |   | 佐野由雄 | 土地対策課長  | 滝戸文昭 |
| 観光課長    |   | 赤坂次男 | 環境下水道課長 | 赤池義明 |
| 水道課長    |   | 串松文雄 |         |      |

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 遠藤 守

録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成21年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さも日増しに暖かさを増し、桜の開花予報によりますと、今年の開花は例年より早く、もう間近との報道もあり、一段と春の息吹を感じる季節となってまいりました。議員各位には、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会は平成21年度当初予算案を審議する最も重要な会議であり、町長から提案されます諸議案は、平成21年度当初予算案および平成20年度補正予算案ほか条例の制定および改正等54件と報告2件、併せて56件でございます。いずれも重要な内容を有するとともに、多種多様にわたる膨大なものでございます。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により、適正妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げます。

早春とは申しながら余寒なお去りがたい折から、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

なお、松木議員は病気のため、欠席との届がまいっております。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

---

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

12番 渡辺文子君

13番 奥村征夫君

14番 中野恒彦君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

---

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成21年3月9日から3月19日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成21年3月9日から3月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項はお手元に配布のとおり、各種行事等に参加しておりますので、ご了承ください。

次に議会運営委員長より、各常任委員会が合同で実施しました議会報告会研修報告書がお手元に配布してありますので、ご了承願いたいと思います。

---

日程第4 町長行政報告並びに施政方針。

町長が行政報告並びに施政方針を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

春陽次第に変わり、新たな季節の始まりが感じられる、大変よい季節になってまいりました。

本日、平成21年第1回定例議会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かとご多忙中の中を出席いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

さて、本議会は平成21年度当初予算を審議していただく、重要な議会であります。そこで、平成20年第4回定例会以降の行政報告、平成21年度に向けての所信の一端と提出いたしております案件のうち主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は就任以来、「みんなでつくろう みんなのふるさと」を政治信条に、公正・公平・公開を原則として、町民の皆さんが住んでよかったと実感できる町をつくってまいります。そして、私の理想としております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」を目指して、職員の先頭に立ってまいりますと申し上げてまいりました。現在も、その気持ちにはいささかの変化もございません。今後も私を育ててくれた、この身延町に少しでも恩返しをしたい、この気持ちを強くしている今日このごろであります。

次に平成20年第4回定例会以降の主なものについて、行政報告を行います。

12月18日に中部横断自動車道のうち、直轄区間の早期実現に向けて、中日本高速道路株式会社東京支社と国交省関東地建へ要望をいたしました。その中で、来たる3月20日に、南部町で直轄区間の起工式を行う旨の話をいただいたところであります。

12月22日には、西八代縦貫道の三沢市之瀬間のバイパスの着手を、知事に要望したところでございます。同日、飯富病院議会が開催をされました。

年が明けて1月1日には身延町成人式を、新成人183名を迎えて、盛大に門出をお祝いいたしました。

1月18日には、消防団出初め式を400名余の団員参加の中で行いました。

2月9日には、リニア促進協議会設立総会が開催され、新駅を峡南へとの思いを強くしたところであります。

このほか、恒例の年末年始の行事等にも参加をさせていただいたところでございますが、省略させていただきます。

また、公共下水道事業の各戸の早期接続をお願いしているところであります。その中で、2月25日現在、中富処理区は加入戸数819戸で、接続率57%であります。まだまだ満足できる数字ではございません。町民の皆さんには、ぜひ早期接続をお願い申し上げると同時に、議員各位のご協力をもお願いを申し上げます。

今年最初のビックニュースといえば、バラク・オバマ氏の第44代アメリカ合衆国大統領就任であります。オバマ新政権が大不況を立て直してくれると多くの人々が期待をしています。その方向に進んで、一日も早く不況を脱することを期待しております。

そんな中で、わが国の経済は特に欧米での金融機関の破綻が相次いだ昨年9月以降、戦後最悪と言ってもよい不況に陥り、企業の業績や雇用情勢、さらには私どもの生活にも深刻な影響が表れております。

国では、国の債務残高が平成20年度末時点で846兆6,905億円になったと発表しました。これは国民1人当たり、約663万円の借金となります。

ちなみに、わが身延町の地方債残高は平成20年度末見込みで、特別会計も含め183億3,082万1千円で、町民1人当たり115万8千円ですが、21年度末では178億6,276万4千円で、対20年度で4億6,800万円余の減のため、1人当たりの借金も112万9千円と、2万9千円の減少となる見込みであります。

今後、本町の財政運営において、地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しては、対象事業の選択等は十分考慮し、起債額は公債費の元金償還額以内となるよう努めてまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算、特別会計補正予算につきましては、事業の精査により歳入歳出予算、各目全般にわたって減額等の補正をさせていただいております。さらに平成21年度の町の一般会計予算は総額87億6,825万7千円で、前年度当初予算に比べ、柿島町営住宅や西嶋公民館の完成等により7.0%、6億5,564万4千円の減額であります。

特別会計につきましては、総額64億3,910万8千円で、同じく前年度当初の予算に比べ、身延公共下水道処理場建設の完成等により13.9%、10億4,059万1千円の減額であります。

本町の一般財源の主となる地方交付税総額は、地方交付税と臨時財政対策債を合算した48億円の計上となり、歳入全体の54.7%を占め、国への財源移譲度の高さを示しております。これらのことから、歳出については厳しい選択は当然ですが、一般職員も含めた職員給与の減額を検討する必要があると考えます。これらに向けて、努力をしてまいります。このような財政の中にあっても、町民の皆さんのために必要な施策は実施をしてまいります。

本年度の主な事業につきましては、交通弱者対策として、みのお乗り合いタクシー事業に北部地域、旧下部、旧中富と下山地域を加え、町内全域で試験運行を実施してまいります。また、子育て支援対策として、乳幼児医療費補助金の対象年齢を15歳までといたします。

次にふるさと町民制度の中で、名称をふるさと定期便として、NPO法人 みのお観光センターへの業務委託により、スタートいたします。さらに身延いちいち運動を展開し、スポーツで体の健康維持を、1芸で心の健康を維持し、心身ともに健康な町民を増やしてまいります。

次に町道整備や農林業の基盤整備、さらに簡易水道事業、ならびに下水道事業等は継続事業を中心に実施してまいります。特に身延浄化センターが完成いたしましたので、大野地区は6月

ごろから、梅平・門内地区は9月ごろから各戸の接続が可能となりますので、早急な接続をお願いしております。

結びに「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」の実現に向け、さらに一層、職員と知恵を出し合いながら、先頭に立ってまいる所存でありますので、町民の皆さんや議員各位の格別のご協力をお願い申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

町長の行政報告、並びに施政方針が終わりました。

---

## 日程第5 教育委員長教育方針

教育委員長が教育方針を行います。

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

平成21年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

本町の学校教育、社会教育が関係各位のご努力と熱意により、着実に成果を挙げておりますことは、まずもって感謝を申し上げる次第でございます。

さて、平成21年身延町議会第1回定例会の開催にあたり、教育委員長として、平成21年度の本町の教育方針を述べさせていただきます。

最初に学校教育について、申し上げます。

教育基本法の改正に続いて学校教育法をはじめとする教育3法が改正され、平成20年3月に告示された新学習指導要綱や教育再生会議の最終報告など、教育界は今、大きな節目を迎えております。こうした中で、義務教育は一人ひとりの人格を形成するもとである。国家社会を形成する国民として、必要な資質を身に付け、すべての教育と学習が基礎となるものであります。そのため、教育委員会は先頭に立って、関係職員が一丸となり、教育理念をふまえ、生きる力の育成と子どもたちが生き生きと活動できる場づくりを進めてまいり、これに努力を惜しまないという所存であります。

平成21年度の重点項目として、町立小中学校統合計画に基づく学校適正配置の推進、特別支援教育の推進、複式学級の解消および教科専任講師の派遣の3点を設定しました。

まず、当教育委員会では児童生徒の減少に伴い、町立小中学校の小規模化が急速に進行し、学校運営や教育活動などに、さまざまな課題を生じているところであります。小中学校の適正規模・適正配置等を確立すべきものと考え、先に身延町立小中学校適正配置審議会を設置し、1年余りの調査および審議を経て、平成20年8月22日に答申をいただきました。

答申では、各学校とも2学級以上で構成し、1学級の児童生徒数は20人以上とすることが望ましいといえます。これに基づき、児童生徒数の推移から見て、将来的に学校数は小学校、中学校ともに1校ずつとしています。小学校は通学距離・通学時間を考慮すると児童の負担が大きいため、これを2校とすることを最終的な結論とし、3段階で平成31年までに到達することを目指していくということです。

この答申の趣旨に沿い、本町の現状を認識して、将来を担う子どもたちを育む教育環境を整備し、活力ある学校づくりを目指し、小中学校の適正規模・適正配置を保護者や地域の理解を得、関係者が一体となって新しい学校づくりという共通認識を持ちながら、答申が示された第1段階を学校統合計画前期計画に位置づけ、適正規模・適正配置を推進していきます。



次に学習障害、多動性障害、自閉症等を含まれた障害などを持った児童生徒が急増し、学級経営は困難な状態に陥るケースがあります。このため、特別支援学級の開設のほか、特別支援教育支援員を設置し、ＴＴの活用などにより、個々の障害の状況、発達状況や特性に応じた特別支援教育の推進に努めます。

このほか、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止と問題発生時の早期対応のため、全中学校および一部小学校にスクールカウンセリングを配置し、道徳教育の充実を図ります。

３点目の項目ですが、児童生徒の減少は本町においても例外ではなく、山梨県の学級編成基準に満たない学級を持つ学校が誕生することになりますので、一昨年度から複式学級解消のための財政措置を講じております。このまま推移すると対象校は次第に増加し、この対策に奔走しなければならなくなるのは、明らかなことです。本年度も町採用教員により、複式学級解消の措置を講じるものの学校統合計画と整合させ、適正な規模を持つ学校の適正配置を進めることが求められております。

また特色ある学校づくりのため、引き続き教科専任講師派遣の財政措置も講じます。もちろん、そのほか確かな学力を育むため、豊かな心を育むための、またすこやかに体を育むため、図書教育の充実、情報教育の推進、国際理解教育の推進、食育の推進、教職員の資質向上のための研修、学校の安全、児童生徒の安全の各項目についても、それぞれの学校現場において多様な特色ある取り組みで、積極的に推進できるよう教育環境をつくっていく所存でございます。

そのため、各学校においては、国や県が示した教育に関する方針や施策を深く認識しながら、特色ある教育課程の編成を工夫し、学習意欲を高める指導と評価の工夫改善を図り、創意ある教育活動に努めてまいります。

まず、この担当は教師の力量であると思っております。教師は授業の内容・方法について絶えず研修し、みずからの資質向上に努めるだけでなく、それをしなければなりません。幸い本町には、教育研修センターが設置されておりますので、この機能を最大限に発揮し、側面から、また裏方から教科指導、児童生徒指導のほか、教育活動全般を支援するよう、配慮いたします。

全１４校を網羅する学校経営研究会、学校運営研究会、学校司書連絡会、養護教諭連絡会、学校事務職会議などの組織を強化し、学校間の連携、また教育委員会との連携を密にし、情報を共有しながら、未来を拓く子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう、創意工夫を生かし、特色ある教育活動を積極的に展開していきます。

学校は常に家庭・地域社会の連携や、それぞれが持つ教育力を発揮した、生きる力を育む学校づくりを目指し、学校教育活動を展開していかなければなりません。同時に自己点検・自己評価を行って、地域に開かれた、地域から信頼された学校づくりに努める必要があります。

先の法律改正により、教育委員会の選任にあたっては、保護者を含む義務化に基づき、昨年１１月、保護者から教育委員を選任させていただきました。合議制により、教育委員会の責任体制が明確化されたことが教育委員相互の連携を密にし、情報を共有し、また、できる限り学校現場に足を運び、学校や教職員が抱えている課題、子どもたちが直面している課題を発見し、解決への道筋を目指し、今、考えられる最善の教育を子どもたちに与えることが大切であると考えております。

次に社会教育について、申し上げます。

急激な社会構造の変化に対処しながら、郷土への誇りや明日への活力を培う文化づくりを進め、創造と活力を生かす生涯学習社会の構築を目指します。

次の6項目を重点項目として、事業を展開します。

最初の項目は、青少年の健全育成の推進であります。

近年は、次代を担う青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域社会が一体となって、育成活動の推進と基礎体制の確立と充実に努めるつもりでございます。

まず、青少年育成の地域づくりを推進いたします。

青少年育成身延町民会議の活性化を進め、育成会や子どもクラブ等の活動を活発にし、青少年が地域活動に主体的に取り組むよういたします。そのため、指導者の育成や基礎体制の充実に努め、中富青少年自然の里など、町内各施設を活用して、青少年の育成に努めます。また、子どもたちの安全確保のため、地域の子どもは地域が守る、育てるとの方針のもと、地域を挙げての取り組みに努めるとともに、声かけあいさつ運動を推進して、たくましく心豊かな青少年の育成に努めます。

2つ目は、生涯学習の推進であります。

近年、物質よりも心の豊かさを求める志向が高まる中で、余暇時間が増大し、長寿化に伴い、機会のあるごとにさまざまな分野の学習や趣味を、生涯にわたって求める人が増えています。このような住民のニーズに応じるため、誰でもが気軽に参加できる学習会や講座など、住民の希望に配慮して、場所や時間などを設定して開催するとともに、自主的な学習、グループ、サークル活動、ボランティア活動の育成、各分野の指導者の育成に努めます。また、地域住民の触れ合いと学習の拠点となる集落公民館の整備を進めます。

3点目は、町民1人1スポーツ運動の推進と生涯スポーツ振興の推進でございます。

健康でいながら、生きがいのある人生を送るため、健康づくりへの関心が高まっている中で、明るく豊かな活力に満ちた社会を形成するために、町民1人1スポーツ運動を推進し、みんなで楽しくできる運動や、誰もが身近に親しむことのできる軽スポーツ教室を開催し、健康づくり、体力づくりを目標にしております。また、体育協会の活性化を図るとともに、体育指導員が中心となり、各種の大会の開催をしていく中で、指導者の育成、スポーツ少年団の育成・支援などに努めます。

4つ目は、芸能文化の振興と文化財保護の推進であります。

総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館を生涯学習および文化活動の拠点として、町民1人1芸運動を推進します。また、これらの施設は優れた芸術文化との触れ合いの場を提供するとともに、人と人の交わりが広がる自主グループづくり支援体制を推進いたします。

特に芸術文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となります。このため、事業の推進にあたっては、町民の意見を取り入れた事業展開をいたします。さらに文化協会の活性化を進めるとともに、総合文化祭を中心として、イベントの充実を図ります。

一方、本町では国宝をはじめ、国指定、県指定、町指定など多くの文化財が多岐にわたり存在しており、これらは適切に保存し、後世へ伝えなければならないところでございます。また国史跡、中山金山のガイダンス館である湯之奥金山博物館の活動等も通して、文化財を活用した郷土の豊かさや、歴史や文化に触れる機会を創出し、ふるさと意識、郷土愛を育む取り組みをいたします。

次は、高度情報社会への対応についてでございます。

近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、著しく情報通信技術の普及は個人や家庭生

活にも大きな恩恵を与えている反面、トラブルや犯罪につながるさまざまな問題点もあります。このため、パソコン教室等、前年度に引き続き開催して、情報機器の活用技術を学ぶと同時に、情報化社会を生き抜くための心構えについても学ぶようにしております。また、町立図書館の効率的な運営のため、県内外の公立図書館と町立図書館および学校図書館とのネットワークサービスによる多くの情報提供に努めます。

図書館においては、現在、行われている地域資料のデジタル化を継続し、地域資料の収集の活用を行います。さらに町内各施設のホームページを充実し、いち早く情報を提供し、広く活用できるよう、住民サービスの拡大を図ります。

最後は、家庭教育の充実と推進でございます。

家庭は愛情による絆で結ばれ、家族が触れ合うのを通じて、基本的な生活習慣や思いやり、善悪の判断などを身に付ける重要な教育の場でもあります。しかし、社会の急激な変化の中で、少子化や核家族化が進む地域の人々とのつながりが減少したことは、家庭の教育機能の低下で指摘されております。このため、改めて親や家族の役割や責任を認識して、充実した家庭教育の実践のため、学校や地域社会、関係諸機関が緊密に連携し、公民館活動や研修会など主体的に参加をするよう啓蒙・啓発し、努める考えです。家庭教育の充実と推進を図っていききたいと思っております。

以上、前段は学校教育について、後段は生涯学習について、それぞれの事業の概要を説明申し上げまして、平成21年度教育方針といたします。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長の教育方針が終わりました。

---

日程第6 提出議案の報告、並びに上程を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号））

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度身延町一般会計補正予算（第6号））

議案第1号 身延町に副町長を置かないことの条例の制定について

議案第2号 身延町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議案第3号 身延町有住宅管理条例の制定について

議案第4号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第5号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 身延町特別職報酬等審議会条例及び身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について

議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第11号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第12号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第15号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 峡南広域行政組合規約の一部を変更することについて
- 議案第20号 平成20年度身延町一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第21号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第23号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第24号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第25号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第27号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 議案第28号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第29号 平成21年度身延町一般会計予算について
- 議案第30号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第31号 平成21年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第32号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第33号 平成21年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第34号 平成21年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第35号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第36号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第37号 平成21年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 議案第38号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第39号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成21年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第41号 平成21年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第42号 平成21年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第43号 平成21年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第44号 平成21年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第45号 平成21年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第46号 平成21年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成21年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第48号 平成21年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
- 議案第49号 平成21年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第50号 平成21年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第51号 平成21年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

議案第52号 身延下水道工事20-14工区（マンホールポンプ設置工事）工事請負契約の一部変更について

議案第53号 財産の取得について

議案第54号 財産の処分について

請願第1号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願について

なお、報告第1号、2号等、議案第1号から議案第54号まで等、請願第1号等を区切り上程しますので、ご協力お願いいたします。

審議途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

10時15分までといたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時15分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

日程第7 報告第1号、報告第2号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

町長から報告第1号、報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年3月9日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1. 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成21年1月30日

身延町長 望月仁司

1. 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

理由

特定環境保全公共下水道下部下水道事業にかかる、管渠用地所有権移転費用の補正をする必要が生じたので、専決処分する。

続いて、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決

処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年3月9日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1. 平成20年度身延町一般会計補正予算（第6号）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成21年2月16日

身延町長 望月仁司

1. 平成20年度身延町一般会計補正予算（第6号）

理由

国の第2次補正予算に伴う定額給付金事業費、ならびに子育て応援特別手当支給事業費の補正をする必要が生じたので、専決処分をする。

以上2件の報告をさせていただきます。ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

報告第1号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

報告第1号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、詳細の説明をさせていただきます。

今回の専決処分にかかる補正予算につきましては、歳入歳出ともに同一款項内の目節の間でのやりくりによる補正でありますことから、歳入歳出予算の総額に増減があるものではございません。

内容でございますが、特定環境保全公共下水道、下部処理区は現在、処理場ならびに管渠の一部を県代行により整備が進められているところであります。管渠布設用地の早期取得に向けて鋭意交渉を進め、大多数の権利者からはご理解をいただいたところでありますが、相続権者が20人余に及んでいる土地について、ほとんどの方々からはご理解をいただけましたが、一部の相続権者からどうしても同意が得られないなど、交渉に困難を極め、膠着状態でいましたところ、このままではいつになっても事業を進めることができないので、全面ストップもやむを得ないとの連絡が県から情報として伝えられました。

非常に困惑をいたし、用地の確保の方策について、司法書士等、専門家に相談してまいりました。相談の結果、交渉の余地がないとのことであれば、民法第162条に規定する所有権の所得時効しかないとの専門的な見地からのアドバイスをいただき、関係者協議の結果、法的措置を講じてでも早期の取得をする必要があるとの結論を得、補正予算として、今回、専決処分をして、早急に対応しようとしたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の4ページをお願いいたします。

予算書の4ページには、第2表 繰越明許費補正でございますが、所得時効の手続きにかかるスケジュールを作成していただきましたところ、最終の所有権移転登記の完了につきまして

は、最速であっても5月末までかかるとのことでありましたので、所有権移転登記業務委託について、繰越明許費、90万4千円の設定を専決処分させていただき、対応したいとするものでございます。

次に歳入でございます。予算書の7ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金について、内容を精査いたしまして、身延下水道事業一般会計繰入金を98万1千円減額し、同額を下部下水道事業一般会計繰入金として措置するものでございます。

次に歳出でございます。予算書の8ページをお願いいたします。

1款下水道事業費、2目身延下水道事業建設費中、15節工事請負費につきまして、精査推計をいたしまして、結果により98万1千円を減額し、3目下部下水道事業建設費中、13節委託料に管渠用地所有権移転等業務として、同額を計上させていただくものでございます。

以上、報告第1号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

次に報告第2号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第2号 専決処分の承認を求めることについて。

平成20年度の身延町一般会計補正予算（第6号）について、詳細説明をさせていただきます。

定額給付金などを盛り込んだ、2008年度の第2次補正予算が1月27日成立をいたしまして、定額給付金の財源を確保するための第2次補正予算の関連法案が3月4日、成立をしたところでございます。

このような中、総務省は支給が可能となるのは関連法案成立後であるけれども、その手続きの準備をすることはできるところであります。また、県も定額給付金、子育て応援特別手当について、関連法案成立後、できるだけ早急に支給および実施できるよう対策を講じ、準備をしていくよう指導がございました。

県の指導では定額給付金、子育て応援特別手当にかかる支給額や実施費用に関しましては、議会の議決が必要であるが、事務費の計上については準備と捉え、専決等で差し支えないとのことであります。

今回、関連法案後、直ちに申請書の送付等、スムーズに手続きができるよう事務費を2月16日に専決させていただきましたので、報告いたします。

それでは予算書の中身でございますけれども、まず身延町一般会計補正予算（第6号）の6ページをお開きください。

まず歳入でございますけれども、14款の国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金に子育て応援特別手当事務費取り扱い交付金として、15万8千円を計上させていただきました。また5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金に定額給付金事務費交付金として、1,221万1千円を計上させていただきました。

7ページでございますけれども、歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費の8目諸費のあとに、9目として定額給付金事業費を設け、臨時職員の賃金や申請にかかる郵送料、口座振り込み手数料等、給付にかかる事務費1,221万1千円を計上いたしました。

子育て応援特別手当の関係でございますけれども、3款民生費、2項児童福祉費の8目民間保

育所のあとに、9目として子育て応援特別手当支給費を設け、消耗品や、それから口座振替手数料等、15万8千円を計上いたしました。金融機関の振り込み手数料として7万8千円を計上いたしました。

なお、関連法案が成立しておりますので、一般会計補正予算（第8号）を作成いたしまして、定額給付金、子育て応援特別手当等の第2次補正予算を提案するよう、準備をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（穂坂英勝君）

担当課長の詳細説明が終わりました。

続いて、報告第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは、報告第2号について、1点だけ質問をさせていただきます。

今回の国の第2次補正予算に伴う定額給付事業、ならびに子育て応援特別手当事業が行われるわけでありますけれども、これからの、できるだけ早い時期に定額給付をしていかなければならないという状況があるわけでありますけれども、この事業2つとも、開始から終了まで、どのようなシミュレーションを持っているのか、いつ終わるのか、その予定についてお尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

議員全員協議会でも説明させていただきましたが、13日に計算センターから申請書等関係書類が届きますので、23日に発送し、25日から受付を開始します。その銀行口座等、確認を済ませまして、振り込みを始めるのが4月中旬ということで予定しております。最終的には申請受付から6カ月ということですので、3月25日から受付をしまして、9月25日まで受付期間があります。それ以降は、受付等はできません。もう終わりです。一応、申請等があがってくるのは1カ月から1カ月半くらいの間に、ほとんどあがってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

子育て応援手当の関係でございすけれども、今、依田室長のほうから定額給付金につきまして、説明がございました。スケジュール的には、ほとんど同じでございす。また、受付の期



間も半年ということでございまして、この部分も同じでございます。受付の期間である半年の間に申請をいただかない場合は、辞退をしたというふうになして、事業を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向英明議員。

○9番議員（日向英明君）

それでは、大変細かいことで恐縮ですけど、過日、このことで回覧板がまわったことだろうと思います。非常勤の募集なんかも、それぞれのところで、若干名、募集しているようですが、これによりますと、臨時職員の賃金450万円ばかり盛ってあるんですけど、その回覧板がまわって、その状況等、分かったらお答えください。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

臨時職員の募集をかけまして、14人の応募がありました。パート的な職員と、臨時で1日勤務してもらう職員ということで募集をかけたわけですが、一応、14人の中から3人をパート的な職員ということで採用、臨時的に2人ということで採用決定をさせていただきました。そのほかに、一応、辞めた職員の中から2人ほど採用させていただきました。よく内容が分かるということで、定年になった職員から2人ほど、採用させていただきました。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そうすると、その保険料なんかもここに共済の掛金の保険料があるわけですけど、雇用期間等については、今言うとおりの、3人ないし2人の雇用期間がそれぞれ、どんなふうな感じになりますか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほども申し上げましたように、長くても3カ月経てば、ほとんどの人が申請をあげてくれるのではないかとということで、2人については3カ月間。あと2人、町のOBをお願いしていますが、OBについては一応6カ月、待機してもらうということで考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月寛議員。

○8番議員（望月寛君）

給付金ですが、さっき説明の中で口座振り込みという説明がありました。これは簡単に個人へ手紙を出して、郵便物に入るということが、そう簡単に口座の番号を教えるということではできないではないかというような意見を聞いておりますが、その点はどのように考えていますか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

口座につきましては、郵便で返してもらうようになりますので、担当者だけということになりますので、それでいきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

報告第1号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

報告第2号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

これから報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号））の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号について、承認することに賛成の諸君は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号））は、承認することに決定いたしました。

次に報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度身延町一般会計補正予算（第6号））の採決をします。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号について、承認することに賛成の諸君は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度身延町一般会計補正予算（第6号））は、承認することに決定しました。

---

日程第8 町長より議案第1号から議案第54号までについて、提案理由の説明を求めます。

なお、説明は要を得て簡略にしてください。

町長。

○町長（望月仁司君）

議長より発言の許可をいただきましたので、提出議案の提案理由について、一括ご説明を申

し上げたいと思います。

今回、提出しました議案は条例関係について、制定と一部を改正する条例を合わせて17件。指定管理者の制定、組合規約の変更、規約の変更、財産の取得、財産の処分、それぞれ1件ずつ、平成20年度補正予算が9件、平成21年度当初予算が23件の計54件となっております。

それでは個々について、順を追って提案させていただきます。

議案第1号 身延町に副町長を置かないことの条例の制定について  
身延町に副町長を置かないことの条例の議案を提出する。

平成21年3月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

身延町に副町長を置かないことを定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第1項ただし書きに基づき、身延町に副町長を置かないことの条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

以下の議案につきましては、提出日と町長名はすべて同じでございますので、省略をさせていただきます。

議案第2号 身延町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
身延町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の議案を提出する。

提案理由

介護報酬の改定に伴い、介護保険料が急激に増加することを抑制するため、身延町介護従事者処遇改善臨時特別基金条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号 身延町有住宅管理条例の制定について  
身延町有住宅管理条例の議案を提出する。

提案理由

雇用促進住宅「身延宿舍」の譲渡・廃止に伴い、身延町地域の幅広い所得層の居住の用に供する賃貸住宅の供給を図り、住民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、身延町有住宅として取得・運営をするため、身延町有住宅条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例について  
身延町監査委員条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の施行に伴い、身延町監査委員条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第5号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

副町長を置かないこと、および昨年度に引き続き特別職の給料を減給するため、身延町長及

び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

昨年度に引き続き特別職の給与を減給するため、身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 7 号 身延町特別職報酬等審議会条例及び身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について

身延町特別職報酬等審議会条例及び身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

副町長を置かないことに伴い、身延町特別職報酬等審議会条例及び身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 1 6 年度法律第 6 3 号）の施行および育児短時間勤務職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、必要な事項を整備することに伴い、身延町職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 号 身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

一般社団法人および一般財団法人に関する法律および、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部が改正されたことにより、身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 0 号 身延町税条例の一部を改正する条例について

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

固定資産税制度をより納税者意識に合致し、かつ実態に即したものとするため、身延町税条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

児童福祉法等の一部改正する法律（平成20年法律第85号）の施行に伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるが生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について  
身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成20年度政令第328号）および介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年度政令第17号）の施行に伴い、また身延町第4期介護保険事業計画の介護サービス利用見込み量の増加により、身延町介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について  
身延町下水道条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延浄化センターならびに下部浄化センターの竣工に伴い、維持管理に万全を期すため、身延町下水道条例の一部を改正する必要があるが生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定する。

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 本栖湖いこいの森キャンプ場

所在地 身延町釜額2035番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 特定非営利活動法人 みのぶ観光センター

主たる事業所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石192番地の2

代 表 者 の 氏 名 理事長 加藤基道

3. 指定の期間

2009年（平成21年）4月1日から2012年（平成24年）3月31日まで

提案理由

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について  
身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

下部温泉会館駐車場が整備されたことに伴い、身延町町営駐車場の条例の一部を改正する必要があるが生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第5号）が施行されたこと、および山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例（平成20年山梨県条例第57号）が施行されたことに伴い、身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について  
身延町公共物管理条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第5号）が施行されたこと、および山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例（平成20年山梨県条例第57号）が施行されることに伴い、身延町公共物管理条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第21号）の施行に伴い、また国民健康保険財政の健全化および長期安定運営を図るため、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号 峡南広域行政組合同規約の一部を変更することについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合同規約の一部を変更する規約を、別紙のとおり定めるものとする。

提案理由

構成町にある戸籍原本が記録されている電子計算機を、峡南広域行政組合に設置した電子計算機で集中管理を行うことに伴い、峡南広域行政組合同規約の一部を変更する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号 平成20年度身延町一般会計補正予算（第7号）  
平成20年度身延町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,983万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,266万3千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

議案第21号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成20年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,545万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,673万2千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第22号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算（第4号）

平成20年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,946万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,382万2千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第23号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成20年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,943万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,435万6千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

第2条、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

議案第24号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成20年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,006万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,439万7千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第25号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,902万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,249万9千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加および変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

議案第26号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）

平成20年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,027万1千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

議案第27号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）

平成20年度身延町の下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,934万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,712万円とする。

2は、省略をさせていただきます。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加および変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

議案第28号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）

平成20年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,211万6千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

議案第29号 平成21年度身延町一般会計予算

平成21年度身延町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億6,825万7千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条3第2項の規定による一時借入金の借り入れの限度額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。



- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

議案第30号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計予算

平成21年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億11万6千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

議案第31号 平成21年度身延町老人保健特別会計予算

平成21年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ548万4千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

議案第32号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度身延町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,839万8千円と定める。

2については、省略させていただきます。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

議案第33号 平成21年度身延町介護保険特別会計予算

平成21年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,751万1千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

議案第34号 平成21年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成21年度身延町の介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601万7千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第35号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計予算

平成21年度身延町の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,283万9千円と定める。

2は、省略させていただきます。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

議案第36号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

平成21年度身延町の農業集落排水事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,966万9千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

地方債、歳出の流用については前で説明を行いましたので、省略をさせていただきます。

議案第37号 平成21年度身延町下水道事業特別会計予算

平成21年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,410万1千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第38号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計予算

平成21年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,095万4千円と定める。

以下については、省略をさせていただきます。

議案第39号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935万6千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第40号 平成21年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32万4千円と定める。

2は、省略させていただきます。

議案第41号 平成21年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76万1千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第42号 平成21年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万7千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第43号 平成21年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23万2千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第44号 平成21年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50万円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第45号 平成21年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42万1千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第46号 平成21年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64万3千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第47号 平成21年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成21年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54万8千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第48号 平成21年度身延町西嶋財産区特別会計予算

平成21年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46万9千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第49号 平成21年度身延町曙財産区特別会計予算

平成21年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万2千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第50号 平成21年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

平成21年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万9千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第51号 平成21年度身延町下山地区財産区特別会計予算

平成21年度身延町の下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21万7千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

議案第52号 身延下水道工事20-14工区（マンホールポンプ設置工事）工事請負契約の一部変更について

平成20年9月8日に、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た身延下水道工事20-14工区（マンホールポンプ設置工事）工事請負契約について、

下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更の契約金額 4,467万5,400円

提案理由

身延下水道工事20-14工区（マンホールポンプ設置工事）について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更にかかる議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第53号 財産の取得について

財産の取得について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 取得の対象 不動産（土地および建物）
2. 取得の目的 町有住宅に供するため
3. 取得の方法 協議の上、売り払い人より提示のあった譲渡予定価格での取得
4. 取得する財産 ①土地 身延町相又503番4 ほか1筆  
5,879.64平方メートル  
②建物 共同住宅（RC造り5階建て）2棟 ほか7棟  
延べ床面積4,156.63平方メートル
5. 予定価格 ①土地に係る価格 980万円  
②建物に係る価格 3,409万8,750円  
合計 4,389万8,750円
6. 売り払い人 神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地8  
独立行政法人 雇用・能力開発機構 理事長 丸山誠

提案理由

本町における公共住宅の施策に資するため、独立行政法人 雇用・能力開発機構から共同住宅を買い受けることにつき、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第54号 財産の処分について

財産の処分について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 処分の対象 不動産（土地および立木）
2. 処分の目的 中部横断自動車道建設工事の予定地であることに因る
3. 処分の方法 損失補償協議に基づく補償金額での譲渡
4. 処分する財産 ①土地 身延町大島字方坂6352番3  
1,297.84平方メートル  
身延町大島字方坂6352番6  
3万1,938.86平方メートル  
合計 3万3,236.70平方メートル  
②立木 一式でございます。

5. 予 定 価 格 ①土地に係る価格 1, 3 9 5 万 9, 4 1 3 円

②立木に係る価格 8 2 1 万 7 9 8 円

合計 2, 2 1 7 万 2 1 1 円

6. 買 い 受 け 人 甲府市緑ヶ丘1丁目10番1号

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長 藤兼雅和

提案理由

国土交通省が行う、中部横断自動車道建設工事の予定地に存する町有財産（土地および立木）の処分につき議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

以上54件につき、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、担当課長より詳細説明を受けるわけですが、説明の順序は条例関係、補正予算関係、当初予算関係、請負関係、財産の取得・処分の順に詳細説明をお願いします。

なお、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号と議案第40号から議案第52号までと、議案第54号の19議案につきましては、詳細説明は省略させていただきます。

また、本議会は各常任委員会の開催を予定しておりますので、詳細説明は簡略にお願いいたします。

まず議案第1号、議案第4号から第9号までについて、総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

それでは議案第1号、議案第4号から議案第9号につきまして、詳細の説明をさせていただきます。

議案第1号 身延町に副町長を置かないことの条例の制定についてであります。

2ページをお願いいたします。

身延町に副町長を置かないことの条例

地方自治法第161条第1項、これは市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができるという規定であります。このただし書きの規定に基づき、身延町には副町長を置かないものとするものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。および身延町副町長の定数を定める条例につきましては、廃止をするものであります。

議案第4号、11ページをお願いいたします。身延町監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

12ページをお願いいたします。

これにつきましては、財政健全化法の施行に伴うものの改正であります。

第8条を、次のように改めるものであります。

第8条、監査委員は法、これは地方自治法であります。第233条第2項、これは地方公共団体の長が監査委員の審査に付すべき書類のことであります。もしくは法第241条第5項、

これにつきましては、特定の目的のため設けた基金の運用状況の書類であります。または、その他の法令の規定、このその他の法令につきましては、財政健全化法に定められた財務諸表のことです。規定による審査にかかる書類等を、審査に付された日から30日以内に意見を付けて町長に回付するという改正であります。

議案第5号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

14ページをお願いいたします。

これにつきましては、副町長を置かなくなったことに伴う改正および特例の期間を前年度に引き続きまして、平成21年4月1日から平成22年3月31日に改めるものであります。

なお、この特例によりまして、町長の給料月額を引き続き69万1千円を62万2千円とするものであります。

議案第6号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

16ページをお願いいたします。

これにつきましては、特例の期間を前年度に引き続きまして、平成21年4月1日から平成22年3月31日に改めるものであります。これによりまして、教育長の給与月額は51万7千円から49万2千円とするものであります。

議案第7号 身延町特別職報酬等審議会条例及び身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部を改正する条例についてであります。

18ページをお願いいたします。

これにつきましては、副町長を置かなくなったことによります文言の整備をするものであります。

議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

20ページをお願いいたします。

この改正は裁判員の参加する、刑事裁判に関する法律の施行に伴い、人事院規則に準じての一部の改正、併せまして育児短時間勤務職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務につきまして、必要事項を整備するものであります。

なお、育児短時間勤務制度について、ちょっとふれさせていただきますが、小学校に就学するまでの子どもを養育する職員が申請によりまして、勤務形態を選択いたしまして、1カ月から1年の範囲で勤務をすることができる制度であります。その勤務形態は1日4時間、1日5時間、週3日、週2日半の中から選択をするというものであります。

8条の2項の、これは正規の勤務時間以外の時間における勤務についての条項であります。育児短時間勤務職員につきまして、公務の運営に支障が生ずる場合、決められた時間以外に勤務を命ずることができるという、ただし書きを付け加えるものであります。および裁判員制度の開始に伴いまして、別表ですが、特別休暇の基準のうちの2の官公署出頭休暇を裁判員、証人、鑑定人、参考人としての官公署出頭休暇に改めるものであります。

議案第9号 身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましてであります。

22ページをお願いいたします。

これにつきましては法律の施行、それから改正に伴い、引用部分の改正であります。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第2号、議案第12号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

それでは議案第2号、議案第12号の詳細説明をさせていただきます。

お手元の4ページをお開きください。

この身延町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例につきましては、第1条の設置の目的にありますように、介護従事者の処遇改善を図るという、平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等に鑑み、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、身延町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するというものです。

この内容につきましては、国の補助金の受け皿として設置をします。主な内容は第6条の1号ですけど、身延町が行う介護保険にかかる第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源ということで、国のほうから交付金を受けるものです。これにつきましては、のちほど議案第24号 介護保険特別会計補正予算で説明したいと思います。

議案第12号、27ページの、先ほど町長から説明がありました提案理由の3行目にもありますように、身延町第4期介護保険事業計画の介護サービス利用見込み量の増加によるということで、介護保険料の改正をお願いするものです。

28ページをお開きください。

第2条中の年額の介護保険料の改定ですけど、全員協議会でも説明をしましたが、第4号、そこにあります同条第4号が基準額で、100分の100ということですけど、それが年額4万920円から6,120円、約15%アップの4万7,040円に改定をお願いするものです。それに基づきまして、1号、2号は100分の50、50%。そして3号が75%、5号が125%、6号が150%という額の改定です。それから、先ほど説明しました第2号のものにつきましては、附則の3にあります・・・この全体的な介護保険料の減額につきまして、先ほどの第2号の基金を充てるものです。

それと附則3につきましては、第3期介護保険事業計画のときには、激変緩和措置ということで、平成18年、19年、20年ということで、3カ年としていましたけど、本年度で、その激変緩和措置が終了することに伴い、第4期におきましても、一番対象者が多い第4段階におきまして、収入額に応じて第4段階、100とした場合の15%減、85ということで、減額措置をお願いするものです。

以上、議案第2号、議案第12号の説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第3号について、建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

議案第3号 身延町有住宅管理条例の制定について、詳細の説明をさせていただきます。

身延町地域の幅広い所得層の居住の用に供する賃貸住宅として活用し、住民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、平成20年第4回町議会定例会において、公有財産購入費をご議



決いただいたところであります。今般、この施設を町有住宅として管理運営するため、身延町有住宅管理条例を制定するものです。

幅広い所得層および住宅困窮者に入居していただくため、公営住宅法で定められている入居時の所得制限を撤廃した運用とし、その他、家賃体系等は町営住宅条例を準用することといたします。

8ページをご覧ください。

第1条は、条例制定の趣旨を規定しています。

第2条は、この住宅の名称と位置を規定し、名称は相又団地。位置は、身延町相又503番地4とするものです。

第3条は、入居者の資格を定めたものであります。

この住宅に入居することのできる者といたしまして、身延町に住所、または勤務地を有するもので、町税等の滞納がなく、独立の生計を営むものであること。

現に、住宅に困窮していることが明らかなものであること。

その他、その者、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者。その他、婚姻の予約者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

以上の3つの要件を具備するものと規定しています。

第4条は、入居の申し込み、入居者の規定、入居決定通知の流れを定めたものです。

第5条は、入居申し込みの数が入居させるべき戸数を超える場合においては、公開抽選により入居申し込み者を選考する旨を規定したものです。

第6条では、毎月の家賃は町長が別に定めることとしていますが、身延町営住宅条例を準用し、決定することを考えています。

第7条では、家賃の納付について規定しています。

第1項は、家賃を徴収する期間は入居可能日から明け渡した日までとします。

第2項は、毎月の家賃は、その月末までに納付すること。

第3項は、入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算によると定めております。

第8条は、入居者から3カ月分の家賃を敷金として徴収すること。

第2項では、この敷金は入居者が住宅を立ち退くときに還付すること。

ただし、未納の家賃、または損害補償金があるときは、敷金のうちから、これを控除します。

第3項では、敷金には利子を付けないことを定めたものです。

第9条は、修繕費用の負担です。

第1項では、この住宅の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすまの張り替え、ガラス破損、給水栓、その他附帯施設の構造上、重要でない部分の修繕に要する費用を除く）は町の負担とすることを規定し、第2項では入居者の責めに帰すべき事由によって、修繕の必要が生じたときは前項の規定にかかわらず、入居者は町長の指示に従い修繕し、その費用を負担しなければならないことを定めたものです。

第10条は、入居者が義務負担を行う費用の項目。

第11条は、入居者が使用するにあたっての保管義務。

第12条は、住宅を退去するにあたっての検査を受ける義務。

第13条は、転貸等の禁止を定めたものです。

この条例の施行については規則を制定し、細部については、これによりたいと考えています。また、この条例の定めのないものは、身延町営住宅条例（平成16年身延町条例第179号）を準用いたします。

なお、この条例の施行日は平成21年4月1日であります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第10号について、税務課長。

○税務課長（佐野治仁君）

23ページ、議案第10号について、詳細説明を行います。

24ページをお願いいたします。

固定資産関係では、附帯設備がございます。附帯設備とは家屋の内部、構造物、建具だったりするわけです。今回、この条例をお願いする内容につきましては、近年、附帯設備につきましての事業用賃貸家屋での附帯設備による取り付けが多くなっております。今回、所有者以外の者が附帯設備を取り付けた場合に、その取り付けた事業者に税を課することができるという規定がございます。内容的には、その事業者が主に利益を目的とする事業の場合であります。冷暖房施設、電気設備、給配水設備などがそれに当たります。

税の公平性から、今回、条例化をお願いするものであります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第11号について、子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

議案第11号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

26ページをお開きください。

本条例の一部改正は、本年4月1日から施行される児童福祉法の一部改正に伴うものでございます。

改正のポイントは2点ございます。1点目は、今回の児童福祉法改正で、里親に関する規定が細分化されたため、本条例で里親について引用している号数の変更が生じました。これが第1点目でございます。

2点目につきましては、今回の児童福祉法の改正により、小規模住居型児童養育事業が加えられました。これに伴い、本条例の中にも、この小規模住居型児童養育事業の追加を行ったものでございます。これが2点目でございます。

なお、この2点の児童福祉法の改正の趣旨につきましては、身寄りのない子ども等に対する支援の強化に向けた制度充実を目指した内容となっております。

まず、条例の関係で第2条の改正に関する部分、26ページの上から4行目の第2条第4項中うんぬんというところの部分でございますけども、ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条は、用語の定義をしております。そして、第2条4項では養育者についての定義となっております。養育者とはひとり親の父、またはひとり親の母以外のもので、児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者のことをいいます。

本条例では、里親はこの養育者に該当しない旨を規定しております。

先ほど、ご説明いたしましたとおり、児童福祉法改正による里親に関する条文の号数が変わりましたので、これを引用している本条例におきまして、引用号数の改正の必要が生じたということでございます。改正前は第6条の3となっておったわけでございますけれども、改正後は6条の3第1項という形になります。

また今回、児童福祉法の改正により、新たに制定されました小規模住居型児童養育事業者につきましては、これを条例に加えましたけれども、里親と同様、養育者に該当しない旨、用語の定義を行ったものでございます。

次に第3条の関係です。第3条では、助成の対象にする者および対象にしない者の範囲、これを規定してございます。

第3条第1項は、助成の対象とする者についての規定。

第3条第2項は、対象としない者についての規定となっております。

里親に委託される児童につきましては、この第3条第2項第3号で対象としない旨の規定がされております。今回、新たに加えました小規模住居型児童養育事業者に委託された児童につきましても、里親に委託された児童と同様に対象としない旨を規定したものでございます。

なお、里親に委託された児童および小規模住居型児童養育事業者に委託された児童の医療費につきましては、別途、公費で負担がなされます。したがって、こうしたことから本条例においては助成の対象としない旨、規定をしたものでございます。

なお、小規模住居型児童養育事業者とは、今回、児童福祉法で新たに事業化された国の制度でございまして、委託を受けた事業主が委託費を受給し、対象児の養育を行う事業ということでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

議事の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 1時00分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、議案の詳細説明を再開いたします。

議案第14号について、観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

議案第14号、31ページになります。

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について、経過の詳細について説明させていただきます。

最初に施設の無償譲与から簡易縮小営業許可、旅館業法でキャンプ場は簡易宿所営業の種類に該当します。

新町合併直前の平成16年8月まで下部町社会福祉協議会で運営し、その後4年間休止していた児童厚生施設、本栖キャンプ場は平成19年7月12日に身延町社会福祉協議会から身延

町に無償で譲与された施設であります。しかし、身延町社会福祉協議会から知事に対して、旅館業法の規定による簡易宿所営業の廃止届が提出されているため、身延町は新たに簡易宿所営業許可の申請手続きが必要となりました。

また、町では平成19年7月5日に開催された第2回臨時会において、名称を本栖湖いこいの森キャンプ場とし、指定管理者による管理を規定した身延町キャンプ場条例を提出し、議決を経て、平成19年7月12日に公布しました。早々に、知事に簡易宿所営業許可の申請をするについて、恩賜県有財産土地使用人の名義変更の承認、本栖湖河川占用の許可、水質汚濁防止法および建築基準法に関する諸手続きを終え、消防署の指摘・改善事項については休止状態でありましたので、施設等の不具合が多く改善に時間を要しましたが、平成20年12月4日に知事から簡易宿所の営業許可を受けました。

次に指定管理者の指定までの手続きについて、ご説明申し上げます。

施設の名称および場所は、名称は本栖湖いこいの森キャンプ場であります。場所は、身延町釜額2035番地。申請の資格としましては、身延町内に主たる事務所を置く。または、置こうとする法人、その他団体であるとしてしました。

応募方法は、公募により行いました。応募方法の周知は、広報みのぶ2月号と身延町のホームページに、1月27日から2月16日まで掲載をいたしました。

募集要綱の配布期間と配布場所は、配布期間は平成21年2月2日から2月6日までとし、身延支所内の観光課において配布をいたしました。

現地説明会は2月4日、午後2時から本栖湖いこいの森キャンプ場において行いました。

応募書類の受付期間は2月12日から2月16日までとし、期間中、申請書提出者は特定非営利活動法人 みのぶ観光センターの1法人だけでした。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までです。

指定管理者選定委員会は2月19日、午後1時30分から本庁舎で指定管理者選定委員会が開催され、審査の結果、特定非営利活動法人 みのぶ観光センターが指定管理者に選定されました。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第18号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

議案第18号 身延町国民健康保険税条例の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由として、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、また国民健康保険財政の健全化および長期安定運営を図るため、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものとなっております。

まず、国保税については平成17年度に国保税を旧3町統一し、現在に至っております。国保税は19年度までは、医療費分と介護分の2つに分かれておりましたが、平成20年4月よりの制度改正に伴い、後期高齢者支援分を含めた3つで課税をされております。

まず第2条の改正については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うものとなっております。

第3条については、医療費分の所得割の改正。

第4条については、医療費分の資産割に関する改正になっております。

第5条は均等割。

第5条の2については、平等割。これが医療費分になっております。

第6条から第7条までは、後期高齢者支援分の課税の分になっております。

第6条については、後期高齢者の所得割。

第7条については、資産割。

第7条の2については、均等割。第7条の3については、平等割となっております。

第8条から第9条の3については、介護納付金の課税になっております。

まず、第8条は介護納付金の所得割。

第9条、介護納付金の資産割。

第9条の2、介護納付金の均等割。第9条の3、介護納付金の平等割になっております。

第21条については、国保税の減額条項となっております。

非常に改正内容が分かりづらくなっておりますので、お手元のほうに平成21年度国民健康保険税率についてという、お知らせ的なものが新旧対象表でお示ししてありますので、それを参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第20号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第20号 身延町一般会計補正予算（第7号）について、詳細説明をいたします。

今回の補正につきましては、20年度の予算に計上いたしました各事業にかかる精算部分がほとんどでございますけれども、そうはいいまして、2億3,900万円という大きな追加補正になっております。この原因につきましては、実は当初予算のほうで財政調整基金を3億円取り崩して、すでに使っております。事業をやる上においてですね。それから減債基金も2億円、当初、取り崩しをいたしました。したがって、今回は決算を考えてみた中で、一般財源に多少の余裕がございましたので、それにつきまして、財政調整基金に2億円、減債基金に2億円を積み込むということで、最終的には取り崩しを少なくしたような格好になりますので、2億3千何がしという大きな追加の予算になったわけでございます。

それでは、内容を説明してまいります。

まず、8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費の中の事業名といたしまして、農村地域活性化農道整備事業負担金、これは清沢の農道でございますが、1,410万円。それから中山間地域総合整備事業負担金ということで、和田の農地でございますけれども、180万8千円。それから溜め池等整備事業負担金ということで、これは西嶋の地内で行われておりますけれども、水路の改修185万円。これらにつきましては、県が繰り越しをいたしました。したがって、本町でも繰り越しをするものでございまして、すべて一般公共事業債が入っております。

8款の土木費、2項の道路橋梁費でございますが、桜清水遊亀橋線道路改良舗装工事1,829万3千円。それから昭和道路線改良工事517万7千円。本町富山橋線道路改良事業3,548万1千円につきましては、電柱や物件の移転交渉等で遅れているため、繰越明許とさせていただきます。

続きまして9ページでございますが、第3表 地方債補正でございます。

これもそれぞれの事業の精算に伴う減額が、主でございます。過疎対策事業債につきましては1億8,730万円が160万円の減額で、1億8,570万円になります。それから防災対策事業債640万円が220万円減額されまして、420万円。これは波木井の流路工等でございますが、それから公営住宅建設事業債2億4,110万円が1,290万円減額されまして、2億2,820万円。これは柿島団地が完成したためでございます。それから合併特例事業債でございますけども、3億2千万円が1,500万円減額されまして、3億500万円でございます。500万円分については西嶋公民館の部分でございまして、残りの1千万円につきましては、のちほど基金の積み立ての部分で説明をいたしますけども、まちづくり推進基金に2億円積み込むことを想定いたしまして、合併特例債をお借りするところでございますけども、実は2億円、積み込むつもりでいたわけですが、合併特例債事業のほうで、充当率が95%でございまして、2億円のうちの1,900万円しか許可が下りないということで、今回1千万円につきましては、一般財源で充当することといたしております。

それでは、12ページをお開きください。まず、1款の町税でございます。

1項の町民税の2目法人分でございますけども、景気の後退の部分で200万円減額をさせていただきます。

それから入湯税でございますけども、これも入客数が減っております。150万円の減額でございます。これについては滞納の部分とか、そういう部分ではなくて、実際に現在、納めていただいているお客さんが減りつつあるというようなことを考慮して、150万円の減でございます。

2款の地方譲与税、この2款から8款までは国税、県税で集めてくれる各税を町に交付していただく部分でございますけども、地方譲与税の1目自動車重量譲与税、これが400万円の減ということでございます。自動車の重量譲与税が減っているということでございます。

それから4款の配当割交付金につきましては、480万円の減。これは上場株式の配当等に課税されました県民税の一部が、県民税の割合で本町に交付される部分でございます。

それから5款の株式等譲渡所得割交付金、これについても340万円の減でございます。これは、株式等譲渡所得等に課税される県民税の一部を交付していただけるというものでございます。

それから6款の地方消費税の交付金、これにつきましても1,200万円の減でございます。

それから7款のゴルフ場の利用税交付金でございますけども、これにつきましては、400万円の増となっております。これにつきましては、ゴルフ場の利用者が多かったというよりも、もともと当初予算で低く見積もっていた部分でございますけども、決算の段階、近づいた段階で、あと400万円ぐらいは大丈夫だろうということで、増額をさせていただきます。

自動車取得税交付金につきましては、自動車を購入する人が少なくなっているということで、130万円の減でございます。

これらは県で示してくれる予算の説明会の折にも、大変、国・県の所得税も減っているというようなことも考慮して、減額させていただきました。

それから9款の地方特例交付金でございますけども、この特例交付金につきましては、国が施策で実施したものについて、減額された部分について、みてる部分でございますけども、1目の地方特例交付金につきましては、490万円の増になります。この部分につきましては、

児童手当に関する経費が拡充されました。それらを地方負担が増えたということで、それらをみてくれる部分ですけども、あとは住宅ローンの減税分等を、ここでみてくれることになっております。

それから2項の特別交付金、1目特別交付金につきましては60万円の減でございます。減税補てん特例交付金が廃止されたことによりまして、いただける部分でございます。

それから3項、次の14ページでございますけども、3項の地方税等減収補てん臨時交付金でございますけども、209万7千円の増額ということで、これにつきましては今回、初めて載せた部分でございますけども、昨年の4月の法改正がございましたけども、皆さん、よく記憶にあると思いますけども、道路特定財源の暫定税率の失効期間がございました。4月から5月の間、1カ月ですね、失効してしまったわけでございますけども、その間、本来であれば譲与税が入ってくる部分でございましたけど、その間が少なくなっておりますので、国で臨時交付金ということで、その部分をみてくれるものでございます。

それから10款の地方交付税でございます。今回の補正をするにあたりまして、一般財源で足りない部分、1億4,354万8千円を地方交付税で賄いました。普通交付税と、まだ特別交付税は決定をされておられませんけども、普通交付税ではほとんど残りが無いというような状況でございますが、財源留保分として、まだ9千万円ぐらいい残している部分でございます。

それから12款のほうへ入ります。分担金及び負担金でございますけども、民生費の負担金の1節児童福祉費負担金につきましては、保育料保護者現年度負担金、それから広域入所町外児童委託負担金ということで、1,008万4千円の増額の補正でございます。これは当初、計上をしていた金額の保育料保護者の所得なんかの関係で、増額をされた部分でございます。

それでは、15ページにまいります。

13款の使用料及び手数料の使用料の部分、8目教育使用料の部分については、3節湯之奥金山博物館使用料230万円。それから6節のなかとみ現代工芸美術館使用料81万円が、それぞれ増額をいたしました。これは思ったよりも入場者数が多かったということでございます。

それから一番下にまいりまして、国庫支出金、国庫負担金でございますけども、これはそれぞれの事業に伴った減でございます。

次のページ、16ページにまいりまして、2項国庫補助金の2目土木費国庫補助金の884万円の減、地域住宅交付金につきましては、柿島団地が完成したための減です。交付金の減でございます。

それから5目の総務費国庫補助金でございますけども、ここには1,255万4千円ということで、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、これにつきましては、国の一次補正で補正予算として通過されたものでございますけども、地域に力を付けるという国の方針の中で打ち出された交付金でございます。充当先といたしましては、高齢者のインフルエンザに400万円、農道の整備関係に855万4千円を充当いたしております。

17ページにまいります。

17ページの県支出金、15款の県支出金にまいります。1目の民生費県負担金の中の3節の保険基盤安定負担金1,964万8千円の減額でございます。この内訳としましては、後期高齢者医療費医療会計基盤安定負担金に504万円。それから国保会計の基盤安定負担金2,465万2千円の減になっております。これにつきましては基盤安定でございますので、軽減世帯に関する補助金的要素が多いわけでございますけども、国保から後期高齢者のほうへ、軽

減世帯の多くが移ってしまったことによることで、基盤安定負担金が減ってしまったというような部分でございます。

それから、次の18ページになります。

2項県補助金、1目の総務費県補助金でございますけども、2節の徴税費補助金が800万円の減でございます。これは県民税徴収取り扱い交付金が減ってしまったということでございます。もちろん、県民税をたくさん集めれば、その分、補助金は多くなってくるわけでございますけども、平成18年、19年度の県民税の還付金が実はここで減ってしまったため、交付も減ってしまった部分でございます。

それでは続きまして、2目の民生費県補助金でございますけども、1節の社会福祉費補助金の一番下にありますが、重度心身障害者医療費対策事業補助金ということで679万1千円。重度心身障害者医療費等が窓口無料化の関係で、伸びがなかったということで、国保のペナルティ部分に対して、いただけるものでございます。

それから4目の農林水産業費県補助金につきまして、1節の農業費補助金でございますけども、アグリビジネスモデル確立支援事業補助金ということで、22万円計上させていただきました。これにつきましては、JAふじかわで曙大豆の登録商標を取るための経費に対する補助金がまいります。これについては、県が2分の1、22万円を出してくれると。町のほうでも、のちほど歳出のほうで説明いたしますけども、町の4分の1を付け加えまして、補助をするような形になります。

それでは、19ページのほうへまいります。

19ページの一番下にありますが、16款の財産収入の2項財産売り払い収入でございます。2,318万9千円ということで、ここに入ってくる2,318万9千円は、中部横断自動車道の建設予定地の譲渡にかかる収入でございます。大島区のほうへ補助をする部分でございますけども、土地および立ち木の補償料、国土交通省に売却をする部分と、それから林業公社の収入、林業公社へ分収造林計画をしております101万8,416円を足しまして、合計で2,318万8,627円になります。その部分の予算計上でございます。

20ページでございますけども、17款寄附金でございますけども、富士山の世界遺産登録推進寄附金ということで、63万1千円。これは富士山の世界遺産の募金について、募金会から。それから募金箱を合わせ、1,574万5,343円の収入があったわけでございますけども、身延町、そのうちの100分の4でございますけども、配分金が63万787円ございました。その部分の寄附金でございます。

あと地域福祉基金、東京都の佐野允夫さま、30万円。それから川添明さま、25万円。それから文化振興基金寄附金の部分については、身延ダンスサークルさま、5万円。身延サウンドヴィレッジファミリーさま、9千円。それから教育施設整備基金寄附金につきましては、帯金の長谷川豊子さま、20万円。それから兵庫県の深澤米次さま、2万4千円。それから飯富の株式会社 セルバ身延店が7万5千円等、善意の寄附をいただいております。

それから2項の基金の繰入金につきましては、公共施設整備基金の基金を当初1億5,120万円、充当をする予定でございました。しかしながら、一般財源の中で、このうち7,120万円は一般財源で充当できるということで、取り崩しをやめますという補正でございます。基金の取り崩し額を減額するということになります。

続きまして、19款の繰越金でございますけども、繰越金につきましては2億567万4千



円ということで、今回、総額が5億7,952万9千円ということで、これですべての繰越金を全部使ってしまいました。使ってしまいましたというか、これを取り崩して、実際には先ほど言った基金へ返したり、積み立てたりというお金に使ったということで、ご理解願いたいと思います。

それでは、21ページの21款町債でございますが、1目の総務債につきましては、合併特例債の1千万円の減額でございますが、これにつきましては、合併特例債のまちづくり振興基金積立金の2億円でございますけれども、合併特例債の起債充当額が95%であり、1千万円分を一般財源で充当するために、町債が減った部分でございます。

あと、それぞれ事業の精査により農道関係や一般公共事業債、公営住宅事業債が減額をされた部分でございます。

それでは続きまして、23ページの歳出にまいります。

2款の総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の備品購入費でございますけれども、県の合併補助金を充当していた下部支所の解体が、かなり安くできたというようなことで、その分を職員のパソコン90台の購入、導入をした経費に充てるということで、100万円の県支出金の増、それから一般財源の減ということで、財源組み替えをしたところでございます。

それから、24ページへお願いをいたします。

3目の財産管理費でございます。2,318万9千円。これが、先ほどの中部横断道にかかる町有地の売却に伴う収入等でございますが、支出のほうで大島区の地域振興事業費補助金ということで、補助をいたす部分でございます。実際には入ってきた部分を、そのまま出すということになります。

それから4目の企画費につきましては、富士山の世界遺産登録経費負担金が594万6千円の減でございます。これにつきましても、先ほど説明した寄附金63万1千円を財源組み替えしてございます。

それから25ページにいきまして、総務管理費の一番下の部分になりますけれども、19節の負担金補助及び交付金で30万2千円。富士急バス運行負担金でございますけれども、富士吉田駅から下部温泉まで乗り入れておりますけれども、ガソリン代が高騰したというようなことで、30万2千円の増額でございます。

2項の徴税費の1目税務総務費でございますけれども、国県支出金で80万円減額をされた県民税徴収取り扱い交付金が800万円減額をされておりますけれども、これは先ほども言いましたが、23節の償還金利子及び割引料、減額2千万円ということで、これが減りましたので、県のほうも減ってきているということで、ご理解願いたいと思います。

それから次のページ、26ページでございますけれども、4項の選挙費でございます。これにつきましては、農業委員会の選挙費用等、それぞれ減額したものでございます。中身を精査して減額した部分でございます。1目の選挙管理委員会費の報酬の2万2千円の増額につきましては、あと1回、委員会を開催するための経費を今回、増額させていただきました。

それでは、28ページをお願いいたします。

8項の支所及び出張所費の、1目下部支所費の15節工事請負費でございますけれども、旧下部支所の解体等が終わりました。199万円の減でございます。

同じページでございますが、3款の民生費、1目の社会福祉総務費の一番下になりますけれども、28節の繰出金、これは国民健康保険特別会計の繰出金で、4,286万1千円の減でござ

ざいます。

それから、次の２９ページへまいります。

３目の高齢者福祉費の、これも一番下になりますけれども、繰出金が真ん中より、ちょっと下のところにございますけれども、３２１万１千円の増。介護保険特別会計の繰出金でございます。

それから、次の４目の老人医療費につきましては、繰出金として老人保健特別会計繰出金で９１７万８千円の減。それから後期高齢者医療費特別会計繰出金へ、９２８万２千円の減でございます。

次のページ、３０ページへいきます。

５目の障害福祉費でございますけれども、一番下の繰出金に、ここにも特別会計の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金１，４３２万４千円を計上いたしました。これにつきましては、重度医療費、ひとり親乳児医療の窓口無料化に伴いまして、本来もらえる定率国庫の負担金、それから調整交付金および都道府県の調整交付金等が減額をいたしました。それに相当するペナルティ分の補助をする部分でございます。

次のページ、３１ページでございますけれども、２項の児童福祉費、１目児童福祉総務費でございます。賃金に１００万円を計上させていただきました。その他賃金ということで、これは児童館が土日対応する部分についての学童保育指導員の賃金でございます。

なお、補正額、財源内訳のところに７万６千円。これにつきましては、地域子育て支援の設置費補助金を県からいただきましたので、７万６千円計上させていただいております。

その３１ページの下の方から、常葉保育所、それから久那土保育所、西嶋保育所、原保育所、静川保育所、これらすべて各保育所の減額が主な補正でございますけれども、そのほか保育料保護者負担金と一般財源の財源組み替え、保育料保護者負担金の軽減補助金の部分が載っているところでございます。

それから、３４ページをお願いします。

８目の民間保育所費でございますけれども、民間保育所費として、委託料１，９６３万６千円の増額補正をさせていただきました。それから負担金補助及び交付金として、４２５万６千円。それぞれ補助金でございますけれども、民間保育所の運営費の補助金でございます。

それでは、３５ページをお願いいたします。

２目の予防費でございます。４款の衛生費に入っておりますけれども、２目の予防費でございますけれども、委託料といたしまして、財源組み替えをしております。これにつきましては、高齢者のインフルエンザ、８４２万８千円に対しての部分でございますけれども、国の１次補正で地域活性化緊急安心事業総合交付金をいただきましたので、財源として４００万円を充当いたしております。

３６ページをお願いいたします。

３項の簡易水道運営費、１目の簡易水道運営費の中の１９節負担金補助及び交付金でございます。１４万２千円の補助金ということで、大塩簡易水道組合の配水管の修理補助金ということで、補助金を渡します。これにつきましては導水管の修繕でございまして、事業費が２８万５千円の２分の１ということで、補助金を出します。

それから２８節の繰出金１，００４万２千円の減ということでございまして、これにつきましては、簡易水道事業特別会計の繰出金でございます。

なお、公共施設整備事業の財源組み替えということで２千万円、基金の繰入金を減させてい

ただいております。

続きまして、37ページをお開きください。

4款の農林水産業費の1項の農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金でございます。この中の一番下にありますけれども、アグリビジネスモデル確立支援事業補助金ということで、33万円でございます。これは先ほど県から2分の1、22万円をいただくということでございますけれども、4分の1の、町の11万円を出しまして、33万円補助金を出すことになっております。

次の38ページでございますけれども、15節の工事請負費でございます。

ここに関しましても、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで、855万4千円を国庫としていただきましたので、財源組み替えをさせていただきます。

なお、19節の負担金補助及び交付金の中の農村地域活性化農道整備事業負担金600万円につきましては、県営土地改良事業負担金でございまして、清沢地区の農道整備に関する負担金でございます。

それから次の2項の林業費、3目林業土木費でございますけれども、14節の使用料及び賃借料につきましては、100万円。重機等借上料を計上させていただきました。これにつきましては1月、2月に降った雪の除雪に関する経費の重機借り上げになります。

それから15節の工事請負費276万円の減につきましては、福原の山腹工事、小規模治山の部分でございますけれども、地形的な部分で県の採択が出なかったという部分でございます。

それから次のページ、7款の商工費、1目の商工振興費の19節負担金補助及び交付金でございますけれども、下部温泉会館の運営費補助金として33万4千円を計上させていただきました。これにつきましては、原油価格高騰によるボイラー等の灯油代との上昇分でございます。

それから2項の観光費の1目観光費、11節の修繕費でございますけれども、94万3千円、計上させていただきました。これは本栖湖のいこいの森キャンプ場、管理棟の修繕ということで、バンガローの屋根の修繕、それから電気の取り替え修繕、バンガローの畳等の取り替えということでございます。指定管理をしていく上で、ある程度、直しておかなければならない部分もあるということでございます。

次の40ページをお願いいたします。

8款の土木費になります。2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁維持費でございますけれども、14節使用料及び賃借料に170万円、重機等の借上料、これにつきましては、1月9日に雪が降りましたけれども、それについての重機借上料でございます。それから15節の工事請負費は公共施設整備基金の財源組み替えでございます。

それから2目の道路新設改良費の部分でございますけれども、この工事請負費600万円の減になっておりますけれども、ここでも公共施設整備基金の財源組み替えを1,650万円してございます。

41ページでございますけれども、41ページの5項住宅費の部分で、工事請負費2,576万円減額されておりますけれども、これは柿島団地の建設工事等の減額でございます。

それから42ページ、次のページでございますけれども、6項の下水道費の1目下水道総務費でございますけれども、28節繰出金1,072万5千円ということで、下水道特別会計繰出金1,283万9千円。それから農業集落排水事業等の繰出金の211万4千円の減でございます。ここでも公共施設の基金の繰入金の財源組み替えをさせていただいております。

次のページ、44ページをお願いいたします。

9款の消防費に入っておりますけども、3項の防災費の1目防災費、一番下になりますけども、補助金として、防犯灯の建設事業補助金ということで、西嶋地区へ新しく公民館を建設いたしましたけども、そこへ行く道の防犯灯の補助金ということで、19万8,240円かかる部分の2分の1を補助するものでございます。

それでは、次のページへいかせていただきます。46ページをお願いします。

46ページの小学校費でございますが、1目の学校管理費の中の14節使用料及び賃借料につきましては、事務機のリース料、職員のパソコンの新規リースを再リース等で対応したために224万円の減でございます。その他、各小学校の管理費につきまして、減の予算が計上してあるところでございます。

47ページの一番下でございますが、教育振興費、11目の教育振興費につきましては、14節使用料及び賃借料につきましても、事務機のリース料48万2千円が減額されておりますけども、これもリース期間満了に伴い、再リース等を行うために減額をしたところでございます。

その次のページから、やっぱり各小学校の教育振興費の減が載っております。

それから、50ページをお願いします。

3目の下部中学校管理費でございます。11節の需用費のところの修繕費で、浄化槽の仕切り壁漏水補修工事ということで、48万3千円。これは浄化槽の中の仕切りの壁が壊れているということで、すぐ対応しなければならないということで48万3千円。それから受水槽の配管凍結修繕ということで、5万5千円。合わせて53万8千円の計上でございます。

それから6目の身延中学校管理費につきましては、11節需用費で17万2千円の修繕でございます。これは美術・家庭科室の天井、床の張り替え9万9千円。それから変圧器の絶縁、油の交換7万2千円等、足して17万2千円の修繕費の計上でございます。

52ページをお願いいたします。

社会教育総務費の中の部分でございますけども、28節の繰出金90万9千円。青少年自然の里特別会計への繰出金でございます。

それから2目の公民館費につきましては、53ページでございますけども、委託料等で724万円の減。これにつきましては西嶋の公民館に関係する委託料、それから下山分館の建設に関する地質調査等の委託料、あるいは設計料を減額いたしております。また、15節工事請負費の部分につきましても、工事費の差金等でございます。

54ページをお願いいたします。

5項の文化振興費、2目の金山博物館の運営費、11節の需用費の中で売店の材料費60万円。先ほど、金山の使用料等もあがったわけでございますけども、売店の材料費が伸びました。60万円の増額でございます。そのほか、和紙の里、現代工芸美術館等と、余った部分の減額の補正がほとんどでございます。

58ページをお願いいたします。

4目の身延学校給食費でございます。備品購入費は8万6千円。細かいですが、洗濯機が故障したために備品購入費を計上させていただきました。

次の59ページでございますけども、12節公債費、1目の元金でございます。長期債の元金の償還部分でございます。2,173万1千円でございます。公的資金補償金免除繰上償

還金ということで、これについては旧中富の小学校で借りました義務教育債、事業債、それから旧身延で借った臨時財政特例債、この部分につきまして、借り入れ利率を見直すと。借り入れ利率が6%から7%の部分を上乗せ償還するというのでございます。その費用でございます。

それから13節の諸支出金でございますけども、1の財政調整基金費につきましては、2億円を積み立ていたします。すでに3億円を取り崩しておりますので、計1億円の取り崩しということになるかと思います。減債基金につきましては、2億円取り崩して、2億円返しましたので、トントンかなということになります。

それから、その他の財源に入っておりますけども、これについては預金等の利子、あるいは寄附金でございますけども、それぞれの基金へ積み込みをいたします。

60ページ一番下の18目のまちづくり振興基金につきましては、先ほども何回か言っておりますけども、財源組み替えということで、地方債を一般財源として1千万円、財源組み替えをしたところでございます。

以上、雑駁でございましたけども、詳細説明といたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第21号、議案第22号、議案第23号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第21号、第22号、第23号、3特別会計について説明をさせていただきます。

説明をさせていただく前に、今回の補正予算については、平成20年度の国庫支出金、療養費給付交付金、県支出金等の歳入部分の決定による補正となっておりますことを、先にご報告させていただきます。

それでは議案第21号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

歳入ですが、国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、1節現年度分、補正額は2億3,918万6千円の減で、12月補正において制度改正による一般被保険者の増による補正をしたところですが、本補正については負担金の歳入金額の減によるものとなっております。

3目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金、補正額は32万1千円の減となっております。4目特定健康診査等負担金、1目特定健康診査等負担金、補正額350万2千円の減となっております。これについては、健診の実績人員の減によるものとなっております。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、2節過年度分、補正額は1,542万8千円の減となっております。これについては、過年度分の療養給付費の精算によるものとなっております。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、1節前期高齢者交付金、補正額は6,053万2千円の増となっております。

7款県支出金、1項県支出金、1目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金、補正額32万1千円の減となっております。

2目特定健康診査等負担金、1節特定健康診査等負担金、補正額350万2千円の減となっ

ております。

9ページをご覧ください。

2項県補助金、1目国保老人医療対策費補助金、1節国保老人医療費対策費補助金、補正額136万8千円の減となっております。

2目財政調整交付金、1節財政調整交付金、補正額700万円の減となっております。

・・・これはほとんど国とか県、先ほどお話しました歳入増減の部分によるものなので、その部分で、ご説明させていただいたほうがよろしいでしょうか。はい。最初に、今回のこの補正については国、県、そして療養費給付金の交付による増減という形で、全部、財政調整をさせていただいております。そういうことで、最初にご報告させていただいたんですが。

続けて、よろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

続けてください。

○町民課長（秋山和子君）

はい。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同交付金、1節高額医療費共同事業交付金、補正額は86万1千円の減となっております。これについては共同事業交付金、これもやはり全部、補助金の変更による増減となっております。

9款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金、補正額は9万円となっております。これについては、財政調整基金積立金利子となっております。

10ページをお開きください。

11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、これは保険税の軽減分です。補正額として、2,985万5千円の減となっております。これについては、軽減世帯等の減によるものです。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分です。これについては、補正額が904万4千円の減となっております。

3節職員給与費等繰入金、補正額305万円の減となっております。これは人事異動による職員の給与費の減の部分です。

6節その他一般会計繰入金、補正額は1,341万2千円の増となっております。これについては、先ほど一般会計のほうからも話がありましたが、窓口無料化に伴う乳幼児医療費等の一般会計よりの繰入金となっております。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額は1億3,379万2千円となっております。これについては基金の取り崩しをする中において、療養給付費等に充てる予定となっております。ですが、実質、この補正を組んだあとに、再度、県等の補助金の増額がありまして、実際に切り崩しする金額については、7千万円の切り崩しとなる見込みです。ここの部分については、ご報告させていただきます。

12款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、1節その他繰越金、補正額は523万5千円の増となっております。

13款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、1節一般被保険者延滞金、補正額は32万7千円の増となっております。これについては、保険税の滞納分が入ってきているという形になります。

11ページをご覧ください。

3項雑入、2目一般被保険者第三者納付金、1節現年度分、補正額は245万8千円となっております。

6目健康診査負担金、1節特定健康診査等負担金、補正額は149万2千円の減となっております。これも先ほど、国の補助金の関係でお話しましたが、特定健康診査の個人負担金の減によるものです。

12ページをお開きください。歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費、補正額は15万円の減となっております。これについては消耗品等の減額と、それから印刷製本費、封筒の印刷なのですが、これの減となっております。

12節役務費、補正額は60万円の減となっております。これについては郵送料の減です。

13節委託料、補正額は230万円の減となっております。これは電算処理を国保連等に委託しておりますが、その部分の減となっております。

2項徴税費、2目徴税費、12節徴税費、補正額については11万円の減となっております。これについても郵送料の減となっております。大半が郵送料となっております。

2款に移らせていただきます。

2款保険給付費、1項療養費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金、補正額は1,200万円の増です。これについては、療養給付費の増によるものとなっております。

13ページをご覧ください。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金、補正額は200万円の増で、これも高額療養費の増に伴う金額となっております。

2目退職被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金、補正額は150万円の減となっております。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、19節負担金補助及び交付金、補正額は201万円の減となっております。この分については、75歳以上の方が後期高齢者医療保険制度のほうに移行した分ではないかと思われております。

3款後期高齢者支援金、2項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金、補正額は40万円の減となっております。

14ページをお開きください。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金、補正額は982万3千円の減となっております。それについても、制度改正によるものです。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金、補正額は24万3千円の減となっております。これについても、国県支出金の減によるものです。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金、補正額は129万1千円となっております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金、これについては6,951万円の減となっております。これについては、存目財源の減によるものです。

15ページをご覧ください。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目特定健康診査等事業費、8節報償費、補正額は19万円の減となっております。これについては特定健康診査、特定保健指導等の医師への報酬の減によるものです。

12節役務費50万円の減となっております。これについては、郵送料の減となっております。

13節委託料、補正額は850万円の減であります。これについては、特定健康診査等の受診者の減によるものです。

2目保健衛生普及費、11節需用費、補正額は55万4千円で、消耗品の減になっております。

12節役務費、補正額は70万円の減となっております。これについても郵送料の減となっております。

疾病予防費、11節需用費、補正額は16万7千円となっております、消耗品の減になります。

4目健康推進事業費、8節報償費、補正額は17万円の減となっております。これについては、高齢者生きがい健康づくり事業、軽スポーツ教室等の講師の謝礼となっております、福祉保健課、そして生涯学習課等で事業を開催しておりますが、それに対する講師の報奨金の減になっているものです。

11節需用費、補正額は65万9千円の減となっております。これについても消耗品、印刷製本費の減となっております。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、25節積立金、補正額は9万円の増であり、ここについては基金の利子分となっております。

次に16ページをお開きください。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、23節償還金利子及び割引料、補正額は80万円。これについては医療等による還付金なのですが、80万円ほど減となっております。

3目償還金、23節償還金利子及び割引料、補正額は68万2千円で、平成20年11月12日に実施された国保の特別会計実地検査において、繰り越し控除額の算定ミスが判明したための交付金の返還に伴う補正となっております。

次に、議案第22号をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町民課長、22号に入る前に説明欄に説明がなく、それから詳細に説明を加えるものなので、ほかは省いてくれて結構ですので、よろしくお願いいたします。

○町民課長（秋山和子君）

分かりました。

それでは議案第22号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)について、説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、特別会計、この事業につきましては、大半が国・県の交付金の額の確定によるものでありますので、よろしくお願いいたします。

1款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金、1目医療費交付金、これについても現年度分の医療費の精算による減となっております。



過年度分の731万8千円の増については、平成19年度の精算分の増による歳入となっております。

審査支払い手数料についても、先ほどお話をしました国・県の精算分の増加に伴う24万1千円の歳入になっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、ここについては現年度分ですが、3,679万2千円の国からの財源が入ってきて、減額という形になります。

3款県支出金、1項県負担金、1目県負担金、1節現年度分、これについても歳入の減によるものです。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、一般会計繰入金、これについても医療費分と事務費分の減となっております。

6款諸収入、2項雑入、1目第三者納付金、現年度分9万3千円の増になっております。

3目雑入、1節雑入521万9千円。これについては、レセプトの過誤調整による諸収入分の増になっております。

8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、これについては13目の22万円の減ですが、これについても、共同電算処理事務委託料の減額分となっております。

2款医療諸費、1項医療諸費、3目医療給付費、19節負担金補助及び交付金、これについては1億690万円の減ですが、医療費にかかる負担金の減額となっております。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金765万2千円。これについては、平成19年度の負担金の精算分となっております。

議案第23号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。

まず、4ページをお開きください。

今回、後期高齢者医療特別会計については、明許繰越が発生いたします。これについては、システム改修が今年度から、7月完成を目指して、国からの指示等によりまして、システムの改修事業を行っていくものです。ついては、107万1千円の明許繰越となります。

歳入になります。7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、これについては現年度分571万3千円の減となっております。これについては、国の特別軽減措置が8月に実施されまして、それによる減となっております。

2目普通徴収保険料、1節現年度分、3,443万9千円。これについても、先ほどお話をしました、国の制度改正による減額となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目療養費繰入金、1節療養費繰入金1,434万2千円。これについては、療養費の減によるものです。

2目事務費繰入金、1節事務費繰入金、補正額は161万2千円の減となっております。この繰入金の中には減となっておりますが、先ほどお話をしました繰越明許の107万1千円の金額が含まれた増減となりまして、歳出のほうで説明させていただきます。

3目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金、補正額は667万2千円となっております。これは減額の対象者への繰入金となっております。

8ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費、1 3 節委託料、補正額は1 0 7 万 1 千円となっております。先ほどお話ししました後期高齢者医療単独システム改修、これについては、今から補正が通りましたら、医療者と委託契約をしまして、7 月の新規の保険証発行までにシステムの改修をし、実施していくものとなっております。これについては、国・県等については、明許繰越をするようにという指示の中で行っているものです。

2 項徴収費、1 目徴収費、これは手数料の減となっております。2 1 万 1 千円の減となっております。

3 項保健事業費、1 目保健事業費、1 2 節役務費 5 万 6 千円の増となっております。これは健診業務の委託料によるものです。

1 3 節委託料 2 5 2 万 8 千円。この健診業務の委託料の減となっております。

2 款後期高齢者広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 節負担金補助及び交付金 4, 7 8 2 万 2 千円。後期高齢者医療負担金分の負担金の決定に伴う補正となっております。

詳細については、そのところに列記されておりますが、後期高齢者医療保険料の負担金の 4, 0 1 5 万 2 千円の減。療養費給付金負担金の 1, 4 3 4 万 2 千円の減。保険基盤安定負担金の 6 6 7 万 2 千円の増という形で、そこで相殺して 4, 7 8 2 万 2 千円の減となっております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

議事の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開は、午後 2 時 4 5 分といたします。

休憩 午後 2 時 3 0 分

---

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（穂坂英勝君）

それでは休憩前に引き続き、議案の詳細説明を再開いたします。

議案第 2 4 号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

それでは議案第 2 4 号 平成 2 0 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について、詳細説明をさせていただきます。

説明へ入る前に字句の訂正をお願いします。

1 1 ページの 5 款 1 項 1 目の 1 2 節役務費の説明欄、通信運搬費とありますが、手数料に訂正をお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回は歳入歳出それぞれ 3, 0 0 6 万 8 千円を追加し、総額 1 7 億 8, 4 3 9 万 7 千円とするのをお願いするものです。

それでは、8 ページをお開きください。

歳入につきましても、平成 2 0 年度の年間実績見込みによる精算的なものにつきましても、大まかに説明させていただきます。

1 款保険料につきましても、6 5 歳以上の介護保険料ですけど、8 7 7 万 2 千円の減。4 款

の国庫支出金につきましては、ここに書いてあるとおり、393万7千円の増。そして2項国庫補助金につきましては、1目、2目は先ほどの精算的なものです。そして3目につきましては、議案第2号で説明しました介護従事者処遇改善臨時特例交付金ということで、今年度1,177万1千円の計上をお願いするものです。

次の5款以降は、精算的なものです。

次に歳出に入らせてもらいます。9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、主なものは13節の委託料257万3千円。これは介護保険制度、第4期を迎えるにあたりまして、介護保険料改定、認定調査項目の改定、介護報酬改定に伴うシステム改修の費用です。

19節の34万5千円減につきましては、システム負担金の精算分の減額です。

そして2款につきましては、すべて19節なので、節を省かせてもらいますけども、これにつきましては、先ほども言いました年間実績見込みによりますプラスマイナスです。1目の居宅介護サービス給付費につきましては、ホームヘルプサービス等の増額。そして5目の施設介護サービス等につきましては、特養とかケアホーム等にかかるサービス費の減額。そして8目の居宅介護住宅改修費、これは住宅改修の段差解消等にかかる改修費で165万1千円の減。

そして10ページ、2項の介護予防サービス諸費、これは要支援1の方へのサービスということですけど、5目介護予防福祉用具購入費、これはポータブルトイレとか入浴補助業務にかかる経費ということで、37万9千円の減。

次に4項の高額介護サービス等費、これにつきましては、今回お願いするのは225万2千円の増。これはサービス費の、1割の自己負担が一定額を超えた分を償還払いをするサービスの費用です。

次に5項の特定入所者介護サービス等費、これは低所得者が施設サービスを利用したときの基準額が、実際払ったのと基準額の差額を施設に払うものということで、今回、579万8千円の増額をお願いするものです。

そして4款の基金積立金につきましては、先ほど歳入で説明しました、議案第2号で国からの補助金を、そのまま積立金に充てるものです。

そして5款地域支援事業費につきましては、精算的なもの。そして、先ほど訂正をお願いした12節役務費につきましては、飯富のふれあいセンターにあります筋力トレーニングの器具を身延福祉センターへ搬送というか、特殊な機械なものですから、専門業者を頼んで、運び入れてからの調整等が必要ということで、その手数料にかかる分です。

そして13節委託料の287万3千円の減につきましては、生活機能評価事業、筋力トレーニング事業、送迎の委託料ということですけど、シルバーへの委託なんですけど、単価の改定によります減額です。あとは精算的なものです。

12ページの2目任意事業費の57万5千円は、説明欄にもありますけども、介護用品と扶助費、これも精算的なもの。また下の在宅高齢者と介護人見舞金につきましては、介護人1人につき5万円ということですけど、寝たきりの介護者につきましては、40人の予算に対して45人ということで、5人分、25万円の増。そして認知症の介護人につきましては、当初10人、50万円ということでしたけど、実質は3人ということで、7人の減。トータル的には、当初予算50人と見込みましたけども、最終的には48人ということで、精算になりました。

以上、説明を終わらせてもらいます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第25号について、水道課長。

○水道課長（申松文雄君）

議案第25号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正であります。2款2項身延中央統合簡易水道事業1、660万円につきましては、県営事業による農道整備事業に併せて、水道管の布設工事を行う工事があります。県営事業の繰り越しに伴いまして、さらには和田平水源改修工事につきましては、既設水源の井戸の調査結果から一部改善を行い、安定給水に努めるため、繰越明許費を追加させていただきました。

2款2項下水道工事負担金につきましては840万円追加し、1、770万円とするものがあります。これにつきましては、下水道工事に併せて水道管の布設工事をしておりますことから、下水道事業の繰り越しに伴いまして、変更をさせていただきました。

次に9ページをお開きください。

まず歳入であります。1款1項事業収入につきましては、身延地区の水道使用料を増額とし、下部・中富地区を減額とし、水道事業としては63万1千円の増額であります。これにつきましては、水道使用料の減額が見込まれることによるものでございます。

次に2款1項1目身延簡易水道負担金につきましては、和田平地区の水道施設整備の完成に伴いまして、加入負担金180万6千円の追加でございます。同じく3目中富簡易水道負担金につきましては、県営事業に伴う水道管の布設替えであります、受託工事負担金の精算による43万円の減額でございます。

次に10ページをお願いします。

4款国庫支出金でございますが、補助対象事業費の精算見込み額によりまして、344万5千円の減額をするものでございます。

次に5款の繰入金につきましては、充当先の財源組み替え、あるいは建設事業費の精算見込み、さらには償還金利子の確定などに伴いまして、1、004万2千円を減額するものでございます。

次に7款諸収入でございますが、平成19年度の消費税の確定に伴いまして、還付金80万7千円を減額し、264万7千円とするものでございます。

次に8款町債でございますが、建設事業の精算見込みによりまして680万円の減額とし、町債は2億8,080万円とするものでございます。

次に12ページをお開きください。

歳出であります。2款1項1目一般管理費につきましては、一般財源である水道使用料を補正したため、一般会計繰入金諸収入を減額とした財源組み替えの補正でございます。

次に2款2項身延簡易水道建設費、1目15節工事請負費でございますが、身延中央統合簡易水道排水管布設替え布設工事、和田地区での工事費の増額。さらには和田平地区水源改修工事へ既設井戸を防護するために、新たに検針管を挿入する工事費として、合わせて150万円の追加をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、下水道工事に伴います給水管の布設工事の増額が見込まれるため、200万円の追加をさせていただきました。また、下水道工事負担金の中で、補助対象事業費の増額による財源組み替えをも合わせた補正でございます。

次に2款3項下部簡易水道建設費、1目19節負担金補助及び交付金につきましては、湯町簡易水道排水管布設工事負担金として、山梨県代行事業によります下水道事業個所において水道管布設工事が行われなかったことから、全額であります500万円の減額。さらには町の下水道事業負担金につきましては、下水道事業の減によりまして、678万5千円の減額とし、1,178万5千円を減額補正するものでございます。

次に2款4項中富簡易水道建設費、1目15節につきましては、中富北部統合簡易水道事業の精算によりまして、907万2千円の減額補正でございます。

次に14ページをお願いします。

3款1項身延簡易水道公債費、1目元金でございますが、一般財源であります水道使用料の充当による財源組み替えの補正であります。同じく2目につきましては、利子の確定により79万3千円の減額であります。

次に2項下部簡易水道公債費、2目につきましても利子の確定により、26万5千円の減額と一般財源であります水道使用料の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金などによる財源組み替えの補正でございます。

次に3項中富簡易水道公債費、2目につきましても利子の確定によりまして、30万9千円の減額補正を今回、させていただいたものです。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第26号、27号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議案第26号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について、詳細な説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、和田地域において当初、12基分の市町村設置型浄化槽の整備のための財源として、地方債を充当したところでございますが、都合により1基取り下げられ、11基の整備となりましたことにより、事業費の減に伴い、特定地域生活排水処理施設整備事業債を80万円、過疎対策事業債を70万円、合わせて150万円減額し、限度額を220万円とするものでございます。

続きまして歳入予算でございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目戸別浄化槽整備事業費分担金、1節和田地区事業費分担金でございますが、当初計画をいたしました設置基数が1基取り下げとなりましたので、8万4千円の減額。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、1節上之平地区使用料について、年度中途での加入世帯数、ならびに使用人員数の減により3万円の減額。

3項1節戸別浄化槽整備事業使用料につきまして、設置世帯数の減、ならびに使用開始月の繰り下げにより、8万7千円の減額でございます。

2項手数料、1目1節戸別浄化槽整備事業手数料でございますが、取り下げによりまして設

置基数の減になりましたことに伴い、2千円の減額。

それから4款繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目農業集落排水事業繰入金7万8千円。2目小規模集合排水事業繰入金1万1千円。合わせて8万9千円の追加でございますが、これは電気料金の値上げに伴い、光熱水費に充当するものでございます。

次に8ページをお願いします。

3目1節戸別浄化槽整備事業繰入金につきましては、事業費の減により220万3千円の減額。

7款1項町債、1目戸別浄化槽整備事業債につきましても、事業費の減により下水道事業債80万円。過疎対策事業債70万円。合わせて150万円の減額でございます。

次に歳出予算でございます。予算書の9ページをお願いいたします。

1款1項農業集落排水事業費、1目上之平地区維持管理費でございますが、年度中途での電気料金の値上げに伴い、11節需用費に4万8千円の追加。

2款1項小規模集合排水事業費、1目北川地区維持管理費でございますが、これも前段と同様、電気料金の値上げに伴い、11節需用費に1万1千円の追加。

3款1項戸別浄化槽整備事業費、1目戸別浄化槽整備事業維持管理費の13節委託料であります。和田地区の浄化槽の保守点検業務について、設置基数の減と使用開始月の繰り下げによる点検回数の減により、2万7千円の減額。

2目戸別浄化槽整備事業建設費でございます。3節職員手当8万1千円の減額。13節委託料に措置してあります市町村設置型浄化槽調査設計業務につきまして、当初の計画は35基でございましたが、それぞれ個人のご都合等により、最終的に30基の調査業務となりましたことから、201万6千円の減額。

次に10ページをお願いいたします。

15節工事請負費であります。当初計画いたしました設置基数12基が11基と1基の減、ならびに入札等の差金などの要因により175万2千円の減額でございます。

以上、議案第26号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号でございます。

議案第27号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費の補正でございますが、下部特定環境保全公共下水道真空ステーション建設事業につきましては、請負業者により工事を始めることに際し、試掘調査をいたしましたところ、非常に大きな転石があることが判明したため、当初計画をいたしました土留め工事の方法を変更せざるを得なくなり、不測の日数を要してしまうことから、今回、新たに繰越措置をとり、施工に万全を期したいとするものでございます。

また、身延公共下水道事業管渠布設工事につきましては、身延山久遠寺へ向かう町道西谷線への管渠布設工事につきまして、大型観光バスの交通の確保を図る必要から、施工位置を変更したことにより繰り越し。さらには県道身延線への管渠布設工事について、思いもかけない膨大な転石が出土いたしまして、その除去のために不測の日数を要してしまったことによる繰り越し。さらには、下部特定環境保全公共下水道事業管渠布設につきましては、試掘の結果、地下埋設物が非常に多く生じてしまったことにより、関係者協議の結果、今回の施工は無

理であるとの結論を得、減額せざるを得なくなりましたが、国庫補助金はすでに決定されており、事業費の総額を増減することができませんことから、他の新たな工区の施工により、対応する必要が生じたため、今回、繰越措置により万全を期したいとするものでございます。

次に地方債補正でございますが、５ページをお願いいたします。

特定環境保全公共下水道事業債として、事業費の増減により中富処理区分６２０万円の追加。下部処理区分８４０万円の減額。合わせて２２０万円減額し、限度額を８，７３０万円とし、本年度発行予定の地方債の限度額の総額を５億５，６２０万円と設定いたしますものでございます。

次に歳入予算でございます。予算書の８ページをお願いいたします。

まず１款分担金及び負担金、１項分担金、１目中富下水道事業分担金、１節加入分担金として１４３万５千円、追加計上するものでございます。これにつきましては、２７戸分でございます。

次に２項負担金、１目身延下水道事業負担金として、身延中央簡易水道排水管布設工事負担金の追加分といたしまして、２００万円。２目下部下水道事業建設負担金として、湯町簡易水道排水管布設工事について、受託工事費を精査・推計いたしました結果、６７８万５千円減額計上いたしますものでございます。

次に２款使用料及び手数料、１項使用料、１目中富下水道事業使用料につきまして、１２月分までの実績と残り３カ月分を推計いたしまして、２７４万４千円の追加。２目帯金塩之沢下水道事業使用料につきまして、年度末までを推計し、現年度・過年度分、合わせまして４２万７千円の減額。３目角打丸滝下水道事業使用料につきまして、４５万６千円の減額でございますが、これはショッピングセンター巨摩の廃業によるところが大きな要因となっております。

次に２項手数料、４目下水道事業手数料に排水設備工事業者指定手数料として、当初計上分１千円を差し引き、８件分、７万９千円の追加でございます。

次に９ページをお願いします。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目身延公共下水道事業国庫補助金に舗装復旧負担金の決定に伴い、追加分として１４２万３千円。２目下部下水道事業国庫補助金といたしまして、事業費の確定に伴い、１４２万３千円の減額計上でございますが、これは未普及解消下水道事業補助金の総枠の中でのやりくりといたすものでございます。

次に４款繰入金、１項一般会計繰入金には１目中富下水道事業、２目帯金塩之沢下水道事業、３目角打丸滝下水道事業、４目身延下水道事業、５目下部下水道事業において、それぞれ事業費、ならびに維持管理費等の増減や帯金塩之沢下水道事業において、補償金免除繰上償還をするための繰入金などを精査し、合わせて１，２８３万９千円を追加するものでございます。

次に１０ページをお願いいたします。

６款諸収入、１項１目雑入、１節消費税還付金として、１，０１１万５千円の計上でございます。これは料金収入に加算され、徴収いたしました消費税額と工事請負費等に算入されました消費税の額、その工事請負費等に充てられた財源に算入されている消費税の額などを加減計算した上で算定されるものであり、当初の科目設定分２千円を差し引いて計上いたしましたものでございます。

次に７款１項町債、１目中富下水道事業債６２０万円の追加。３目下部下水道事業債８４０万円の減額でございます。

引き続き、歳出予算でございますが、１１ページをお願いいたします。

1 款下水道事業費、1 項1 目中富下水道事業総務費、8 節報償費3 千円の計上でございますが、これは受益者分担金の一括納付に対する報奨金を追加するものでございます。

次に2 項1 目中富下水道事業建設費でございますが、1 3 節委託料8 万4 千円の減額であります。これは、中富処理区事業変更認可設計業務の契約にかかる差金が生じたことによる措置でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金6 9 3 万円の追加でございますが、現在、終末処理施設の増設につきまして、県代行で事業が進められているところであります。県からの通知により、予定事業費が増額となり、町からの負担金が2, 9 9 2 万円から3, 6 8 5 万円となりましたことにより、今回、その差額分を追加計上するものでございます。これにより、県代行によります事業費は2 0 年度分として、1 億4, 8 0 0 万円となっております。

次に2 目身延下水道事業建設費でございますが、1 1 節需用費につきまして、年度末までを推計いたしまして、4 8 万円の減額。1 3 節委託料につきまして、処理場建設施工管理業務の契約による差金が生じたので、2 3 万円の減額。1 4 節使用料及び賃借料について、年度末までの推計をさせていただいて、1 万6 千円の減額。1 5 節工事請負費について、簡易水道の受託工事負担金の追加により、加入金等の財源の組み替え措置でございます。

次に1 9 節負担金補助及び交付金でございますが、県道の舗装本復旧工事2 路線、県道身延線、ならびに県道市川三郷身延線の復旧につきまして、入札によります事業費の決定に伴う町からの負担金につきまして、3, 8 4 0 万2, 0 7 3 円に決定したことが県から通知がありましたので、予算措置済みの額と比較し、8 2 万7 千円を減額するものでございます。

次に1 2 ページをお願いいたします。

3 目下部下水道事業建設費でございますが、1 1 節需用費、1 2 節役務費、1 4 節使用料及び賃借料については年度末までを推計し、それぞれ1 万円の減額、および1 千円の追加、ならびに2 千円の減額でございます。

1 3 節委託料につきましては、用地の登記業務委託として3 万9 千円の追加でございます。また、1 5 節工事請負費7 6 3 万2 千円の減額でございますが、これまでの執行状況から年度末を推計し、管渠布設工事で8 4 万7 千円、簡易水道受託工事で6 7 8 万5 千円、それぞれ減額とするものでございます。

また処理場、ならびに一部の管渠につきましては、現在、県代行で事業が進められており、県からの通知により、今回、事業費が決定し、減額となりましたことに伴い、町からの負担金も減額となるとのことで、今回、1 9 節負担金補助及び交付金を2 2 8 万7 千円減額し、県代行負担金を総額4, 2 4 8 万5 千円とするものでございます。これにより、県代行によります2 0 年度の事業費は1 億5, 2 0 0 万円となっております。

次に3 項維持管理費中、1 目中富下水道事業、2 目帯金塩之沢下水道事業、3 目角打丸滝下水道事業維持管理費につきまして、それぞれ各節ごとに、これまでの執行状況を精査し、年度末までを推計いたしました結果、合わせて2 9 7 万6 千円減額するものでございます。

次に4 項公債費であります。2 目中富下水道事業利子、7 目に身延下水道事業利子、8 目下部下水道事業利子につきましては、本債としての借り入れ実績に基づいて、償還額が確定いたしましたことにより、合わせて3 2 9 万1 千円減額するものであります。

なお、3 目帯金塩之沢下水道事業元金でございますが、国が示した財政の健全化に取り組む地方自治体の公債費負担軽減を目的とした公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成



3年度に借入れをいたしました旧大蔵省資金運用部、今、財政融資資金と言っておりますが、その元金償還金として、3,640万6千円を計上するものであります。今回の繰上償還によりまして、平成32年度末での利子負担の軽減分といたしまして、約1,600万円が見込まれてございます。

以上、議案第27号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第28号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

議案第28号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入ですけども、1款使用料及び手数料、1項使用料です。1目施設の使用料ですが、100万3千円の減額。これは全体の施設の利用者数が増加しておりますけども、無料の体験活動をする団体が増えたための減額でございます。

2款県補助金、1項補助金、1目青少年自然の里補助金ですが、18万4千円の減額です。これは体験活動を行う団体の減少によりまして、講師を必要としなくなったためでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金90万9千円の増額でございます。これは本来、使用料で補う燃料費や光熱水費の歳入が少なくなったために、繰入金の増額をお願いしたいものでございます。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますけども、3節職員手当、4節共済費、7節賃金については職員および臨時職員の人件費の部分でございます。

それから11節の需用費24万7千円の増額をお願いするものでございますけども、これの主なものについては、修繕費21万8千円の増額でございますけども、これにつきまして、3件ほど修繕がございます。平須水道の水源地の改修工事、それから管理棟部分の男子トイレの換気扇の交換、それから受水槽のマンホールのパッキンの取り替え等でございます。以上3件で、21万8千円の増額。それから光熱水費の7万5千円の増額でございますけども、これは利用団体数の増加のためでございます。

それから14節の使用料及び賃借料ですけども、これの主なものはシーツのリース代でございます、連泊する団体が増えたために、連泊する方はシーツを交換しない場合が多いため、10万円の減額でございます。

それから2款運営費、1項体験施設運営費、1目体験施設運営費でございます。7節の賃金10万8千円の減額でございますけども、これは主催事業に伴う賃金の減額でございますけども、職員で賄えたための賃金の減額でございます。

8節報償費の33万4千円の減額でございますけども、主催事業コストとありますけども、外部講師を必要とする利用団体が減少したためでございます。

それから12節役務費4万6千円の増額でございますけども、これは手数料ですが、体育館のアリーナに貼られた、テープあとの除去作業をお願いしたいというものでございます。

次に8ページでございますけども、3款事業費、1項食堂事業費、1目食堂事業費でございますけども、11節の需用費4万3千円の減額ということで、これは食堂の消耗品の減額でございます。

13節の委託料でございますけども、17万8千円の増ということで、12月までの補正については1万142食の予定でございましたけども、3月までの予約見込みを計算しますと、233食ほど多くなっているということで、食事数の増によるものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第29号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第29号 平成21年度身延町一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。

本町にとって、大変厳しい財政状況が続いておるわけでございますが、最近の金融基金の問題等、さらに厳しい部分があります。そんな中で、当初予算を作成いたしましたわけでございますけども、前年度より約6億5,564万4千円、減額の87億6,825万7千円でございます。これにつきましては柿島団地、それから西嶋の公民館等の建設事業がなくなったということが大きな要因でございますけども、それと国で今やっております地域活性化生活対策臨時交付金、これが2億4,811万3千円。20年度の予算として、本町にくる予定に、今のところなっております。それらで21年度、22年度、どうしてもやらなければならない事業を、20年度の予算として前倒しとして実施をするということで、当初予算がこれだけ減ってきたということでございます。

それでは、10ページをお開きください。

第2表 地方債ということで、過疎対策事業債については1億2,300万円。この内容といたしましては、防火水槽に720万円。それから町道等の整備に8,100万円。三石山林道負担金に2,880万円、中山間地域防災事業負担金に600万円となっております。利率については、そこに書いてあるとおり、償還もそのとおりでございますけども、続きまして合併特例事業債で1億9千万円。これにつきましては、まちづくり推進基金へ積み立てをいたします。当然、2億円積み立てをするわけですが、1千万円につきましては、一般財源で充当する予定になっております。一般公共事業債につきましては、中山間農地防災事業負担金でございますけども、1,070万円。それから臨時財政対策債5億円ということでございます。この臨時財政対策債につきましては、国が起債可能額ということで示されるものでございます。本来、この部分も地方交付税で国からいただける部分でございますけども、財源不足のため、本来は国が借り入れていたものを、町村で起債として借り入れる部分でございます。5億円ということで、昨年3億2千万円でございますので、かなり増えましたけども、いずれは、これは起債ですので、許可可能額ということで示されたわけですが、うれしい部分もありますけども、逆に起債ということで大変だなという部分もあるわけでございます。

その下の2つ、防災対策事業債400万円と合併特例事業債1億1,760万円。これにつきましては、合併当初、起債を借りました小規模治山分と北小の部分の起債の部分を5年経ったら、利率見直しということで契約をしておりましたので、これは当然、縁故債でございますけども、今回、見直すことといたしました。ですから、地方債につきましては、下の2つは借換債ということでございますので、実施の起債の増には入ってはいりません。

それでは、13ページをお開きください。

町税でございますけども、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税、それから次のページの入湯税等、昨年より本年のほうでは減額をされております。ただし、これをつくるときの資

料としては、12月の部分の資料でございました。まだ、大変な状況がそれ以降、さらに続いておりますので、補正等を考えねばならない事態になる可能性もございます。一応、前年よりも減額をされております。

それから次の2款の15ページ、地方譲与税でございます。ここからは、先ほどもちょっと申し上げたとおり、2款から8款までは国、県で徴収をしますものを各市町村に交付してくれるわけでございますけども、ここで、この2款と、それから21ページの8款自動車取得税交付金、この2つが実は21年の税制改正で、変わりました。そんなことで多少、昨年と違う予算組みをしております。この理由につきましては、地方自治法施行規則の改正でございますけども、国の制度でありまして、自動車重量税、それからガソリン税、自動車取得税を国としては、今まで道路特定財源としていたわけでございます。それが今回、一般財源化ということで、一般財源に組み入れられることになりました。町としては、一般財源として扱っておりますので、どちらで扱ってもらっても本当は差し支えないところなんですけども、国のほうで特定財源と一般財源というふうにいたしましたので、それによって、今まで地方道路譲与税と道路譲与税というような形で交付してきたものが、ご覧のとおり1目のほうで地方揮発油譲与税というようなものが新しく加わりました。

ただし、ここに入ってくるものは、当然、国では20年度に徴収した部分も入ってきます。古いのもそのまま残す、地方道路譲与税なんかはそのまま残して、一般財源化されたものと、それから特定財源化されたものを分けるということで、古い部分も残してあります。

それから21ページのほうは、当然、新しく変わったわけですが、同じ科目ですので、2目ということで、旧法による自動車取得税交付金という項目を設けて、この中で一般財源化されたものと、それから特定財源のものを分けるという作業をしたところでございます。

ただし、全体の額としては、では昨年度と同じだけくるかといいますと、これも国の税制改正で交付してくれる算定をする金額、算定方式については、まったく変わらないわけでございます。実は来年度時限立法として、平成21年から23年度までの時限的措置といたしまして、環境への負荷の少ない自動車、新車に限りますけども、これにかかる自動車重量税等の軽減措置を講じることになっております。そのため、譲与および交付額は前年度より減収を生じるということで通知を受けておりまして、総体的な金額、分けましたけれども、足した金額は前年度より少なくなっております。

それでは、そのほかの部分につきましては、補正等でも説明をいたしましたので、23ページへ進ませていただきます。

23ページ、地方交付税でございますが、普通交付税40億5千万円。それから特別交付税2億5千万円ということで、両方で43億円ということで計上をさせていただきました。これは1億円増えております。普通交付税を1億円多く見積もっているわけですが、このところ国でも交付税が減るといっておるわけでございますけども、この国の経済対策等の煽りを受けて、実際には交付税が多少増えている部分もありまして、こんな措置をとらせていただきました。

続きまして、25ページの分担金及び負担金でございます。

それぞれ前年と変わらない計上がありますけども、3目の教育費負担金の中で、各校の給食費を値上げさせていただいております。今まで、例えば中富町の部分では、240円と280円。身延では240円の270円、小学校、中学校ですね。それぞれ下部では245円とか278円

とかというふうに、旧町で変わっておりました。それを統一させていただきました。小学校については給食費270円。それから中学校については300円ということで、予算計上をさせていただきます。

それから26ページ、7目の土木使用料でございますけども、住宅の使用料が4,559万5千円ということで、かなり増えました。これにつきましては雇用促進住宅、それから柿島団地等の団地の増の部分でございます。

それでは、31ページをお願いします。

15款の県支出金の中の衛生費、民生費の県負担金のあとに丸が書いてあって、衛生費の県負担金がなくなりました。これにつきましては健診に関わる部分の制度改正が行われ、今まで保健衛生でやった部分が国保等に移行いたしましたので、ここの部分、衛生費負担金の部分が廃止をされたことによるものでございます。

それから、その下の県補助金、2項の県補助金の1目でございますけども、1億1千万円ばかり減額になっております。ここには県の市町村合併特例交付金1億2千万円が毎年入っていたところでございます。平成21年度からは、この県の合併交付金、補助してくれる1億2千万円が、これからはないということでございます。

それでは、33ページをお願いします。

5目の商工費県補助金のところでございますけども、1,871万円ですね。ふるさと雇用再生特別基金事業補助金1,369万5千円と、緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金ということで、501万5千円がございまして。これは、やっぱり国の緊急雇用の対策の1つでございます。平成20年度の国の予算で、それぞれ緊急雇用対策をなさいということで、県のほうへ、まずくるんですが、県のほうで、それを基金にいたします。それを基金にしたものを町村といたしましては、原資に3年間かけて、これは10分の10の事業でございますけども、雇用対策ということで使わせていただけるものでございます。これはあとで説明をしますが、労働費のほうに盛ってありまして、ふるさと便とか、そういうものの経費等にも充てられております。

それから同じページの、県の委託金の1目の総務費委託金ですが、4節の中に1,944万5千円で、衆議院議員選挙の委託金が盛ってございます。

35ページをお願いいたします。

35ページにつきまして、財産の貸付収入でございますけども、これにつきましては65万3千円程度減っておるわけでございますけども、条例廃止による分湯条例を廃止いたしましたので、それらの金額等が減ってきているところでございます。

38ページをお願いいたします。基金の繰入金でございます。

本年度は本当に大きな事業がないわけで、基金の取り崩しをかなり減額したところでございます。財政調整基金が1億5,370万円でございます。これは一般財源に充当いたしますけども、公共施設整備基金からの繰り入れも6,925万円ということで、前年の半分以上になっております。これらにつきましては、簡水や下水道の繰出金、あるいは農林土木事業、それから道路の改良等に使って充当しているものでございます。

それから40ページ、雑入でございますが、3節にデマンド交通運営委託金として4,951万6千円を計上させていただきました。これにつきましては、身延町地域交通活性化協議会が国から1,762万9千円の補助金をもらって、それから町も3,457万2千円の補

助を出して、デマンド交通をお願いするわけですが、逆に協議会から町へ4,951万6千円で、事業を委託される部分でございます。これらの委託金で各事業者、山交タウンコーチとか山交、それから中富タクシー、身延タクシー、NTT等へ事業費を支出することになっております。

それでは、歳出のほうへいかせていただきます。43ページになります。

43ページの議会費でございますが、議会費については、議長交際費を10万円減らさせていただきました。そのほか、21年度には議員さんが変わるというようなことで、姉妹市への表敬訪問とか、あるいは研修とか、そういったバスの借り上げ代とかというもので、経費が多少、前年度より伸びております。

46ページをお願いします。

一般管理費でございます。町長交際費を10万円、減額させていただきました。160万円から150万円ということでございます。

それから、次の47ページでございますけども、18の備品購入費でございますけども、町内のウェブサーバー、ウイルス対策サーバー等、かなり古くなっております。買い替えないと、大変なことになる可能性があるということで、それらのサーバー等の導入費を計上させていただきました。

なお、14節の使用料及び賃借料については、前年度より600万円くらい減っております。これは今年度、平成20年に90台のパソコンを購入したことによります。

それから、49ページをお願いします。

49ページでございますけども、委託料に下部コミュニケーションテレビ、SCTの指定管理業務1,260万円を計上させていただきました。PFI事業の審査等が終了し、指定管理業務として委託したための減ということでございまして、前年度より742万6千円、減額をされております。

それから51ページでございますけども、この企画費につきましては7,500万円程度、大きく減額をしておりますけども、実はデマンド交通システムの関係の費用を、企画費のほうに盛ってございましたけども、バス運行費のほうへ移しました。そんな関係で減っているのと、それから既設の源泉影響調査、奥の湯温泉の事業が下部支所の業務の取り扱いとなったために、下部支所費のほうへいっておりますので、それらの経費が少なくなっております。また、この企画費では「出張なんでも鑑定団」の経費も減額をされております。

それでは、53ページをお願いいたします。

バス運行費でございます。先ほどデマンド交通のことをお話いたしましたけども、こちらのほうに業務が移行しております。53ページの委託料で、デマンド交通事業の運営事業ということで、4,951万6千円を支出するような形になっております。それから負担金補助及び交付金で、次のページになりますけども、地域公共交通活性化協議会負担金ということで、3,457万2千円。これについては協議会へ出すことになっております。先ほど言いましたけども、補助金で出したものと国の補助金を協議会で、その一部を町にデマンド交通運営費として4,951万円くれて、委託をして、町で各事業者へ4,951万6千円で、事業者へデマンド交通を委託するというようなことで、予算が二重にいくような形になりますけども、そんな形で、予算のほうも増えておるわけでございます。

それでは、55ページをお願いします。

徴税費の部分でございますけども、徴税費の金額は少ないですけども、19節負担金補助及び交付金に18万9千円。e L T A X加入運用費ということで、13万9千円載っております。このe L T A Xというのは、地方税ポータルシステムの総称でございますが、インターネットで最終的には申告とか住民税など、最終的には徴収なんかもしていこうというような、国で推し進めているシステムでございます。それらに加入することによって、実は住民税が10月から、年金から特別徴収される部分がございます。その年金の加入者の情報を得るために、このe L T A Xに加入をしないと、年金の情報がつかめないというシステムになっておりますので、今回、その負担金等を計上させていただきました。

それから55ページ、56ページにつきましては、例年よりも多少、240、250万円、増えておりますけども、徴収に関する自動車の差し押さえの費用とか不動産の登録、あるいは鑑定業務等の経費が計上をされているところでございます。

それから、その同じページの下の方に、戸籍住民基本台帳費がございます。これについても900万円ちょっと増えておるわけでございますけども、前年度には税務課長がありませんでした。町民課長一本でしたので、ここに税務課長の分の人件費が載っておりますので、増えておるわけでございます。

それから、58ページをご覧ください。

58ページの中段でございますが、町議会議員の選挙費、10月31日に任期を迎えますけども、選挙費の部分がここに載っております。

それから59ページ、次のページも見ていただければ、同じく、今のところ、予定では衆議院議員の選挙、任期が9月10日になっておりますので、今のところ、そういう形の中で予算計上をしてございます。

それから次に64ページでございますが、支所及び出張所費の下部支所費でございますけども、委託のほうに既設源泉影響監視業務ということで、651万円を湯町の開発基金を繰り入れて充当するわけでございますけども、温泉の監視業務等が載っております。

それでは続きまして、民生費のほうに移らせていただきます。

68ページの社会福祉総務費でございますが、68ページ、19節の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会の補助金4、281万5千円でございますけども、これにつきましては、約1千万円ほど増えました。しかし、これは補助金が、ここだけ見ると増えておりますけども、ほかの各事業の委託の部分で、その部分が減っているような形になっておりますので、差し引きはゼロかなと思っております。

あとは特別会計の繰出金等が載っておりますけども、また目を通していただきたいと思います。

それから72ページ、高齢者保養施設費でございます。

13節の委託料に窓ガラスの関係、それから源泉の貯水槽の関係の清掃費が載っております。これはすべてレジオネラ菌の対策の部分でございますが、それらを新しく盛らせていただきました。そのほか、特殊建物の定期検査の報告等が、事業としては、これは3年にいっぺんの事業でございますけども、増えている部分でございます。

それから、74ページをお願いいたします。

児童福祉総務費でございます。74ページの委託料に、前ページの報償費とか、このあと出てくる、そのあとの部分とか、それぞれ次世代育成支援地域行動計画策定業務という部分で経

費が計上をしてございます。これについては、平成17年に計画がスタートし、22年から実質的には後期の計画が始まるわけでございますけれども、平成21年度に作成をして、22年度から、それに伴って次世代の支援計画を策定し、それに伴って行動していくということでございます。

2目は児童措置費で、児童手当関係の経費なんです、その下から3日常葉保育所から各保育所の経費が計上してございます。各保育所につきましては、大きく変わったのはタイムレコーダーを購入する費用が各保育所に載せてございます。すでにあるところは載せてありませんけれども、それから各保育所の特殊建物の定期調査が、ちょうど当たる年でございまして、約20万円前後、各保育所に計上をしてあるところでございます。そのほかには、とりたて大きな予算変動はないということで、これらについてはよろしく願いをいたします。

それから86ページ、衛生費に入ります。86ページをお開きください。

保健衛生総務費でございますけれども、委託料の中にそよかぜワークハウスへの委託、地域活動支援センター運営業務として、身延保健所敷地内の部分に移った、そよかぜワークハウスの775万円が計上されておるところでございます。これについては、約80万円ぐらい増額をされましたけれども、今までプレハブでやっておりました。今度は身延の旧保健所に引っ越しまして、電気料とか経費がかかって、支出が多くなってしまった部分でございます。

それから次に予防費に入りますが、87ページをお開きください。

13の委託料でございますが、高齢者のインフルエンザ予防接種871万1千円ということで、大変、多くなりました。

それから、その下の19節負担金補助及び交付金には、大須成の診療所の上水道の加入負担金31万5千円が入ってございます。これらが新しく変わったところでございます。

それから、さらに88ページでございますが、母子保健事業費の中で、委託料といたしまして、妊婦一般健康診査、5回分から14回分を盛ったということで、588万円が委託料で計上されました。

さらに、これは新しく、20の扶助費でございますけれども、不妊治療の医療費助成ということで、不妊治療は大変お金がかかるということで、10万円の2回、1人20万円で、今のところ5人分を計上させていただいたところでございます。それから乳児医療費助成金が、ここからは今度、子育て支援医療費ということに名前も変わりましたので、減っているところでございます。

それから、90ページをお開きください。

環境衛生費でございます。前年に比べて1,200万円ばかり減額でございます。18の備品購入費には蜂の駆除用の防護服、これは古くなりましたので新しくさせていただきます。

それから、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽の補助金でございますけれども、912万円、計上をさせていただきました。前年度より約1千万円程度、減っているところでございます。

それから次のページに入りますけれども、浄化槽の設置整備既設浄化槽の撤去補助金ということで、50万円計上をさせていただいております。これも前年度は100万円でございます。

それでは、労働費のほうへいかさせていただきます。95ページでございます。

これは労働費の中の委託料の一番最後のほうにいけますが、ここにふるさと雇用再生特別基金事業1,449万5千円を計上させていただきました。これにつきましては、歳入のほうで

ご説明をしたとおり、緊急雇用とふるさと雇用という2つの制度で、国から10分の10でくる部分でございます。レセプト点検の内容の分析等をする部分、地域住民健康指導促進事業費723万5千円と町長がマニフェストで提唱しております、ふるさと定期便事業386万円。これにつきましては、身延町からよそへ転出している皆さんに呼びかけて、1万6千円ぐらいの加入金になりますけれども、年間4回ぐらい、ふるさとで採れた地場産業のものを送るということでございます。

それから本栖湖のキャンプ場の交流事業につきましては、これは本栖湖のキャンプ場を利用して、交流事業をしていく事業でございます。

それから緊急雇用の創出事業につきましては、奥の湯金山の史跡調査の事業でございます。これにつきましては、湯之奥3金山のうちの中山金山については調査しており、国の指定になっているわけですが、そのほかの内山金山と茅小屋金山ですか、この2つを今回、調査することになっております。

それでは、100ページをお開きください。農業費のほうに入ります。

100ページの農業土木費でございますが、委託料の中に農道台帳の整備業務300万円を計上させていただいております。これにつきましては、すでに農道台帳はあるわけでございますけれども、さらに平面図等を作成した中で整備をしていくということで、今回300万円を計上させていただきました。

それから15節の工事請負費3,134万9千円につきましては、耕作放棄地の再生支援事業補助金という、県の補助金がございます。これらに合わせて、水路、農道等を改修していく部分のものでございます。

それから、103ページをお開きください。

農林業振興費でございます。18節備品購入費に22万8千円。これは小さいですが、有害小動物の緊急用の捕獲器、タヌキとかハクビシンの捕獲器を購入するということでございます。

それから19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、ここに、上から5つ目、県民緑化まつりの負担金ということで、21年度に県民の緑化まつりが本町で行われるということで、80万円の計上でございます。これにつきましては、市之瀬のグラウンド、また市之瀬の区有林、駅裏の区有林で実施をされるものでございます。

108ページをお開きください。

これは観光費の負担金補助及び交付金の部分でございます。ちょうど真ん中ぐらいに、下水道事業の受益者負担金105万円を計上しております。これは三門の公衆トイレと仲町の駐車場のトイレの下水道の加入になります。

それから上から4、5通り目に、やまなし観光推進機構負担金というのがございます。これはまだ仮称でございますけれども、124万8千円。これは県の観光に関する機構をつくるということで、負担金を計上させていただいております。

それから、その次のページ、109ページになりますけれども、新しいものとしましては、同じ負担金で、身延山の五重塔の落慶の観光振興まつりの補助金100万円、それから下部温泉郷魅力づくり協議会の補助金100万円が計上してあるところでございます。

それから、次に消防費へ入らせていただきます。

118ページでございますけれども、実はここに消防車両を毎年、備品購入費で買っている



ところでございますけれども、これは先ほどもお話をしましたけれども、地域活性化事業前倒しの部分で、消防車を購入したいということで、当初予算から抜いてあるわけでございます。しかしながら、消防車は購入いたします。

それから120ページでございますけれども、防災費でございますけれども、一番下に自主防災組織の機材整備費補助金ということで、200万円を負担金補助及び交付金に計上させていただきました。

それでは、121ページをお願いいたします。

教育費でございます。教育委員会費につきましては、10節の交際費、40万円から35万円ということで5万円、教育長の交際費を落とさせていただきました。

それから賃金等には複式学級の解消分、静川で1人、それから豊岡で2人の町単教員の賃金が計上してあります。この中に含まれているということで考えていただいて、よろしいかと思います。

それから124ページ、小学校費でございますけれども、13節委託料の中に特殊建物の定期検査の報告業務ということで、これは各学校があたっております。244万1千円ということで、こちらも特殊建物につきましても法改正があったということで、建物の打診等を行っていかねばいけないということで、かなり金額も上がっているわけでございますが、久那土や下部、西嶋、静川、原、身延、下山、大河内等の各学校8校分が計上をしてございます。

それから19節の負担金補助及び交付金につきましては、今年度、関東甲信越道徳研究会ということで、山梨大会が開催されるために負担金等、これは2万7千円でございますけれども、計上されているところでございます。

それから次のページにいきまして、一番上でございますけれども、下水道の受益者負担金25万円が、これは身延小学校の部分で計上されております。

そのほか、各学校関係の部分がございます。小学校の運営にかかる経費がそれぞれ載っております。ここは割愛させていただきますけれども、134ページ、教育振興費でございますけれども、134ページ、11目の教育振興費でございますが、教材備品を購入するということで、これは県の理科教育設備費補助金を受けて、今回、購入をするものでございます。これは中学校にも出てまいります。

それから、そのほか教育振興、教材や教育にかかる部分につきまして、各学校の経費が載っております。

141ページをお開きください。中学校費に入ります。

中学校費にも、先ほどと同じように委託料で特殊建物の定期検査の報告、119万5千円。久那土、下部、中富、身延、それぞれ4校の中学校の特殊建物が載っております。これは下山中については、対象外でございます。

それから下へまいりまして、負担金補助及び交付金の次のページになりますけれども、同じく山梨大会の負担金と、それから下水道の受益者負担金が載っているところでございます。

このほかの学校に関しましての部分につきましては、毎年計上させている部分等が多いわけですので、説明を省略させていただきます。

それから153ページ、公民館費、2目の公民館費、ここにつきましては、西嶋公民館に関する建設の費用がありませんので、かなり減額をしている部分でございます。それぞれ備品や工事請負費委託料、需用費の振興資金の関係の経費等々、減額をされておりますけれども、次の

154ページでは、逆に西嶋公民館の解体にかかる経費が計上をされておるところでございます。委託料の中に、解体にかかる設計業務、それから工事請負費の中に、解体工事費を計上いたしました。

それから19節負担金補助及び交付金につきましては、西嶋分館のCATVの加入負担金、それから身延分館の下水道加入負担金等、30万円が計上されておるところでございます。

それから文化振興費のほうへ入らせていただきまして、158ページになります。

文化財保護費の中では、委託料に民俗資料館の館内薫蒸業務ということで、147万円を計上させていただきました。

それから次のページになりますけれども、負担金補助及び交付金が600万円ばかり減っております。この続きでございますけれども、これにつきましては、大野山の本遠寺の修繕が終了したということで、補助金等がまったくなくなりましたので、減額というか、載せてございません。

162ページ、総合文化会館費につきましては、11節の需用費の修繕費の中に、舞台のフロントサイドライト、ちょっと舞台が暗いということで、ライトの増設をする経費が100万円含まれております。

166ページの現代工芸美術館の運営費につきましては、2年に一度の富士国際ビエンナーレが終了したために、862万円の減額になっております。

あと体育施設の部分で、173ページでございますけれども、体育施設の負担金補助及び交付金で、下水道の、身延地区の部分のトイレ、体育館とか弓道場等の加入負担金が100万円計上をされておるところでございます。

それでは、176ページをお開きください。

公債費でございます。前年度より1億600万円ばかり増えております。しかしながら、これは公債費、返すお金が増えてきたというよりも、先ほど、ちょっと申し上げましたけれども、借換債という部分がございますので、その部分がございますして、起債を借り換えるための1億2,160万円がございます。したがって、総額としては前年度よりも元金は減ってきている部分でございます。

あと、次のページからは基金の積立金でございますけれども、これは利子の積立金等でございます。

以上、一般会計、議案第29号の詳細説明を終わらせていただきます。大変、ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第30号、議案第31号、議案第32号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第30号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計について、詳細説明を行わせていただきます。

平成21年度身延町国民健康保険特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億11万6千円となっており、前年対比9.1%の減額予算となっております。

それでは、8ページをお開きください。1款1項1目について、説明をさせていただきます。

本年度予算3億2,813万1千円。前年度3億1,405万2千円。1,407万9千円の増となっておりますが、これについては平成20年4月よりの制度改正により、退職者被保

険者が一般に移行したための増になっております。大体1割増という形で、2億2,774万2千円計上させていただいております。それ以降についても、2節、3節についても、やはり退職者被保険者が一般に移行したための数値となっております。

2目退職被保険者国民健康保険税についても、本年度1,603万4千円。前年度8,097万4千円。6,494万円の減となっております。これについても、先ほどお話ししました退職者医療者が一般に移行したための減となっております。

それでは、次に12ページをお開きください。

4款1項2目療養給付費等負担金、昨年度と比較しますと、1億6,717万2千円の増となっております。前年度の40%の増となっております。これは医療費への数値となっております。

次に13ページをご覧ください。

5款1項1目療養給付費交付金、本年度2,030万8千円。前年度3億6,609万2千円。3億4,578万4千円の減となっております。これは、先ほどお話ししております退職者被保険者の減によるものとなっております。

次に15ページをご覧ください。

7款2項2目財政調整交付金、1節財政調整交付金、前年度対比にしますと3,441万6千円の増となっております。これについては療養給付費、高額療養費等、換算した中での数値で、増という形となっております。

16ページをお開きください。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金についてですが、本年度予算額2億7,404万円。前年度3億2,078万1千円。4,674万1千円の減となっておりますが、これについては国保連合会より示された数値となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に19ページをお開きください。11款繰入金に入らせていただきます。

11款1項1目一般会計繰入金、これについては本年度予算1億1,738万円。前年度1億9,094万3千円。7,356万3千円の減となっております。これについては、やはり制度改正によりまして、保険税軽減分が約半額、昨年度対比にしますと半額くらいになっておりますが、これについては75歳以上の人たちが後期高齢者に移動したための減額となっております。

次に6節その他一般会計繰入金84万6千円。前年度212万5千円になっておりますが、これについては県単老人医療費のうち国保分の療養給付になって、町の負担分になっております。

次に2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額5,471万3千円。前年度4,582万4千円。888万9千円の増となっております。これについては、療養給付費負担金となります。

あとは経常的に載せてありますので、よろしくお願いいたします。

次に22ページをご覧ください。

13款3項6目健康診査等負担金になります。特定健康診査等の個人負担金となります。これについては現年度、人数的に後期高齢者の分も入ってございましたので、実績に基づいて計上してあります。295万8千円となっております。

次に23ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費です。2節給料から4節共済費までは人件費となっていますので、省略させていただきます。人件費で1,267万7千円の減となっております。

13節委託料545万3千円。これについては共同電算処理、これは国保連が大半になりますが、処理の委託料。あとは、そこに書かれておりますシステム保守の委託料になります。

昨年度はなくて、今年度できました18節備品購入費。ここについては、国保がオンライン化されますので、ノート用パソコンを購入する費用となっております。

24ページをお開きください。

2目国保連合会負担金、19節負担金補助及び交付金119万円。これは国保連合会への負担金となっております。

徴税費、運営協議会の部分については、説明を省かせていただきます。

次に26ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金2億7,488万1千円の増となっております。退職者医療制度が先ほどからお話しておりますが、60歳から64歳までとなったため、この部分については増となっております。

それから2目退職被保険者等療養給付費が3億6,869万3千円の減となっております。本年度は2,601万4千円。前年度が3億9,472万7千円。3億6,869万3千円の減となっております。これについても、先ほどからお話しております、平成20年度より制度改正による人員の減でございます。

次に2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者高額療養費、この19節負担金補助及び交付金、双方とも20年度の制度改正により増減が出てきております。負担金補助及び交付金、一般のほうが1億6,895万2千円となっております。

次に27ページをご覧ください。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金ということで、19節負担金補助及び交付金418万円。これについては11名分掛ける38万円の補助金として、11名分を見込んでございます。

28ページをご覧ください。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、これについては本年度予算270万円。前年度390万円。120万円の減となっております。75歳以上の人たちが、やはり国保のほうに移動されたもので、実績から勘案しますと、大体90名分ぐらいで十分間に合うのかなという形で、予算計上してあります。

29ページをご覧ください。

3款1項1目後期高齢者支援金、前年度対比1,406万5千円。これについて、後期高齢者への負担金と連合会への負担金となっております。

次に30ページをお開きください。

4款1項1目前期高齢者納付金、本年度予算額66万円。前年度1千円。65万9千円の増となっております。これは支払い基金よりの数値となっております。

次、31ページをご覧ください。5款1項1目、2目について説明させていただきます。

1目19節負担金補助及び交付金3,547万8千円。その他負担金ですが、これについては平成19年度老人医療費拠出金の精算金となっております。2項の19節についても同様でございます。

３２ページをお願いいたします。

６款１項１目介護納付金、１９節負担金補助及び交付金、前年度対比にしますと８１０万７千円の減となっております。これについては、１９年度精算金と２１年度の概算納付金で勘案した数値となっております。８，１８４万２千円となっております。

３３ページをお願いいたします。

７款１項１目高額医療費共同事業医療費拠出金、本年度５，９６２万２千円。前年度６，９５０万６千円。９８８万４千円の減となっております。ここについても国保連合会から示された数値となります。

２目保険財政共同安定化事業拠出金、ここの１９節の１億７，６１５万２千円。この数値についても、国保連合会より示された数値となります。

３４ページをご覧ください。

８款１項１目特定健康診査等事業費、本年度予算額１，８０９万４千円。前年度２，３２０万１千円。５１０万７千円の減となっております。ここについては、１３節の委託料、５００万円ほど減額となっております。これについては実績等も勘案した中で、全部計算してあります。実績は、委託料が１，７８５名の受診者の数値を示してございます。

１９節負担金補助及び交付金５４万円。これは前年度になかったんですが、前年度は使用料及び賃借料として、運動施設の利用料を載せておきましたが、ここについては補助金として出していくということになりましたので、今年度５４万円の補助金を計上させていただきました。

次に３目疾病予防費、１３節委託料１７３万４千円。これについては、レセプトの点検業務の委託をしておりますので、その数値となっております。

４目健康推進事業費、本年度予算額１５４万２千円。前年度１８６万７千円。３２万５千円の減となっております。ここについては、報償費として高齢者生きがい健康づくり事業、高齢者生きがいづくり事業ですね、軽スポーツ教室の講師等々の講師の謝礼となっております。

３６ページをお願いいたします。

９款１項１目財政調整基金積立金、２５節積立金１２５万６千円の利子の積立金となっております。

３７ページをお願いいたします。

１０款１項１目一般被保険者保険税還付金、２３節償還金利子及び割引料という形で、過年度の還付金となっております。

２目の退職被保険者についても同様であります。

３８ページをお願いいたします。

１１款１項１目予備費になります。これについては、４，３００万円計上させていただいております。ここの数値については、給付費の３％以上を計上することとされておりますので、４，３００万円計上させていただいております。

次に議案第３１号 平成２１年度身延町老人保健特別会計予算について、説明させていただきます。

本特別会計については、平成２０年４月よりの後期高齢者医療制度がスタートしたのを受け、レセプト点検結果による過誤調整のために、２年間措置しておかなければならなかったための会計であり、本年度が最終年度となります。

平成２１年度身延町老人保健特別会計予算の歳入歳出は、それぞれ５４８万４千円となって

おり、前年対比で98.5%の減額予算となっております。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目医療費交付金、1節現年度分274万円となりまして、先ほどからお話しております医療制度の改正によるもので、レセプト等の部分で入ってくるお金となっております。

7ページの2款1項1目についても、同様にお願いしたいと思います。

8ページ、3款1項1目、これについても精算分となっております。

繰入金、4款1項1目一般会計繰入金、これについても同様にお願いしたいと思います。

5款、6款については経常的となっております。

歳出です。12ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、13節委託料27万7千円。これはレセプトデータの提供料とシステムの保守料等となっております。

13ページをご覧ください。

2款1項1目医療給付費です。19節負担金補助及び交付金372万円となっております、ここについても精算の部分で計上がされています。昨年度について3億6千万円ほど計上しておりましたが、制度改正により減額となっておりますので、ご承知をお願いしたいと思います。

医療費支給費についても、先ほどお話ししました精算分となっておりますので、よろしく願いいたします。

14ページ、3款につきましても経常的な項目となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に議案第32号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、説明させていただきます。

当初予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,839万8千円となっております、前年対比で1%の減額予算となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目特別徴収保険料、現年度分1億2,483万4千円。対象者が1,864名分となっております。

2目普通徴収保険料、現年度4,133万3千円。普通徴収の対象者は1,949名分となっております。2節過年度分63万4千円。これは徴収率を95%としての見込みで、介護分を見込んでおります。

2款については、説明を省かせていただきます。

8ページをお願いいたします。

3款1項1目療養費繰入金、本年度2億663万1千円。前年度1億9,715万8千円。比較947万3千円の増となっております。療養費繰入金として2億663万1千円。これについては、平成20年度分については11カ月で算定しておりましたが、スタートしておりますので、平成21年度分については、12カ月算定として数値を計算させていただいております。

2目事務費繰入金、1節事務費繰入金3,285万4千円。3目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金6,210万8千円。この数値については、低所得者に対しての軽減分の措置費を載せてあります。

次に9ページの諸収入については、説明を省かせていただきます。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節から 4 節までは人件費ですので、説明を省かせていただきます。

1 9 節負担金補助及び交付金 1, 4 7 8 万 8 千円。これについては、後期高齢者医療事務費の負担金となりまして、広域連合等への負担金となっております。

1 1 ページをご覧ください。徴収費になります。

1 2 節役務費 1 5 万円。これについては、郵送料と手数料になります。

1 1 ページをご覧ください。

3 項保健事業費、1 目保健事業費、本年度予算 5 3 5 万 5 千円。前年度予算 7 9 1 万 4 千円。2 5 5 万 9 千円の減となっております。これについて、1 3 節委託料、これについては、前年度が 6 5 2 万 8 千円計上されておりましたが、その折には生活機能評価の部分が予算として組み込まれておりましたので、今回、健診分だけの数値となりまして、1, 2 0 0 名分の数値を計上してあります。

1 2 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者広域連合納付金、1 9 節負担金補助及び交付金になります。ここについては、4 億 3, 5 0 3 万 9 千円については、後期高齢者医療保険料の負担金となります。ほかにもなります。

1 3 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目保険料還付金、2 3 節償還金利子及び割引料、これについては過年度分の償還金となります。

以上 3 会計の特別会計について、説明させていただきました。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

お諮りいたします。

議会会議規則では、会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、あと議案の説明 7 件を残してありますので、会議規則第 9 条の 2 項により時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会議は延長することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は、5 時 5 分からといたします。

休憩 午後 4 時 5 0 分

---

再開 午後 5 時 0 5 分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、議案の詳細説明を再開いたします。

議案第 3 3 号、議案第 3 4 号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

それでは議案第 3 3 号 平成 2 1 年度身延町介護保険特別会計予算について、説明させてい

たきます。

細かい数字等は委員会のほうで説明させていただきますので、ここでは大まかな説明をさせていただきます。全員協議会でこの表を配りましたけども、これに基づいて説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入につきましてはそこにありますように、1款から10款、合わせまして18億1,751万1千円。昨年からの増加率は4.9%。これは全協でも説明しましたけど、介護報酬の改定、また介護認定者の増加、また利用者の増加によるものです。

ちなみに今年の1月末現在の65歳以上の人口が5,993人。そのうち要介護1から5、要介護認定を受けている人が789人、13.17%。要支援1、2が179人、約3%。介護保険の要介護、要支援を受けている人の合計が968人で約6分の1、65歳以上の6人に1人弱が介護認定要支援認定を受けているということになります。

それに伴う介護保険の給付につきましては、歳出の2款と5款が主な介護保険の介護給付費ということで、その2つで97.3%。18億円のうち17億6,853万円ということで、その2つの財源として、歳入の1款の保険料。これは1号の保険料、65歳以上の保険料。構成比とすれば14%となりますけど、そして4款の国庫支出金、5款の支払い基金交付金、これは40歳から64歳までの2号被保険者にかかる保険料です。そして6款の県支出金、そして8款の繰入金、これは町の負担金分。これには町の単独事業分も入っていますけど、その財源内訳の率につきましては、全協に出した、この表に基づいて見てください。それで、歳入についての説明は終わらせてもらいます。

歳入で、昨年と変わったのだけ1つ。15ページをお開きください。

15ページの8款2項1目の給付準備基金繰入金、これが本年度予算3千万円。前年度と比較して1,100万円の増。これにつきましては、3月末現在の準備基金の残が9,247万5千円のうち9千万円を1年ずつ、今度の第4期で基金繰り入れということで、21年度3千万円、22年度3千万円という形で、1年3千万円ずつ、9千万円取り崩すものです。これにつきましては、歳出の状況によりましては減額補正もします。

それでは、歳出に入らせていただきます。歳出につきましては18ページをお開きください。

1款総務費につきましては、一般管理費、昨年とほとんど変わっておりません。

そして20ページ、2款1項につきましては介護サービス等諸費。これにつきましては、要介護1から5、介護認定をしている人にかかる介護サービスの費用です。

内容的な説明は省かせていただきますけども、2目、4目等の特例居宅介護、特例が付いているものにつきましては、介護認定前にやむを得ずサービスを使う場合ということで、今まで、これの支出はありません。2目、4目、6目、10目等がそうです。それらの要介護1から5までかかる介護サービス等諸費の合計が15億4,056万7千円。前年度当初と比較して7,738万5千円の増になります。そして2款2項の介護予防サービス等諸費、これにつきましては要支援1、2の人たちが利用する場合のサービス費用です。内容的には、1項の介護サービス等諸費に準じています。その合計が22ページにありますけど、6,454万4千円。前年度当初と比べて120万5千円の増です。

そして1項につきましては、昨年とほとんど変わりません。それなりのサービス利用者、また介護報酬の改定によります増加分です。



あとは、ほとんど昨年と项目的には変わりません。

以上で、議案第33号の説明を終わらせてもらいます。

次に議案第34号 平成21年度身延町介護サービス事業特別会計予算について、説明させていただきます。この会計につきましては、先ほど説明しました要支援1、2にかかるケアプラン作成の関係ということで、それに対する歳入歳出です。これについても、昨年とほぼ同じです。総額601万7千円です。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第35号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第35号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款水道事業収入としましては、1億7,945万円の計上であります。前年度の比較では、221万円の減額となっております。これにつきましては、水道使用料の減を見込んだものでございます。

次に2款1項1目身延簡易水道負担金につきましては、和田地区、ならびに小田地区合わせて60戸の給水開始を見込み、315万円の予算計上をさせていただきました。

2款1項3目中富簡易水道負担金につきましては、大塩地区31戸の給水開始を見込み、189万円の予算を計上させていただきました。負担金としましては、509万2千円の計上でございます。

次に11ページをお開きください。

4款1項1目身延簡易水道国庫補助金につきましては、身延中央簡易水道補助事業費1億6,728万円の3分の1の補助金であります。5,575万9千円の計上でございます。

4款1項2目下部簡易水道国庫補助金につきましては、下部統合簡易水道補助事業費7,405万円の10分の4の補助金、2,962万円。さらには湯町簡易水道基幹改良補助事業費3,471万8千円の3分の1の補助金1,157万2千円と、湯町簡易水道区域拡張補助事業費687万円の10分の4の補助金274万8千円。合わせますと、1,432万円の計上でございます。国庫補助金としましては、9,969万9千円の計上であります。

次に12ページをお開きください。

5款1項一般会計繰入金につきましては、3億615万5千円の計上であります。対前年度との比較では、473万1千円の増額となっておりますが、公債費への充当が増額となったものであります。

次に15ページをお願いします。

8款1項町債であります。2億4,200万円の計上であります。簡易水道事業債として1億2,100万円。過疎対策事業債として、1億2,100万円の計上であります。

次に16ページをお願いします。

歳出であります。1款1項身延簡易水道管理費は身延中央簡易水道ほか3つの簡易水道施設の維持管理費であります。給水件数は月平均2,363件、給水量は月平均6万5,900トンでございます。管理費につきましては、本年度6,555万8千円の予算計上であります。

1款2項下部簡易水道管理費は、下部簡易水道ほか2つの簡易水道施設の維持管理費であり

ます。

給水件数月平均1,773件、給水量は月平均3万1,800トンであります。管理費につきましては、本年度4,623万6千円の予算計上であります。

次に1款3項中富簡易水道管理費は、中富北部簡易水道ほか2つの簡易水道の維持管理費であります。給水件数は月平均1,671件。給水量は月平均3万5,980トンであります。管理費につきましては、本年度3,897万3千円の予算計上であります。

次に、22ページをお願いします。

2款2項身延簡易水道建設費、13節委託料につきましては、身延中央簡易水道事業波木井地区の配水管布設実施設計業務であります。地質調査ならびに用地測量業務は小田地区でのポンプ室築造工事の基礎資料としての調査測量業務であります。

15節工事請負費につきましては、身延中央簡易水道事業として1億2,685万6千円の計上であります。

17節公有財産購入費につきましては、身延中央簡易水道梅平地区給水の水源用地、さらには小田送水ポンプ室の用地を購入するものであります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、その他負担金として、下水道事業委託工事負担金として7,591万5千円の計上であります。

次に2款3項下部簡易水道建設費につきましては、13節委託料に湯町簡易水道第2配水池の調査設計業務の委託費を計上させていただきました。

15節工事請負費につきましては、下部統合簡易水道事業、湯町簡易水道事業として6,841万2千円の計上であります。

17節の公有財産購入費につきましては、湯町簡易水道廻沢へ計画がされております配水池用地を購入するものであります。

次のページをお願いします。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、その他負担金として、下水道事業委託工事負担金、さらには県道舗装本復旧の工事負担金として7,767万1千円の計上であります。

22節補償補てん及び賠償金につきましては、湯町簡易水道第2配水池用地に関わる建築物の補償費として、122万円の計上であります。

次に3款の公債費であります。公債費全体では1,093万9千円の増となっております。これにつきましては元金据え置き期間が終了し、平成21年度から新たに元金の償還が始まったことなどによるものであります。

以上、身延町簡易水道事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第36号、議案第37号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議案第36号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございますが、市町村設置型浄化槽の整備事業の財源として充てるため、特定地域生活排水処理施設整備事業債、ならびに過疎対策事業債の限度額をそれぞれ560万

円とし、合わせて1, 120万円に設定するものでございます。これにつきましては、総事業費が、補助対象事業費として2, 115万7千円を予定してございます。

続きまして、歳入予算でございます。予算書の7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目戸別浄化槽整備事業費分担金に280万9千円の計上でございますが、本年度は相又、清子、長塩、大炊平地域に28基を設置する計画でございます。設置者に対し、各個人からご負担をいただく分担金でございます。

次に2款使用料及び手数料でございます。8ページをお願いいたします。

まず1目の農業集落排水使用料として、152万1千円の計上でございます。これは上之平地域内44世帯からの使用料でございます。

2目小規模集合排水使用料として、58万3千円の計上であります。これは、北川地域内17世帯からの使用料でございます。

3目戸別浄化槽整備事業使用料として、294万1千円の計上であります。これは18年度設置分の40基分、19年度設置の21基分、20年度設置の11基分、21年度設置予定の28基分の見込み額、合わせての計上でございます。

2項手数料、1目戸別浄化槽整備事業手数料には、設置予定の28基分の手数料として、1基2千円でございますので、5万6千円の計上となります。

次に9ページ、3款国庫支出金でございます。1項国庫補助金、1目污水处理施設整備交付金といたしまして、705万2千円の計上でございます。

次に4款繰入金でございます。10ページをお願いいたします。

1項一般会計繰入金、1目農業集落排水事業繰入金、2目小規模集合排水事業繰入金、3目戸別浄化槽整備事業繰入金、4目予備費繰入金に上之平農業集落排水事業および北川小規模排水事業、ならびに戸別浄化槽整備事業の維持管理費および公債費、ならびに建設費、さらには予備費の財源に充てるため、合わせて3, 300万3千円の計上でございます。

次に5款1項1目繰越金でございます。11ページをお願いいたします。これにつきましては、科目設定の1千円の計上でございます。

次に12ページ、6款諸収入でございます。1項雑入、1目戸別浄化槽整備事業雑入として、50万3千円の計上でございます。内訳といたしましては、浄化槽の設置時に個人の都合により駐車場使用を希望されました方々に対して、特別工事分としてご負担いただくもので、5人槽2基、7人槽2基、10人槽1基、合わせて5基分の計上でございます。

次に7款1項町債でございます。13ページをお願いいたします。

1目戸別浄化槽整備事業債に、市町村設置型浄化槽整備の財源といたしまして、下水道事業債、ならびに過疎対策事業債、それぞれ560万円を見込み、合わせて1, 120万円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

1款1項農業集落排水事業費、1目上之平地区維持管理費に職員の人件費、ならびに処理施設の維持管理やポンプ施設保守点検業務等、施設の維持管理経費として、合わせて369万8千円の計上であります。

2項公債費には、1目元金の償還金として370万5千円。2目利子の償還金として、236万9千円の計上でございます。これにつきましては、長期債の元金は平成39年が最終となっております。

それから2款1項の小規模集合排水事業費でございますが、15ページをお願いいたします。

1目北川地区維持管理費に処理施設の維持管理費やポンプ施設保守点検業務等、施設の維持管理経費として94万円の計上であります。

2項公債費には1目元金の償還金として、275万9千円。2目利子の償還金として141万1千円の計上でございます。これは平成42年が最終になっております。

次に3款1項戸別浄化槽整備事業費でございます。16ページをお願いいたします。

1目戸別浄化槽整備事業維持管理費には、浄化槽の汚泥引き抜き手数料や保守点検業務委託料等、維持管理経費として316万2千円の計上。

2目戸別浄化槽整備事業建設費には、職員の人件費ならびに13節委託料に平成22年度に建設を予定しております29基について、調査、設計業務にかかる経費として672万2千円でございます。これにつきましては大塩地域を予定しております。

15節工事請負費に浄化槽設置にかかる工事費および排水管布設工事費等を合わせて、2,099万2千円。16節原材料費には、浄化槽本体を町として購入をし、請負業者に交付し、事業を進めるための経費として28基分、931万4千円の計上など、総額で4,409万3千円を計上するものでございます。

2款公債費には1目利子の償還金として、39万4千円の計上でございます。まだ、これにつきましては元金の償還は始まりませんが、今現在では平成50年が最終となる予定でございます。

次に4款1項1目予備費として、18ページでございます、30万円の計上でございます。

以上、議案第36号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第37号 平成21年度身延町下水道事業特別会計予算について、詳細の説明をさせていただきます。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございますが、本年度発行予定の地方債の限度額を特定環境保全公共下水道事業債5,910万円。公共下水道事業債8,680万円。過疎対策事業債1億4,570万円とし、合わせて2億9,160万円と設定させていただくものでございます。

続きまして、歳入予算でございます。予算書の8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金には1目中富下水道事業分担金に加入分担金54万円。これにつきましては、9戸分を予定しております。

2目帯金塩之沢下水道事業分担金および、3目角打丸滝下水道事業分担金に科目設定して各1千円でございます。

4目身延下水道事業分担金に供用開始を予定します、大野・梅平・身延地域において見込んでおります90世帯分の加入負担金1,500万円。合わせて、1,554万2千円の計上であります。

2項の負担金でございます。1目身延下水道事業負担金に身延中央簡易水道配水管布設工事のための受託工事負担金として、7,591万5千円。2目下部下水道事業負担金に湯町簡易水道排水管布設工事のための受託工事負担金として、4,443万4千円。合わせて1億2,034万9千円の計上でございます。

次に9ページ、2款使用料及び手数料でございます。

1項使用料には、1目中富下水道事業使用料として、3,251万5千円の計上。2目帯金

塩之沢下水道事業使用料として、663万5千円。3目角打丸滝下水道事業使用料として、905万6千円。今年度、新たに供用開始が予定されています身延下水道事業の使用料として、179万9千円。合わせて5千万5千円の計上でございます。

2項の手数料には、1目中富下水道事業手数料、2目帯金塩之沢下水道事業手数料、3目角打丸滝下水道事業使用料、4目身延下水道事業手数料にはそれぞれ督促手数料、また5目下水道事業手数料には、排水設備工事業者指定手数料についての科目設定として各1千円。合わせて5千円の計上でございます。

次に11ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目身延公共下水道事業国庫補助金に汚水処理施設整備交付金といたしまして、1億1,800万円。これについては身延地区の、21年度で事業を予定しております東谷方面と、それから支所のまわりの部分の整備でありまして、2節の国庫補助金の2千万円でございますが、これにつきましては、波木井地区の詳細設計等を予定してございます。これにつきましては国庫補助金ということで、波木井地区は行う予定でございます。2目の下部下水道事業国庫補助金として、4,800万円。合わせて1億8,600万円の計上でございます。

次に12ページをお願いします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金には1目中富下水道事業および2目帯金塩ノ沢下水道事業、3目角打丸滝下水道事業、4目身延下水道事業、5目下部下水道事業ならびに下水道事業一般会計繰入金など、それぞれの科目に対しまして、総務管理費および維持管理費、事業費、公債費ならびに予備費に充てるための財源として、合わせて4億3,059万7千円の計上でございます。

次に5款でございます。13ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金、ならびに14ページの6款諸収入、1項1目雑入につきましては、科目設定のための、それぞれ1千円の計上でございます。

次に15ページをお願いいたします。

7款1項町債、1目中富下水道事業債に特定環境保全公共下水道事業債、ならびに過疎対策事業債として、それぞれ3,020万円の計上でございます。中富下水道事業債につきましては、総事業費が6,715万5千円を予定してございます。

それから2目身延公共下水道事業債に公共下水道事業債、ならびに過疎対策事業債として、それぞれ8,680万円でございますが、これにつきましては補助対象分といたしまして、2億7,600万円。単独分として5,200万円を予定してございます。

3目下部下水道事業債に特定環境保全公共下水道事業債2,890万円。過疎対策事業債2,870万円を見込み、合わせて2億9,160万円の計上でございますが、これにつきましては補助対象事業費が9,600万円、単独事業費として3,100万円、県代行業業費分として962万5千円でございます。それから県代行の単独事業費として、525万円の事業費となっております。

続きまして歳出でございますが、予算書の16ページをお願いいたします。

1款下水道事業費、1項総務費、1目下水道事業総務費に職員人件費等、1,079万円。2目中富下水道事業総合管理費には、中富処理区の加入に関する制度に対する助成金等、合わせまして、336万7千円。合わせて1,415万7千円の計上でございます。

それから2項の事業費でございます。17ページでございます。

1目中富下水道事業建設費として、3節職員手当に時間外勤務手当、そして30万円。15節工事請負費に管渠布設工事費として、316万円。19節負担金補助及び交付金には、中富城下センター污水处理施設増設事業を県代行で実施していただくための事業負担金として、6,715万5千円。合わせて、総額で7,061万5千円の計上でございます。

2目の身延下水道事業建設費には、職員人件費をはじめ13節委託料に22年度から施工を予定しております、波木井地区の管渠詳細設計等業務および公共下水道事業積算設計等業務、ならびに下水道台帳情報管理業務経費として、6,408万3千円でございます。

なお、波木井地区につきましては、波木井の2区、3区を予定しておりまして、全部で28.5ヘクタールの面整備を行う予定でございます。

18ページをお願いいたします。

15節工事請負費には管渠布設工事費、ならびに簡易水道受託工事費等経費として、3億1,851万5千円の計上。19節負担金補助及び交付金に前年度事業で、管渠の布設工事を施工いたしました県道の舗装本復旧工事の負担金として、4,200万円。22節補償補てん及び賠償金に電柱の移設補償等経費として、100万円。その他事務費等を合わせて4億8,269万4千円の計上でございます。

続きまして、3目の下部下水道事業建設費には職員人件費をはじめ、15節工事請負費、19ページになります、管渠布設工事費ならびに簡易水道受託工事費として、1億2,883万4千円の計上。19節負担金補助及び交付金に、前年度事業で管渠布設工事を施工いたしました県道の本復旧工事の負担金1,430万円、ならびに県代行事業負担金1,487万5千円ほか等、経費を合わせまして2,910万5千円。

22節補償補てん及び賠償金に、工事に伴う物件補償費として40万円。その他事務費等を合わせまして1億6,918万9千円の計上で、2項の事業費は総額で7億2,249万8千円となっております。

次に維持管理費であります。1目中富下水道事業維持管理費には、污水处理槽へ酸素を送る曝気装置のオーバーホール経費といたしまして、11節の需用費に修繕費がございます。その919万5千円のうちで、オーバーホール経費として724万5千円を含む3,108万7千円。続きまして、20ページをお願いします。帯金塩之沢下水道事業維持管理費1,175万2千円。3目角打丸滝下水道事業維持管理費1,433万9千円。4目身延下水道事業維持管理費に本年度供用開始を予定していますことから、管理経費といたしまして、1,551万7千円。5目下部下水道事業維持管理費でございます。めくっていただきまして、22ページをお願いします。下部下水道事業維持管理費に、県代行で整備しています処理場ではありますが、完成後には管理が町に移管されますことから、管理経費として124万8千円となっております。これはそれぞれの処理施設や、マンホールポンプ等の維持管理業務等に要する経費に充てるためのもので、合わせて7,394万3千円の計上でございます。下部処理区につきましては、県代行は平成21年度、22年の3月にはすべて終わる予定になっておりますが、処理場のほうは仕上がりますと、一部管理移管ということでまわってまいりますので、その維持管理費を町がみるということになってございます。

次に4項公債費でございますが、中富下水道事業の元金及び利子償還金2億571万9千円。帯金塩之沢下水道事業元金及び利子償還金1,182万5千円。角打丸滝下水道事業元金及び

利子償還金3, 877万3千円。身延下水道事業元金及び利子償還金2, 034万1千円。下部下水道事業の利子償還金584万5千円となっております。これらは、それぞれの建設事業の財源に充てるために起こしました長期債にかかる元金及び利子の償還金で、合わせて2億8, 250万3千円の計上でございます。

24ページには、予備費100万円を計上いたしてございます。

以上、議案第37号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第38号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

議案第38号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計予算、詳細を説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

比較増減ですが、歳入歳出それぞれ82万8千円の減額ということで、2.0%の減額でございます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料ですが、857万5千円の計上をさせていただきました。これは活動利用料と食堂利用料でございます。

7ページをお願いいたします。

2款県補助金、1項県補助金、1目青少年自然の里補助金、190万5千円の計上でございます。これは体験施設の運営費、報償費、消耗品等の補助金でございます。

8ページをお願いいたします。

3款県委託料、1項委託金、1目山梨県青少年自然の里委託金、2,061万7千円の計上でございます。これにつきましては、施設の運営管理費委託料、総務費の部分の指導担当の宿直手当、それから事業費としまして、厨房の消耗品、管理費等でございます。

それから、9ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金985万7千円の計上でございます。これは職員1名の人件費、また活動補助金、予備費等の計上をさせていただきました。

10ページをお願いします。歳出に入ります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、これにつきましては昨年と、さほど変わっておりません。2節の給料から7節の賃金まで、職員1名分と臨時職員3名分の人件費でございます。

それから主なものについては、11節の需用費、燃料費、これは147万1千円の計上をさせていただきました。重油、ガソリン、それから車のガソリン等、ガス、灯油等でございます。

12節の役務費ですが、手数料。これにつきましては水質の調査、それから浄化槽、それから可燃粗大ゴミ等の処理手数料でございます。

13節の委託料630万2千円の計上でございますけども、大きなものについてはシルバー人材センター等の委託の草刈り業務、それから寝具乾燥、除菌、脱臭等の業務、専門業者による業務、それぞれ1回から3回まで、11ページにわたりますけども、それぞれ行います。

それから一番下の大きなものですが、水道のろ過池の砂の入れ替えということで、115万5千円を計上させていただきました。

それから14節の使用料及び賃借料ですが、139万9千円。主なものはシーツのリース代、

それからモップのリース等でございます。

19節の負担金補助及び交付金ですけども、9万1千円ということで、各種協議会、研修会等への負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

2款の運営費でございます。1項の体育施設の運営費、1目体験施設運営費でございますけども、大きなものですけども、8の報償費ということで、それぞれ体験活動のための講師料でございます。それから11節の需用費でございますけども、体験活動の消耗品等、それから体験施設工房等の電気料等でございます。

12節の役務費ですけども、主なものは手数料とか体育館の浄化槽の点検、自転車等の点検でございます。

14節の使用料及び賃借料ですけども48万8千円ということで、これは土地代でございます。43筆ございます。

それから、13ページをお願いいたします。

3款事業費、1項食堂事業費でございますけども、1目食堂事業費、11節の需用費は、これは食堂の厨房の消耗品等でございます。

それから13の委託料、これは食事用でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第39号について、下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

議案第39号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

まず歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開き願います。

1款温泉事業収入のうちの温泉使用料の635万円ですが、これは28件分の1年間12カ月の温泉使用料でございます。

なお、この2月下旬になりまして、予定しておりました29件目の旅館の引き込みが完了しておりますが、この予算書の調整の時期には間に合いませんでしたので、数字は28件分ということで、計算をさせていただいております。この1件分については、また近い機会に補正計上するものでございます。

次に7ページの財産収入の利子及び配当金ですが、これは下部奥の湯温泉事業基金の利子の受け入れ科目設定でございます。

次に8ページでございますが、3款の繰入金、これは下部奥の湯温泉事業基金の繰入金でございます。299万5千円は、歳出の1款18節の備品購入費に充てるものでございます。

次に9ページの繰越金は、20年度繰越金の科目設定でございます。

なお、次の10ページに分担金及び負担金がありますが、これは今年度はすでに当初予定していた29件の旅館すべて、加入が終わっておりますので、今年度は予定がございません。

続きまして歳出の予算でございますが、11ページをお開き願います。

まず1款の温泉事業費、温泉管理費ですが、11節需用費として203万1千円。このうち修繕費の131万9千円については、送水管の中で6カ所、エア弁がありますが、これが修理の時期にきているということで、これが81万9千円あります。そのほかの修理に備えて、



50万円を計上してございます。

それから12節の役務費44万9千円。それから次の13節の委託料ですが、175万9千円ですが、これは揚湯ポンプ、お湯が一番最初汲み上げるポンプから送湯管を経まして、分湯槽の関連施設までの保守点検業務。それから、温泉のデータ分析業務の委託料の合計でございます。

それから次の18節の備品購入費ですが、これは揚湯用の温泉を一番汲み上げるポンプの、予備ポンプの購入を予定しております。これは不慮の事故や、またオーバーホールが必要が出た場合など、それに対応しようとするものでございます。

なお、ポンプは既製品がございませんので、受注生産ということで、3カ月ぐらいいはゆうにかかるというような情報でございます。それで、こういうことを計画いたしております。

最後に12ページでございますが、基金の積立金です。基金積立金として、212万2千円を計上させていただきました。これは温泉使用料等の収入から、維持費の経費を減じたものを積み立てるという考えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第53号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第53号 財産の取得について、詳細説明をいたします。

この財産の取得につきましては、12月補正予算で、土木費の住宅費に公有財産購入費としまして計上いたしました、相又の雇用促進住宅の購入にかかる議案でございます。議案第3号で提案しております、身延町有住宅管理条例にも関係いたしますところでございます。

関係資料を開いていただきたいと思いますけれども、これを全部読み上げることはいしませんけれども、相又の針山下、それから小田船原の広河原、この2筆、5,879.64平方メートル、予定価格9,800万円。それから建物につきましては、共同住宅集会場、自転車置き場、機械室、ポンプ室、それからプロパン庫、塵芥集積場、これらの施設構造面積がそれぞれ出ております。合計4,156.63平方メートルということで、3,409万8,750円ということでございます。これを購入するということでございまして、ご議決をいただければ、独立行政法人 雇用・能力開発機構と契約を締結していくことになっております。

ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

次に請願第1号について、紹介議員であります上田孝二君より趣旨説明をお願いいたします。

○6番議員（上田孝二君）

それでは、請願について趣旨説明をさせていただきます。

山梨弁第287号

平成21年2月19日

身延町議会議長殿

請願者

山梨県甲府市中央1丁目8番7号

山梨県弁護士会 会長 石川善一

消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願

請願理由

近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法等、さまざまな消費者被害があとをたない。消費者被害の相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられているが、その件数は平成7年度が約27万件あったものが、平成18年度には約110万件に達し、11年間で約4倍に増大している。

こうした中で、真に町民の消費生活の安全・安心を守るためには、目下、政府が設置を検討している消費者庁の実現を待つだけでなく、自治事務として、みずから消費者行政を担っている身延町自体の消費者行政の充実・強化も不可欠である。そのためには、身延町の消費者行政のあり方を抜本的に見直し、消費者行政の中心となる相談体制の充実や山梨県、ほかの県下の市町村との連携を行うなど、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を図る必要がある。

よって、貴町議会が身延町長に対し、身延町の消費者行政を向上させるため、消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充することを求めることを採択していただきたくよう、お願いいたします。

紹介議員 日向英明

// 上田孝二

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議時間の延長にご協力をいただいたことに深く感謝を申し上げまして、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 6時00分

平成 2 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 0 日

平成21年第1回身延町議会定例会（2日目）

平成21年3月10日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採択
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（19人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 松 浦 隆   | 2番  | 河 井 淳   |
| 3番  | 望 月 秀 哉 | 4番  | 望 月 明   |
| 5番  | 芦 澤 健 拓 | 6番  | 上 田 孝 二 |
| 7番  | 福 与 三 郎 | 8番  | 望 月 寛   |
| 9番  | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 伊 藤 文 雄 | 12番 | 渡 辺 文 子 |
| 13番 | 奥 村 征 夫 | 14番 | 中 野 恒 彦 |
| 16番 | 近 藤 康 次 | 17番 | 笠 井 万 汎 |
| 18番 | 石 部 典 生 | 19番 | 川 口 福 三 |
| 20番 | 穂 坂 英 勝 |     |         |

3. 欠席議員は次のとおりである。

15番 松 木 慶 光

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

|         |   |       |         |       |
|---------|---|-------|---------|-------|
| 町       | 長 | 望月 仁司 | 総務課長    | 市川 忠利 |
| 会計管理者   |   | 中沢 俊雄 | 財政課長    | 笠井 一雄 |
| 政策室長    |   | 依田 二郎 | 町民課長    | 秋山 和子 |
| 税務課長    |   | 佐野 治仁 | 身延支所長   | 望月 和永 |
| 下部支所長   |   | 小林 英雄 | 教育長     | 佐野 雅仁 |
| 学校教育課長  |   | 赤池 一博 | 生涯学習課長  | 佐野 正美 |
| 福祉保健課長  |   | 広島 法明 | 子育て支援課長 | 近藤 正国 |
| 建設課長    |   | 柴原 信一 | 産業課長    | 佐野 由雄 |
| 土地対策課長  |   | 滝戸 文昭 | 観光課長    | 赤坂 次男 |
| 環境下水道課長 |   | 赤池 義明 | 水道課長    | 串松 文雄 |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 馬場 徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

相互の礼で、始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

欠席の報告をいたします。

松木議員が昨日に引き続き、欠席との届がまいっております。また、小松教育委員長は欠席です。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

---

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

補正予算・財産区等の当初予算以外は、委員会付託を予定しております。よって、付託予定の議案の質疑は総括的・大綱的な質疑に留め、詳細質疑は各委員会で行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第3号について、質疑を行います。

笠井万汜君。

○17番議員（笠井万汜君）

それでは議案第3号 身延町有住宅条例の制定について、質問をいたします。

3条でありますけれども、今回の入居者の資格の問題が大きな問題になるであろうという感じがするわけであります。町営住宅の管理条例と3条も違うわけでありますけれども、公営住宅法の20万円の所得の問題が撤廃される中で、今回の3条の中で、その部分が明確に載っていない。例えば50万円であろうが100万円であろうが、その部分についての配慮といいますか、どこに載せてあるのか、どこで解釈をするのか。1点だけ、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

お答え申し上げます。

この町有住宅につきましてのご質問ですが、入居資格については3点だけに留めてあります。これは町営と町有の違いということで、町営住宅の場合につきましては、公営住宅法の上位法に基づきまして、建て替え、あるいは新設の建物を造ってございます。したがって、公営住宅法というのは、入居時の所得の制限がございまして、今、議員さんが言われたように20万円以下というようなことがあります。これに捉われないということで、家賃の設定をさせていただきたいと、こう思っております。

特にどのくらいの人が入れるのか、入れないとか記載がしていないわけですが、ただ、これは今回の町有住宅の管理条例は、町の身延町営住宅法に準拠するということを謳っております。身延町の町営住宅を見ていただくと、これにも書いてございせん。というのは、上位法を見ますと、これは別に定めていいですよということで定めています。

ただ、これについては毎年のように、国のほうから施行令の写しがございまして、これは官報を通じてくるわけですが、これにいくらの方、いくらの方というふうに記載されています。そんなことで、今年も特に柿島団地の入居を今、行っているわけですが、ちょっと少ないわけです。というのもおおぜいの申込者があるわけですが、公営住宅がどうしても20万円かかってしまうということで、おおぜいの方の申し込みにつきましても、ご辞退をさせていただいているというんですか、辞退をしていただくように話をしています。これらを身延宿舎に振り向けていきたいというようなことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万汜君）

そうすると、例えば公営住宅法の20万円の制限を今回の条例の中では、第3条の中に、もちろんもっておりませんが、その部分については、例えば50万円だと、60万円だと、100万円だと、そういうふうな制限がない中で、誰が決断して入居を許可するのか。1点だけ、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

これにつきましても、昨日、提案の中で説明させていただきましたように、町長が決めるということになっております。いずれにしても、公営住宅の所得につきましては、上位法の国のほうから施行令で告示されてまいります。この中で、8階層に分かれています。その中に入る方以外の方も、所得があつて入れない方については、身延宿舎のほうに振り向けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

町営住宅に住んでいる皆さんの中には、今まで旦那さんが働いていて、今度は奥さんが働くようになって、所得が急に上がって、家賃が2倍も3倍もというふうな形になってしまうとい

うことで、そこにいられなくて、町外に出てしまわれる方がいらっしゃったというふうな話を聞いたんですね。そういう意味では、そういう方が出てきているという話を聞いて、なんとかならないかなというふうに、今まで思っていたんですけども、やっぱり、それは法律の中で安くて良い住宅をという中では、ある程度、救えない部分があったのかも分からないけど、そういう意味では、この町有住宅だったら、そういう方もずっと身延町に住んでいられるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

議員さんのおっしゃられるとおりです。私たちも公営住宅に入っていただきたいわけですが、どうしても所得制限がかかってきました。今度、新しく新設されます身延宿舍、これについては無制限ですので、ぜひひとつ、こちらのほうのご案内もしていきたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）



質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第10号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第11号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第12号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第13号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第14号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第15号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第16号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第17号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第18号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第19号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第20号について、質疑を行います。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

入湯税について、1点お伺いいたします。

景気が悪いから、お客さまが来なくなったために減額150万円となっておりますが、入湯税について、その後どうなっているか、お聞きいたします。

○議長（穂坂英勝君）

税務課長。

○税務課長（佐野治仁君）

お答えします。

まず入湯税は、税法上、目的税ということで、各施設から1人当たり150円ということで徴収しております。徴収方法としましては申告ということで、その施設の事業主が役場のほうへ報告して納入するという形になっております。現在、入湯税は非常に滞納が多いということで、前回、議会の中でも出ているわけなんですけど、今現在、1,520万5,900円の年度当初の滞納がありました。2月現在、1,397万2,900円の滞納がありまして、123万3千円の収入が、今のところ出ているということで、徴収率としましては8.3%ということです。

なお、今現在の、現年度の入湯税につきましては92.7%の徴収ということで、徴収していない部分につきましては、160万円ほど未徴収がございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

このお金は、お客さんから預かったお金ですから、役場へ払うのは当たり前のことで、税金の公平性を保つために、ぜひ徴収に努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかに質疑はございませんか。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

歳入、13ページのゴルフ場利用税について、ちょっと1点お伺いいたします。

400万円の補正ということで、当初予算の見積もりが甘かったからということで、400万円補正がされているわけですが、富士川カントリークラブ、身延山カントリークラブ、この2つのゴルフ場があるわけですが、両ゴルフ場、富士川カントリークラブがいくら、身延山カントリークラブがいくら、明細が分かったら説明願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

当初、予算を計上するときには、歳入欠陥になってはいけませんので、より多く見積もるといことはいたしません。今回、400万円の補正が出ましたが、それらにつきましては、見積額が予想を上回って、利用者があったということでございます。3月に交付されたゴルフ場利用税交付金につきましては、実際には平成20年の3月から平成20年の11月までに利用された方々の部分でございまして、4カ月間、7月から11月分のものでございます。

利用状況につきましては、平成20年3月から平成20年11月までの合計で申し上げますと、富士川カントリークラブが1,782万5,100円、身延山カントリークラブが864万9,300円でございます。これにつきましては、ゴルフ場利用税は富士川カントリークラブが600円。それから身延山カントリークラブは8月に修正がございまして、600円を400円に訂正をしているところでございます。

そのうちの本町に交付してまいります部分が、富士川カントリークラブ分が1,194万3,261円。身延山カントリークラブが367万8,150円。合計1,562万1,411円ということでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○10番議員（望月広喜君）

富士川カントリークラブは600円、身延山カントリークラブは400円、なぜ、その200円の差が出てくるのか。お客さんからもらう利用税に、そのまま町へ移管しなければならぬものが、なぜ200円の差があるのか。その説明をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

これはゴルフ場の施設の利用でございすけども、ゴルフ場の利用税につきましては、400円から1,200円まで、それぞれ施設によって決めて、利用税を納めることになっております。たまたま、ゴルフ場の申請により富士川カントリークラブが600円、身延山カントリークラブが400円になっているということでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

伊藤文雄君。

○11番議員（伊藤文雄君）

53ページの教育費の中の、2目の公民館費であります。下山分館建設地質調査業務の100万円、ならびに建設設計業務の625万円についてであります。当初予算に載っていたわけですが、その後の進行状態はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ご指摘の下山分館の地質調査業務、それから設計業務の関係ですけれども、当初にはご覧のとおり盛ってございました。この問題については、9月の一般質問の中でも申し上げましたが、

町の予定地、それから下山地区の住民の皆さんの建設予定地に違いがありまして、その後、レーザー探査ということで、予定地は文化財保護地になっておりますので、レーザー探査を行うということで、1月にレーザー探査を行いまして、2月末に結果が出ております。その結果を下山地区のほうに報告を申し上げ、最終のお答えをいただくということになってはいますが、今のところ、20年度予算としては間に合いませんので、減額をさせていただくというような状況になっております。

○議長（穂坂英勝君）

伊藤文雄君。

○11番議員（伊藤文雄君）

それでは今後、下山分館を建てる計画については、継続ということですか。廃止ですか。

○生涯学習課長（佐野正美君）

建設の計画については、一応、継続という形で行いたいと思います。あとは、先ほど申しましたとおり、予定地の問題で今、建設検討委員会とレーザー探査の結果をふまえて、検討しております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

31ページなんですけれども、児童福祉総務費ということで、賃金で児童館の土日対応ということで、賃金が100万円計上されています。この土日対応というのは、多くの町民が望んでいたことで、子どもたちが利用しやすくなってよかったなというふうに思うんですけれども、条例の改正もないから、今までのとおりで、土日が増えるのかというふうに私は思っているんですけれども、どのような経過になっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

賃金100万円の内訳でございますけれども、今年度当初から第2、第4土曜日につきましては、議員の皆さま方のご意見がございまして、開館をしている状況でございます。それに関わる賃金が第2、第4の土日分として36万円で、あと64万円につきましては、学童保育の5カ所で運営している部分でございますけれども、それに関する職員の賃金が増加したというものでございます。

学童保育につきましては、基本的には2人の指導員で運営しているわけでございますけれども、身延の学童保育につきましては、学童の数が非常に多いということが1点と、もう1点につきましては、多動性障害が凝われるようなお子さまが若干おるということで、2人の対応が少し厳しいということで、現在3人で対応させていただいておるわけでございますけれども、これらに関しまして、64万円ほどの賃金の増があったと、こういったものでございます。

なお、この第2、第4の土日につきましては、来年度、もう1年、試行的に行っていきたいと、現時点で考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

大綱的なことで質問を、議長のお話のほうで、大綱的にちょっと質問してみたいと思います。

まず、15ページをお開きください。そこに13款使用料及び手数料ということで、教育手数料、3節、4節、5節、それぞれ金山博物館、総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館。また、21ページを開いてください。そこには第20款諸収入の中の雑入で、9節、11節、12節、13節というところで、雑入として収入がそれぞれ計上されておると。それで今度、歳出について飛びますと、ページでいいますと54ページから57ページに、文化振興費について、歳出が記載されていると。

そこで金山博物館、総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館が普通会計の中に入っていますので、私個人だけのことか分かりませんが、非常に理解しにくい会計になっていますね。20年度、今年の当初予算を見ますと、3款で一般財源から合計で1億4,180万6千円ばかり出ているわけです。一般会計から繰り入れられている。その内訳を見ますと、金山博物館は当初予算6,477万8千円に対して、一般財源から4,447万8千円。予算額に対する一般財源の比率、つまり構成比を見ますと、これは68%に当たるわけですね。次に総合文化会館の管理費、当初予算6,126万5千円に対して、一般財源から5,996万5千円。これは構成比率で見ますと、98%になる。3番の現代工芸美術館については、当初予算3,888万8千円。一般財源から3,741万9千円。これは実に、96%の一般財源の構成比率となっています。

以上のことから、この3館の会計処理について、歳入歳出があっちを見たり、こっちを見たりということで、非常に見にくい状況になっている。そんなことで、現在、22ある特別会計等に、あるいはまた違った形で、これらを一括して、見にくいような状況ではなくて、本当に理解しやすいような、昨日も青少年自然の里みたいに、それだけ見ればすぐ分かる、そういうような改善策があるかどうか、お伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、ただいまの質問にお答えします。

普通会計につきましては、一般の税で賄うべき、今、3つ挙げられましたものも社会教育施設の1つだと思います。それらを一般の税で賄うものでございます。また、特別会計はございますけれども、単一予算主義、できるだけ単一予算で会計を処理していく、特別会計は国保とか下水道、上水道、簡易水道ですね、それら公営企業に準ずるものを現在、設置をしてございます。

会計処理上、大変複雑になるということで、その特別会計を乱立することは、予算の統一的な経理を阻害することになるので、慎むべきであるというようなこともございますが、実際には身延町の特別会計設置条例に規定すれば、できないこともございません。

ただ、一般会計の部分では、たしかに予算上、中身を見るのに、使用料を見たり、あるいは諸収入を見たりということで、歳入の部分も分かりにくい部分がございます。それらについま

しては、また担当課、それから財政のほうでも、もし、そういう資料が必要であれば、それなりにつくろうと思います。特別会計の設置については、次回の議案等もたくさんになります。いろんな課題があると思いますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

財政健全化比率とか、あるいは、これから財務諸表などを作成していくというような方向にあるかと思います。そういうような中で、仮に平成21年度はここに資料として作ってありますからあれですけど、平成22年度から普通会計と特別会計が分かれるように、またこの3館のものが、今、課長の話だと前向きに検討するようなことに受け取られましたけども、ぜひ分かりやすい会計方法をとられるよう、提案いたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

41ページの住宅費の工事請負費2,576万円、柿島団地の建築工事外、ほかということになっていますけども、やけに大きいような気がするんですが、中身はどういう形なんでしょう。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

お答えします。

この柿島につきましては、公営住宅の場合につきましては、家賃の算定にこういった基礎額、それから立地係数、規模係数、経年、それから利便性とかが計算されます。これによって決まってくるわけですので、どうしても工事費を落としたいということで、特に今回の場合につきましては外構工事、東屋とか、それから付近のまわりの植栽工等々を減額させていただきました。これが2,250万円になっています。それから、あと入札差金で浄化槽が125万円。それから集会施設が100万円の減額。合わせまして、このような減額となりました。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

31ページから34ページにかけての保育所に関する質問ですけども、常葉保育所から始まって、静川保育所までの町営の保育所と、それから34ページの民間保育所との比較といいますか、それを見ても、町営のほうの保育所はほとんどが、補正額がマイナスになっているわけですが、民間保育所は一気に2,389万円という補正額が出ています。これは、どのような原因によるものかということが1点。

それから民間保育所と町営保育所の補正後の総計を見ますと、町営のほうが1億8,135万円ぐらい。それから、それに対して私立のほうが2億967万円というような数字になってい

ます。これは児童数によるものだと思いますけれども、そのことが正しいのか。それから現在、町営保育所の児童数と私立保育所の児童数はどんなことになっているのか、教えていただきたい。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

まず1点目のご質問でございますけれども、町立の保育所と私立の保育所を比較した場合の経費の部分でございますけれども、これにつきましては、結論から申し上げますと、私立の保育所のほうが園児1人当たり、約30%低い金額で運営をしているという状況でございます。

各保育所の予算につきましては、今回、現在の執行状況等を精査しまして、それを管理している町として減額補正。保育料保護者負担金軽減補助金につきましては、増えている保育所があるわけでございますけれども、これにつきましては、保育料の増額に伴うものでございます。

一方、民間保育所について、今回、増えているのではないかとということでございますけれども、34ページの8目の民間保育所費の13節の委託料1,963万6千円でございますけれども、この増えた要因というものにつきましては、当初、見込んだ園児数が164人あったわけでございますけれども、今回、192人、途中で入ってきた園児さんがおまして、28人増えている状況でございます。町は、国で定めました保育料の保育の基準額に園児数を掛けたもので、各保育所に委託をするわけでございます。

非常に1人当たりの委託費というものが高額になります。例えば乳児の場合につきましては、月額16万円というような数字になるわけございまして、これにつきましては、1年間委託をすれば200万円というふうな、おおむねで200万円という数字になるということで、1人増えても結構大きい変動が、ここに生じてくるというものでございます。これにつきましては、基本的には国の負担制度がございますので、その半分につきましては、国において負担されて、その4分の1を県で負担する、その4分の1を町で負担するというような形になっております。

では、あと園児数でございますけれども、常葉保育所が22人、それから久那土保育所が25人、それから西嶋が14人、それから原が26人、それから静川が13人というような状況になっております。私立のほうでございますけれども、192人というような状況でございます。

町立、私立の比較ということであれば、先ほど申し上げましたように、私立につきましては、国で定めた保育の基準額の範囲で、おおむね運営をしていくと。町立につきましては、一般論としては、それ以上に運営費がかかっていると、こういったことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

伊藤文雄君。

○11番議員（伊藤文雄君）

それでは1点だけ。38ページ。

項の林業費の3目林業土木費であります。この13の委託料、ならびに15節工事請負費の工事費が減額になっているわけですが、それについての説明をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

これにつきましては、昨日の財政課長の説明にもありましたとおり、福原の山腹工事につきましては、実施にあたり県の治山担当に現地を精査してもらったところ、これ以上の崩落はないだろうと、ここに手を付けることはないだろうということで、そういうことがありましたので、予算化させてもらったんですけども、減額ということでお願いをいたします。委託料についても、そういう形で、福原の分が減額という格好になっております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

伊藤文雄君。

○11番議員（伊藤文雄君）

それでは、この福原の山腹工事については、もう、しなくてもいいということで受け止めていいですね。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

今後、その地域において、あるいはその現場において、そういうような状況が見受けられない以上、工事としてはないというふうにお考えくださって、結構でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

川口福三君。

○19番議員（川口福三君）

1点だけ、お伺いいたします

37ページの農林水産業費、19節のアグリビジネスモデル確立支援事業補助金33万円、出ているわけですが、この事業内容と今後の展開について、お伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

これについても、昨日、財政課長から説明があったかと思いますが、農協における曙大豆の商標登録、これに関わる予算経費でございます。これは県単独事業ですけども、アグリビジネスモデル確立支援事業ということで、かかった経費の半分を県で補助するものでございます。町が4分の1について、補助をしております。したがって、県が22万円、町が11万円で33万円というような額になっているわけですけども、今度、曙大豆につきましては、大変、評判もいいということも含めまして、産地化等、考えられればというようなことで進めていきたいかなと思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第21号について、質疑を行います。



質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第22号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第23号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第24号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

笠井万沱君。

○17番議員(笠井万沱君)

それでは議案第24号について、1点だけ質問させていただきます。11ページをお願いしたいと思います。

課長のほうから、説明が一応、あったわけでございますけども、委託料のマイナス28万7千300円、生活機能評価事業の減額についての説明をお願いしたいと思います。

○議長(穂坂英勝君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(広島法明君)

これは今年度の使用見込みの筋力トレーニング事業送迎委託料ということで、飯富のふれあいセンターで実施していたものですが、当初の予算付けは・・・これは生活機能評価で、健診の際の委託料も含めてということで、これはミスプリで、実際は生活機能評価の委託料の単価の改定による差額分です。当初予算は2,050人掛ける4,650円で、953万3千円。そして実績支出、最終的な支出見込みが2,242人掛ける3,360円ということで、753万3,120円ということで、その差額としまして28万7千300円ということで、今回の減額補正をお願いするものです。

○議長(穂坂英勝君)

ほかにございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第26号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第27号について、質疑を行います。

松浦隆君。

○1 番議員（松浦隆君）

4 ページなんですけど、昨日の詳細説明の中で、ちょっと分からなかったんですけど、4 ページの下部特定環境保全公共下水道事業、こちらのほう、工事場所を変更するというような話をされたように思うんですけど、このへんもうちょっと説明していただきたいんですけど。

○議長（穂坂英勝君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

この関係につきましては20-1工区という工区がございまして、その20-1工区につきましては、今、湯町の温泉街の中を工事してございます。その温泉街の工事の中で、地下埋設物が非常に多く出まして、工事がちょっと、これ以上は続行不可能だというふうなところが出てまいりました。そんなふうなことで、関係者、現地を確認させていただきながら、今後どうするかという方向をつくらせていただいたことによって、今回、その工事につきましては、次のところへまわそうということの結論を得ました。終わりにするということではなくて、次のところにまわそうということになりました。

ただ、昨日の説明の中では、国の補助金はもうすでに確定をしているということの中で、この国の補助金に対しまして、事業を施工していかななくてはいけないということでございますから、21年度分でやらなくてはいけないところを前倒ししながら、その国の補助金に見合うだけの事業をしようというふうな考えでございます。また、その減った工事の部分につきましては、今後、施工の方法を考えながら、もう一度、再検討というふうなことでございまして、施工は行っていこうということで、国・県とは協議が整っております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第28号について、質疑を行います。

渡辺文子君。

○12 番議員（渡辺文子君）

自然の里の特別会計補正予算なんですけども、これを見たときに、歳入が減っているということで、全体的に利用者が少ないのかなというふうに思っていたんですけども、食堂の事業が増額になっていたということで、昨日の説明では、利用者は増えて、全体の利用者は増えているけれども、無料の人が増えたということで、説明を受けました。どういう人が無料になるのか。それから、その下で補助金で減っているのは、講師は必要ないというふうに説明を受けたんですけども、では講師がなくて、どういうふうにしているのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

まず1点目の無料の体験活動ということですが、無料の場合、ほとんど管理棟以外、外でやる場合、例えばオリエンテーリングとかは無料ということになります。食堂が増えているというのは、外でやりますけども、食堂の昼食とか、そういうのは食べていただけるという形で、使用料のほうは減っていますけども、食堂のほうは増えるという形でございます。

それから講師を必要しないという関係ですが、これは県の補助金の関係ですが、体験活動の内容によりけり、自然の里の職員で講師として賄える部分もございます。県の関係の講師をわざわざ呼ばなくても、自然の里の職員のほうで対応できる講師があったということで、その分が減っております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第29号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

奥村征夫君。

○13番議員（奥村征夫君）

67ページの3款民生費ですか、これの1目の社会福祉総務費の8節報償費、この中に結婚相談員62万4千円ですか、この予算があるわけでございます。今まで、どのような方に何人お願いされていたかということと、どのような組織を組んで活動されていたかという中で、どのような成果が挙げられたかと同時に、21年度ですか、新年度にどのような形で推進していくかということをお尋ねします。

そして、もう1点、70ページ。3目の高齢者福祉費ですか。この中の18節負担金補助及び交付金ですか。ここに補助金として、集落敬老事業補助金39万3千円ですか、これが盛られているわけですが、ちょっと噂で聞くと、この間、身延地区の区長会の席で、この事業に対しては減額されるような説明がなされたように、ちょっと耳に挟んだわけですが、この内訳といいますか、一応、どのような考えで予算付けをしたか、内容をお伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

奥村議員の質問にお答えします。

最初の質問の結婚相談員の件につきましてですけども、内訳的には現在、結婚相談員15人、旧町単位に5人ずつ、下部5人、中富5人、身延5人ということで、17年4月1日から2年任期ということで、実施をしております。それまで、旧町時代からも、それぞれ3町に結婚相談委員会という組織がありまして、16年9月に合併して、その後は暫定的に全員をということでしたけど、先ほど言いましたように、旧地区で5人ずつ、15人ということで、活動は毎月1回、第2水曜日を基準にということで、午後2時から2時間ほど定例会をもちま

して、情報交換を毎月しています。それと毎月1回、第3日曜日、結婚相談日ということで、前は昨年3月末までは、身延の勤労福祉センター、昔の勤労センターを会場に毎月第3日曜日、午後1時から4時ということで実施をしまして、20年度、昨年の4月1日からは身延支所の旧町長室、小会議室で毎月第3日曜日、午後1時から4時ということで、お知らせ版等にも掲載して実施をしています。毎月の定例会でも、そのときの相談状況等を報告しています。平均1人、2人くるかなというところです。

そして成果につきましては、具体的な成果は、数字的にははっきり何組ということは申し上げられませんが、本当に一人ひとり今まで以上に、1組でも多くということで実施をしています。その報告は、自分もできる限り定例会には毎月出席して、その状況は聞いております。

その経費につきましては、結婚相談員の報奨金として、1人3万6千円掛ける15人で54万円。そして活動補助金として、3,500円掛ける2人、これは12回。これにつきましては、結婚相談日の報奨金ということになります。これにつきましても、21年度は若干の見直しはさせていただきますけど、これについて、ほとんど見合いさせる経費とか、自分が出向いてのうんぬんは、自分でその報奨金で全部賄ってもらおうということで、それに見合うだけの活動はしていただいているとは思いますが。

そうして2点目の質問の集落敬老事業、これにつきましては身延地区区長会で少し議論されましたことにつきましては、この予算とは別の話で社会福祉協議会の小地域福祉活動の補助金ということで、この集落敬老事業につきましては、昨年より少し増額ということで、昨年までは70歳以上、集落のミニ敬老会的なものをした場合に、その参加者につき70歳以上の参加者数掛ける1人1,200円ということで計算をしましたけど、21年度からは、そこに在住している70歳以上の人掛ける1千円ということで、実質、今までは1つの集落に100人ぐらいいた場合でも、出席すると大体60人とか、6、7割なんですね。だから、総額的には増えると思います。ただし、10人ぐらいの集落で全員出席していたところにつきましては、今までは1万2千円出したけど、今年度は1万円ということになりますけど、実績から言えば、ほとんど、100%の集落というのはなかったということで、だんだん普及していました。これの目的につきましても、集落でこういった敬老福祉活動をしていくことによりまして、高齢者の仲間づくり、生きがいづくりということで、それが強いて言えば介護保険、国保の抑制につながればと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

95ページなんですけれども、労働諸費で、一番最後に緊急雇用創出事業ということで、湯之奥金山史跡の調査事業というのが計上されていますけれども、もちろん、こういうことも必要でしょうけども、こういう調査事業が本当に、緊急雇用のための事業なのかなというところが、私、疑問なんですね。今、本当に長引く不況の中で仕事がない人というのは、本当に増えています。私のまわりにもたくさんいらっしゃいまして、さらに年度末には非正規社員など、多くの大量解雇が本当に危惧されている今、短時間で、そんなにお金もないですけども、1人でも多くの方たちにこの事業によって、労働が得られるというか、生活が成り立つようにでき

るのが、国の施策だというふうに思っているんですね。もちろん、国のやり方も急で、なかなか準備も整わないということは理解しますが、でもやっぱり、もうちょっと知恵を出して、これだと限られた人になってしまいますけども、誰でもできる仕事で、生活が維持できるようなことを、私は考えるべきではないかなというふうに思って、この予算はどうかかなというふうに思うんですけども、それについては、いろいろ考えて、こういう結果になったんでしょけども、ちょっと違和感がありますので、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

この緊急雇用創出事業につきましては、全協のときにも説明させていただきましたように、対象となる事業が民間の企業、あるいはシルバー人材センターに委託しての事業、またはこの事業につきましては、直接、公共団体が実施することができます。ただ、新規雇用する労働の期間が6カ月未満と非常に短く、次の仕事へのつなぎという部分がありまして、そのときもお話しましたように、各課のほうにも事業の内容を問いかけて紹介したところ、出てきたのは、この事業しかなかったということで、今回この事業を予算のほうに計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

各課に問いかけて、ないかということで出してもらったというんだけど、そうでなくて、今、この不況の中で、町民がどういう生活になっているか、その生活をどうしたら救っていけるかということは、みんなで考えなければいけない問題ではないかなと、私は思うんですね。そういう意味では、今ある仕事ではなくて、どういう仕事を、では考えていけるかということで、私は知恵をみんなで出し合うべきだというふうに思っているんですね。あちこち、私も考えたり、調べたりしたんですけども、今、山林が手入れをされていなくて、本当に荒れ果てている。だからサルやイノシシや、そういう有害鳥獣の被害も多い。そういう山林の伐採とか、そういうものも、この事業に当てはまるということを聞きました。そういう意味では誰でもできる仕事だろうし、もちろん短期間ではありますけれども、でも今、仕事がない人たちが短期間でも、そういうふうに収入を得られるということは、私は大きな意義があるんじゃないかなというふうに思いますので、もうちょっと、みんなで知恵を絞るようなやり方を私は考えていくべきだというふうに思いますけれども、これは3年の事業ですね。今年はこの予定がありますけども、今後についてはどういうふうに考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

この事業につきましては、全協でも説明しましたように、今、やっております既存の事業を、この事業に振り替えるということが駄目なものですから、このような形になったんですけども、平成22年度につきましては、新たに知恵を出して、事業のほうを検討してまいりたいと思います。

ます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今年の予算ですけども、昨年に比べて6億5,264万4千円という減になっています。もちろん大きいところは、総務費、民生費、それから教育費、それから公債費、借金の返済ということですけども、こういう大雑把な、一般会計当初予算性質別分析表というのを拝見して、その後、細かく各項目を見てみました。結構、厳しく見ているなというか、細かく、減額については配慮しているなということがよく分かるんですけども、今年の町長の施政方針といえますか、私も一般質問でまた伺いますんですが、町長の考えの中で、何に力を入れて、今年の予算を組んだのか、そのへんについて、伺いたしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

芦澤議員の質問にお答えを申し上げます。

実は、昨日も施政の中で申し上げました。本年度の主な事業につきましては、まず道路整備その他基盤整備につきましては、継続事業を中心に考えていく。このことは、少なくとも町の、私どもが行う仕事としては、継続が基本でございますので、継続を中心に考えていくと。それはなぜかと言いますと、お金が非常に厳しいときですから、なるべく抑えなければいけない、こういう意味で継続事業を中心に施行すると、こういうことを申し上げたとおりでございます。

その他につきましては、もちろん継続事業ですけども、みのお乗り合いタクシーの問題、これは昨年度の1回目の定例会等々でも議論をされて、そうして21年度については、北部のほうもやるというような方向で、議会のほうの了承もいただいておりますので、その継続。それから当然のことですけども、15歳までの医療費無料化の問題等々、継続事業について、頑張っていかなければならない。

それから目玉がないと言いますが、目玉がないではなくて、目玉についてですけども、私はふるさと町民制度というのを提唱させていただきました。この中で、ふるさと定期便というのを、NPO法人みのお観光センターにお願いする中で考えていきたいということを申し上げたとおりでございますし、それから身延いちいち運動等についても、昨日来、教育委員会のほうでも、方針の中でも取り上げていただいております。これらにつきましては、お金はなるべくかからないもので、そして町民の皆さんが元気よく、そして心も豊かになるような事業を推進したいということで考えておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の町長の答弁で大体分かりましたけども、非常に厳しい財政の中でやっていかなければならないということで、非常に予算そのものも細かくチェックされているように思います。ただ、今、非常に当町にとって大事なことは、教育の問題がかなりあると思います。教育予算は、あまり削っていただかないほうがいいんじゃないかなというふうに考えておりますけども、今後いろんなところで、いろんな事業について、町長からまた発表があると思いますので、その都

度、いろんなところでお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（穂坂英勝君）

質問ではないですね。

（はい。の声）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

95ページと107ページのことで、最初、95ページのほうの労働費の、ちょうど中間ですね、蛾ヶ岳・八坂峠間草刈り作業10万円というようなこと。それから107ページにいて、今度は観光費で、107ページの上から4行目ですか、七面山～安倍峠登山道整備、それから同じく毛無山登山道、富士見山登山道、三石山、それから2つ飛んで、枳代～本栖湖登山道、釜額～本栖湖登山道、峰山～蛾ヶ岳登山道、これだけありますけども、なんか同じような事業なんだけども、まず、この蛾ヶ岳～八坂峠の草刈りだけ労働費に入っている、なぜかということと、すみませんが、それぞれの作業がいつ、誰がどんなふうに行っているのか、簡単にご説明ください。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

お答えします。

5款労働費、1項労働諸費の1目労働諸費の中に蛾ヶ岳～八坂間の草刈り作業でございますけども、これにつきましては、本年度、補正でお願いしたわけなんですけども、従来は市川三郷町と身延町で協議会をつくっておまして、そこでしていたわけなんですけども、その協議会が解散したために、町単独で補正をして支出したものであります。

107ページの今、望月議員から言われました、それぞれの登山整備につきましては、森林組合に委託して実施をしているものであります。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

河井淳君。

○2番議員（河井淳君）

それでは1点、お伺いします。

73ページ。2項1目の中の8節報償費の中に町立保育所配置等検討委員、これは昨年に引き続き予算化されていますけども、保育所の統廃合についての検討委員ということだと思えますけども、今までどのような経過があったのか。それから21年度、どのように進めていくのかをお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

お答えいたします。

町立保育所の配置の検討委員会、これにつきましては昨年度、設けまして、本年度引き続き協議を行っていただいているわけでございますけども、回数としましては昨年度3回、今年度、

今までに3回、計6回、開催をしておる状況でございます。

昨年度3回開催したわけでございますけども、そこらへんの部分につきましては、実質的な審議というものに、まだ入っていないような状況がございまして、ここ2回ほど開催した部分で、かなり突っ込んだ議論をしていただいているという状況でございます。町立保育所の統廃合につきましては、それぞれの委員さんの考えにかなり温度差がございまして、賛否両論あるというような状況が現在の状況でございます。これにつきましては、できるだけ早い段階で結論を得べく、担当事務局といたしましても努力をしております。

前回の会議の中で、最終的には今の委員さんが11月に2年の任期を終えるわけございまして、その11月までには結論を得ようということで、進めておるところでございます。

答申ではございませんので、提言書というような形で、最終的には提言をいただくことになろうかと思えます。両論併記というような形は、なるべく避けたいとは思っておりますけども、議論の中ではそのような発言も今あって、なかなか難しい状況にあるということで、ご理解を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

河井淳君。

○2番議員（河井淳君）

内容のほうは分かりました。それで、先ほど町営の保育所、それから民間の保育所では、かかる経費が3割ぐらい違うというようなお話がありましたけども、この検討委員会の中では、このような経費的な部分の、突っ込んだ話というのも出ていますでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

できるだけ詳しい資料をお示しして、当然、この経費に関する部分、説明してございます。国庫負担の仕組みから保育料の仕組み等々、あるいは私立保育所の経費の比較、町立保育所の経費の比較、これら合わせて行っております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

153ページ、公民館費の8節報償費の中で、各地区公民館自主事業というのがあります。これをその地区館ごとに説明いただきたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

報償費の各地区公民館の自主事業ということの内訳ということで、よろしいでしょうか。

この内訳については、それぞれ各地区、地区公民館がございまして。旧町単位の中富地区、下部地区、身延地区ということで、それぞれの地区でそれぞれ内容が違ってまいりますけども、地区独自の活動ということになります。また、例えば高齢者学級とか、それから各種文化活動の中の文化部の活動、そういうふうな形で文化祭には則らない、自主的に行っている事業でございます。



○議長（穂坂英勝君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

今の説明で、中身はそういうことでバラバラだから、本当に大変だと思うんです。この61万2千円をどこの地区公民館にはいくらということは、分かりますか。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

数が多くて、ちょっと全部は言い切れない部分がありますけど、全部、個々に。あとで。

○議長（穂坂英勝君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

すみません。いいです。別に、例えば中富分館で、地区館でこれとこれと、そんな細かいことをいうのではなくて、例えば下部の地区公民館でいくら、身延でいくら、中富でいくらと、そういうことが聞きたかったんです。あとで結構です。のちほど、メモでもください。

○議長（穂坂英勝君）

あとから資料を渡すということで、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

154ページの図書館費で、ちょっとお尋ねいたします。

過日は、NHKの朝のニュースで、身延町の図書館のことが放映されていました。非常に、私は素晴らしいと思いました。町内の古文書等の調査をするために、本当に少数のボランティアの協力を得る中で、そういうものの資料収集、また整理をしていることで、やっぱり、こういうものにそれなりの目を向けて、予算措置も必要ではないかなということを感じたわけですが、現状、どのような形で、この素晴らしい事業を続けるのか。説明していただければ、ありがたいんですけど。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

すみません、最初の部分、ちょっとマイクの具合で聞き取れなかったんですけど。

○議長（穂坂英勝君）

石部君、もう一度、質問を。

○18番議員（石部典生君）

先日、朝のNHKのニュースの中で、図書館が地域の古い資料、特に古文書とか、限界集落ということが、ひとつの、そこには背景があると思うんですが、そういうものの調査をする中で、収集をしたり、整理をしていると。これが本当にボランティアの協力の中でやっているという報道を見まして、自分の町でこんなに素晴らしいことをやってくれている、大変ありがたいことだなということを感じたわけですが、今後、やっぱり、そういうものに、この予算の中

にはおそらく、そういうことはあんまり反映されていないではないかと思うんですが、ぜひ、そういうものに力を入れていただいて、やはり将来、身延町史の編纂とか、そういうものを考えたときにも非常に大事なことです。過去やまだ近い過去なんですけど、町内の古文書等がインターネットのオークションに出ているよと、そういうことも、私は分かりませんでしたけど、私に情報をくれた方がいました。そういう面からいって、この図書館がやっている事業は、事業というか、今の運営の中で素晴らしいという、ぜひ、こういう、おそらく、この予算の中に反映されていないと思うんですが、今後ぜひ、そういうことで取り組んでいってほしいなと思うわけですが、多少なりとも、もし、これに反映されている部分があったら、お答え願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

先日のNHKのほうで放送させてもらったわけなんですけど、大変、各地域から電話等をいただいております。それで、これについては古文書とかにはかかわらず、今、図書館のスタッフが創意工夫しまして、地域の古い資料をとにかくデジタル化して残しておこうということで、例えば家の取り壊しなんかには出向いて、古い資料がありましたらお借りして、資料として残していきたいというようなものを考えております。

直接、予算のほうには反映されておられませんけども、今のスタッフ、それから今ある機械等を使いまして、自分たちの足で出向いて、資料収集に携わっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

2点目。

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

私が教育長で、図書館の館長ということになって、この間、初めて運営委員会に出ました。その中で報告された中に、身延の図書館には1つの柱がございまして、日本の断層という大きなタイトル、これはやってくださいというお願いをいたしまして、もう1つに、今、石部議員さんが言われたようなこともお願いしました。どういうことかということ、今後、いつになるか、10年くらいかかると思いますよと。先ほども各学校がなくなったときに、校歌が分からないでは困るというようなことがございます。本校が分からなくて困る、どこでどうなって、誰が作ったのかが分からないでは困るから、それをデータ化してくれというようなことは、早速、委員さんにはお願いしました。いずれ、そのことについては、ここには予算化がないと言っておりますけども、今、職員が頑張ってやっているわけでございます。古文書等を見るのもいいですけども、当町の大事なものもデータ化するような指示は出しておきました。やがて、それが出てくると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

それでは1点だけ、質問をします。

同僚議員の芦澤君が一般質問、あるいは今、質問された部分と多少重複するところがあると思いますので、私の質問は町の財政状況を見るときに、いくつかの視点というんですかね、指標、あるいは数値があるわけですけど、ここ近年、その数値のことについて、私は調べました。経常収支比率、あるいは公債費負担比率について、ちょっと調べましたので、直近の平成17年が経常収支比率86.9%、平成18年が88.1%、19年度が89.1%、20年度がまだ決算が出ていませんので、それについては示されていないわけですけど、私が言いたいのは、この比率が大きくなるほど、地方自治体の財政の弾力性を失う、人間でいえば動脈硬化が起きてくるというような状況になるんですかね。それを一般的に考えますと、地方都市にあっては75%、町村にあっては70%が妥当な線ということでありますから、先ほど言われたとおり、19年度89.8%ということになると、非常に大変だなと。

方や公債費負担比率を見ますと、平成17年18.6%、平成18年が18.5%、19年度が19.2%、これもやはり財政運営上の、いわゆる動脈硬化に、硬直をみるのに、15%が警戒あり、あるいは20%がいわゆるレッドゾーン、危険ラインというものです。

この2つの指標だけを見ると、本町の財政状況は類似町村と比べて、私は少し心配の状況に入っているのではないかと思いますけど。それともこのことは、あまり神経質にならなくて、心配しないでもいいのかどうかということが、この質問が第1点。

それから芦澤君が言われたとおり、平成21年度一般会計当初予算、対前年度比6億5,564万4千円が縮小されているわけですけど、担当者の努力は相当なレベル、神経を使ったと思いますけども、どの点に一番力点を置いて、この当初予算、あるいは6億5,564万4千円を縮小した経緯、そのへんをちょっと、お話していただければ、大変ありがたいです。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

経常収支比率は本町では、新聞報道されたとおり、県内で4番目という高水準にございます。それから、今は財政健全化法、夕張市が破綻をした以降は実質公債費比率が主に連結決算上、主な主流になっているわけですが、一般会計だけを見れば、公債費負担比率等も本町では大変上がっている部分でございます。数値的には大変厳しい状況で、それらを下げるべく、今度、努力をしていかなければならないと考えております。

2点目のご質問と重なるわけですが、予算編成にあたりましては、昨年の11月21日に予算編成会議を開催したわけですが、基本的な事項として、町民が真に求めているものを重点的に施策化し、総合的かつ計画的に実施する予算を要求することと、それから安易に過去の実績によることなく、経営感覚を持って真に必要な事業への財源の重点化を図ること。全事業に周知を徹底し、事業効果を確認するとともに、新規事業については、原則として期限を設定し、要求することというようなことを重点的に、職員に説明をいたしました。また、当初予算の要求財源にあたりましては、一般財源を5%減で要求書を作成してくださいと。これは原則でございしますが、職員に徹底をしたところでございます。

今後、財政の健全化のために、できるだけ効率のよい予算等の作成に心がけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

今、財政課長の話では、言ってみれば、対前年度比5%、いずれの部分でも見直していくというようなお話があったんですけど、そこで昨日、町長の施政方針の中にあったと思うわけです。職員給与のことについて、ちょっとふれられておりましたので、今年はそんなことでいくだろうと思いますけど、来年度からは予算編成にあたり、そこらへんの町長の腹構えということですかね、町長のお考えがあれば、お示してください。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

お答えをさせていただきます。

職員給与についてであります。町長の施政方針等の中で説明があったわけでありまして、削減へ向けまして、今、検討をはじめ、職員組合との話し合いを進めているところであります。

○議長（穂坂英勝君）

町長、答弁ありますか。

○町長（望月仁司君）

現下の厳しい経済状況、身延町の状況を考え合わせたときに、職員といえども、みんなで考えていかなければということで、今、来年度からは、その方向で努めてまいりたいと思いますし、努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（穂坂英勝君）

川口福三君。

○19番議員（川口福三君）

2点について、お伺いいたします。

まず総務費の17目バス運行対策費、委託料の中に町営バス、町有バス、それから路線バスの委託が含まれておるわけですが、以前にもこのデマンド交通と合わせて、町有バス、町営バスの見直しを新年度から行うというような返答もいただきました。その中で、この4月から路線バスの見直しはじめ、こうした町営バスの内容について、まずお伺いしたいと。

もう1点目は、観光費の107ページ。本栖湖のトイレ清掃管理費から点検管理業務まで入っているわけですが、この本栖湖のトイレも非常に、冬場においては、本栖湖から富士山を撮る写真家の、絶好な位置だということで、非常に新しいトイレの評判がいいわけですが、たまたま昨年の夏、私もトイレに寄りましたら、女性トイレから出てきた人が、このトイレは日本一熱いトイレだといって、本当に汗びっしょりになって出てきたわけですね。私も男子トイレのほうの、いわゆる用便のほうへ入ってみたら、ものすごい熱気というか熱さです。ああした景勝地に、ましては冬は写真家で、そういった暑さというか、むしろ暖かければ喜ばれるトイレですが、夏場においては非常にあのトイレは来る人に悪い印象を与えるなと思って帰ってきたんですが、その2点についてお伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

バス路線等の見直しにつきましては、デマンド交通の関係で、業者さんからどうしても10月1日で事業を開始してもらいたいということで、業者との協議がなりました。それまでに、この路線等、見直しの検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

本栖湖のトイレの関係につきましては、今年度に向けて、そのへんは十分、機能等も検討する中で対応させていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

川口福三君。

○19番議員（川口福三君）

デマンド交通を10月から取り入れるから路線の見直しはしないという答弁ですが、ただ、私も一般質問の中でも、昨年、行いましたが、いわゆる合併して、もう丸4年半は経っているわけですね。町民が同じ足を使う上において、いわゆる試算の率が違う。ですから、とにかく平等な料金で利用できるのが公共交通ではないかと、私は常にそのことを主張してきたんですが、やはり、このデマンド交通が10月から行うにしても、4月から早速、料金だけはやはり町として、いわゆる統一の料金設定をすべきであると私はそう考えるわけですが、その料金設定をしなかったいきさつについては、どのような考えのもとに行わなかったのか、その点、伺います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

料金設定につきましても、デマンドの実施に合わせて、各地区の説明会等を住民に対する説明がまだ、ちょっと不足しているという状況ですので、そういうことを考える中で、10月1日にしたいということでお願いしたいです。

○議長（穂坂英勝君）

川口福三君。

○19番議員（川口福三君）

今、聞くと結局、最初の計画をしたお答えと、結局、時期がきたら説明不足でこうだという、いわゆる、それでは言い逃れにしか過ぎないわけですね。行政としてやるべきことはなんだという、約束したことはやろうと。それがやはり、行政の仕事である。私は、そう考えるわけです。ましてはその料金問題においては、私個人ではなくて、やはり町民が同じような考えでいるわけですよ。そうでしょう。ただ事務的に、いわゆる説明がこうだ、デマンドが遅れるからということでなくて、遅れるなら遅れるなりに、4月1日から料金設定はすべきであると。今後やはり、この問題だけではなくて、すべての問題において、行政側でそうした厳しい姿勢で対応してほしいと、このように願います。

○議長（穂坂英勝君）

答弁は必要ないですか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

70ページから71ページ、障害福祉費について、お伺いいたします。

報償費に身体障害者相談員4人分、知的障害者相談員3人分とありますが、この人たちはどのように活動しているか。今までの実績というんですか、どのような仕事をして、身体障害者、知的障害者を助けてくれたか、お伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

身体障害者相談員、知的障害者相談員等は県知事委嘱ということで、それに上乗せして、町でも払っているものですが、町に対しての活動報告はありませんけど、それぞれ峡南の会議、県の会議等には出席して、それぞれの任務の研修はしていると思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、おかしいのではないですか。遊んでいる人に金を払うようなものではないですか。全然、報告がないなんて。今日はこれこれこれで、県へ行ってきましたと、こういう話がありましたという、報告ぐらいは請求してもらわなければ、ここでもって出席したといったって、なんにも意味がないのではないかと、僕は思いますよ。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

細かい逐一の報告はありませんけど、例えば身体障害者相談員、身延の穂坂さんという人ですけど、本当に頑張っています。だけど、今、障害者の数も1千人近くということで、本当にすべての人というわけにはいきませんが、やれる範囲のことは頑張っていると思います。

○議長（穂坂英勝君）

望月寛君。

文言を気をつけながら、失礼なことがあるといけませんから。

○8番議員（望月寛君）

一般質問をしたときに、こういう障害者の手帳交付とか年金の申請、そういうのも民生委員にしてもらったらどうだと言ったら、プライバシーがあるからできませんということで蹴飛ばされたんです。そうすると、この人たちが、そういうことを申し込めばやってくれるんですか。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

以前は、身体障害者手帳交付をして、受理するときに身体障害者福祉会への加入ということで推進して、また福祉会のほうにも今度、こういった人たちが手帳を交付されましたのでということで言ったんですけど、近年は個人情報等の問題もありまして、障害者自身が言わないでくれと。だから、入りたいければ自分から行くから、役場のほうからは絶対に言わないでくれと。だけど、町のほうとすれば、パンフレットは渡します。身延町には身体障害者福祉会というものがあまして、できましたら、こういうもの加入して相互扶助というか、そういった形でお願いしますと。町とすれば、そこまでの努力はしています。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

別の質問ですか。望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、13節の委託料の中に身体障害者小規模通所作業所、200万円の助成がありますよね。委託料があります。これは、どこの作業所の委託料ですか。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

下部にあります、ひまわりの家です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

上田孝二君。

○6番議員（上田孝二君）

総務費の1目一般管理費の中の、48ページです。

負担金補助及び交付金の中で、甲斐岩間駅のトイレ建設費償還金及び維持管理費負担金58万3千円とあります。また94ページ、労働費、労働諸費で南天の庵・三門前公衆トイレ清掃作業で、42万6千円の負担金があります。それと、もう1つ、諸費の中で、54ページ、諸費委託料。久那土・甲斐岩間駅、甲斐常葉駅の公衆トイレ浄化槽点検業務ということで、1万9千円。各駅のトイレはそれぞれあると思うんですけど、私の言いたいののは久那土駅、常葉駅、駅のトイレがかなり汚れている。この清掃作業はどこか、町としては委託していますか。その点に関して教えていただきたいです。

○議長（穂坂英勝君）

3点の質問。

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

久那土と甲斐常葉の駅についてですけども、ボランティアの会の皆さんの善意に今、頼っているという状況でございます。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

南天の庵・三門前の公衆トイレの清掃につきましては、シルバー人材センターのほうに委託をしております。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほどのトイレの委託、どこに頼んでいるのか、ちょっと、あとで調べさせてもらっていいですか。すみません。

○議長（穂坂英勝君）

上田孝二君。

○6番議員（上田孝二君）

できれば同じ委託で、シルバーではないですけど、できれば予算化していただきまして、清掃作業を、町の顔として、各駅へ降りるお客さんが気持ちよく利用できるように、そのように予算化していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

答弁は必要ないですね。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

質疑の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時10分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

議案第30号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

国保会計の歳入について、2点ほど、お伺いをいたします。

3ページ、寄附金が20万円ですか、なかなか国保会計に善意を寄せてくれる人が少ないと。これは国保会計に理解を持っていない地域が多いからだと思うんですけども、国保会計に善意を寄せてくれる旧町単位に、どことどこが多くて、どことどこが少ないか。そんなことは、聞いても悪いんだけど、善意というものを持ってもらわなければ困るので、分かれば教えてもらいたいと。

それから、基金の繰り入れ5,400万円というようなことなんですけど、もう少し基金を取り崩して、基金も取り崩すけども、町民の人にも理解してほしいというようなこともしないと、町民、ちょっと理解しにくいではないかなということを思うわけです。



寄附金のほうは、会計管理者でなければ分からないんですかね。分かれば、教えてほしい。

○議長（穂坂英勝君）

会計管理者。

○会計管理者（中沢俊雄君）

国保会計の寄附金について、お答えします。

実績は中富地区だけです。国保会計は。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

基金の取り崩しの関係について、ご説明させていただきたいと思います。

基金の積み立てというものは、従来、1カ月分の医療費に相当するものの3カ月分を積み立てて下さいよという形で、今まで運営してきました。合併当時、5億819万円ございましたのが、20年度で、今回、補正で1億3千万円切り崩しますので、2億3千万円くらいの率になってしまいます。そうしますと、2カ月分くらいの医療費分のストックしかございませんので、やはり税改正をする中で、3カ月分、3億円くらい積み立てが必要かなと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第31号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第32号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第33号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第34号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第35号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第36号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第37号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第38号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第39号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第40号から議案第51号までの財産区等特別会計については、一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第51号までは一括質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第52号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第53号について、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

奥村征夫君。

○13番議員(奥村征夫君)

財産取得について伺いますが、共同住宅2棟、これに対する戸数と、そして1戸当たりの延べ面積と、また部屋の数というか、その内容をお伺いしたいと思うんですけども、それともう1つ、リフォームをされたものを処分されるという意味合いか、そこもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(穂坂英勝君)

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

お答えいたします。

この団地の建物は2棟ということになっております。RCの建物でして、1棟が30戸ずつ、計60戸です。現在、40戸入居していますので、残りがまだ空きになっています。それと間取りにつきましては、3DKの広さです。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

奥村征夫君。

○13番議員（奥村征夫君）

リフォームをしたものを取得するということですか。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

修繕の関係につきましてのご質問ですが、1月に建設課の職員と、それから雇用促進住宅の機構の者と、現地にて、どういうところが悪いかということを打ち合わせしました。町からは屋根、それからそれに付随する軽微な側溝等の修繕をお願いしました。全体では7点にわたっているわけですが、これらについても促進住宅機構のほうで修繕をしていただけるということになっています。いい状態でいただくというんですか、買収をしたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

上田孝二君。

○6番議員（上田孝二君）

予定では、家賃はいくらぐらいの予定にしておりますか。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

公営住宅の法律でいきますと、一番、最高の方で20万円。これがまた4月からは、もっと安くなってくるようです。こんな情報が入っていますが、雇用促進住宅についても同じように、家賃体系を8段階ということですから、公営住宅の家賃を準拠するというふうになっています。ただ、一概にいろんな耐用年数等々の経過のことも考えながら、利便係数とか、そういうのを計算しながら決めていきたいというふうに思っています。今のところ、歳入のほうで3万5千円前後だと思いますけども、今、入居されている方々、40世帯あるわけですが、おおむね、大方の方が下がってくるようです。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第54号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

請願第1号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

---

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

討論の前に、議案第3号について、渡辺文子議員の質問に対して、建設課長のほうから補足の説明があります。

建設課長。

○建設課長(柴原信一君)

議案第3号の補足をさせていただきます。

町営住宅しかない、また所得も低廉のものしかないということを説明させていただきましたけども、県営住宅の関係でいきますと、みなし特定公共賃貸住宅というのが下田原の団地がございます。これは全部で6戸あります。通常でいう、みなし特公賃というものです。これは所得が若干よくても入れるということで、現在4戸空いています。そんなことで、ぜひひとつ、ご理解を。すべて安い住宅、低廉な所得の方しか入れないよということではなくて、住宅政策としても、こういうことをまた、みています。

それから今度始まる、町有住宅の身延団地につきましては、当然、1から8階層の中で公営住宅と同じようにしていきますので、所得が上がると、住宅の家賃が上がるというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(穂坂英勝君)

それでは議案第20号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第21号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第22号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第23号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第24号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第25号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第26号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第27号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第28号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第51号までの財産区等特別会計予算については、一括討論を行います。

これにご異議はございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第51号までの一括討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第52号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第53号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第54号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

請願第1号は議員提出案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第20号から議案第28号までの各補正予算は、年度末の予算調整のため、また議案第40号から議案第51号までの財産区特別会計当初予算は、法人格を持つ地方公共団体であり、その収支は町の会計等を含めないため、さらに議案第52号から議案第54号までについては早期に実施したいため、以上24件については委員会付託を省略して、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、補正予算9件、財産区特別会計12件、契約財産の取得・処分3件の24議案については委員会付託を省略して、採決を行うことに決定いたしました。

---

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第20号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第21号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第22号 平成20年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第23号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第24号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第25号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第27号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第28号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第51号までの財産区等特別会計予算については、一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第51号までについて、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、

議案第40号 平成21年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第41号 平成21年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第42号 平成21年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第43号 平成21年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第44号 平成21年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第45号 平成21年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第46号 平成21年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第47号 平成21年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第４８号 平成２１年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第４９号 平成２１年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第５０号 平成２１年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第５１号 平成２１年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第５２号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５２号 身延町下水道工事２０－１４工区（マンホールポンプ設置工事）工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第５３号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５３号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第５４号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５４号 財産の処分については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

日程第４ 提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配布した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います  
が、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前１１時５０分



平成 2 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 2 日

平成21年第1回身延町議会定例会（3日目）

平成21年3月12日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（20人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 松 浦 隆   | 2番  | 河 井 淳   |
| 3番  | 望 月 秀 哉 | 4番  | 望 月 明   |
| 5番  | 芦 澤 健 拓 | 6番  | 上 田 孝 二 |
| 7番  | 福 与 三 郎 | 8番  | 望 月 寛   |
| 9番  | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 伊 藤 文 雄 | 12番 | 渡 辺 文 子 |
| 13番 | 奥 村 征 夫 | 14番 | 中 野 恒 彦 |
| 15番 | 松 木 慶 光 | 16番 | 近 藤 康 次 |
| 17番 | 笠 井 万 汜 | 18番 | 石 部 典 生 |
| 19番 | 川 口 福 三 | 20番 | 穂 坂 英 勝 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

|         |   |       |         |       |
|---------|---|-------|---------|-------|
| 町       | 長 | 望月 仁司 | 総務課長    | 市川 忠利 |
| 会計管理者   |   | 中沢 俊雄 | 財政課長    | 笠井 一雄 |
| 政策室長    |   | 依田 二郎 | 町民課長    | 秋山 和子 |
| 税務課長    |   | 佐野 治仁 | 身延支所長   | 望月 和永 |
| 下部支所長   |   | 小林 英雄 | 教育委員長   | 小松 文雄 |
| 教育長     |   | 佐野 雅仁 | 学校教育課長  | 赤池 一博 |
| 生涯学習課長  |   | 佐野 正美 | 福祉保健課長  | 広島 法明 |
| 子育て支援課長 |   | 近藤 正国 | 建設課長    | 柴原 信一 |
| 産業課長    |   | 佐野 由雄 | 土地対策課長  | 滝戸 文昭 |
| 観光課長    |   | 赤坂 次男 | 環境下水道課長 | 赤池 義明 |
| 水道課長    |   | 串松 文雄 |         |       |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 馬場 徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

開会前に、本日は松木議員が退院されて出席されております。

本人より、皆さまにごあいさつをとの申し出がございました。

ここで、松木議員のごあいさつをいただきたいと思います。

松木議員、前のほうをお願いいたします。

○15番議員（松木慶光君）

一般質問の前に、貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は心臓の病気を患いまして、県立中央病院で去る2月17日に手術いたしました。手術の経過も良好で、3月6日に退院いたしました。皆さまの心温まるお言葉をいただき、誠にありがとうございます。心より、お礼申し上げます。

手術前に、元に戻るのに3カ月ぐらいかかるではなかろうかと言われました。一日も早い回復を目指して、私も頑張っまいりました。議会の皆さん、議会の活性化、また議会活動につきましては、一生懸命、努力するつもりでございますので、これからもよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、お礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

---

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4人であります。

まず、通告の1番目は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問を行います。

12月定例会に引き続きまして、トップバッターということで、やらさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

望月町長は、昨年10月5日の町長選で、見事、当選の栄誉を勝ち取りました。大変な名誉であります。100年に一度をいわれる世界同時不況の中で、余計な重荷を背負うことになり、改めて心を引き締めて町政を取り巻く難題に立ち向かうことになるわけです。大変な決

断を迫られることになると思いますが、どうぞ勇気を持って進んでいただくよう、希望いたします。

定額給付金の支給もようやく国会の議決を経て、4月からいよいよ支給事務が始まるということで、職員の負担も大変であると思いますが、町長の指揮のもとに事務手続きがスムーズに行われますよう希望いたします。

私は昨年の選挙における望月町長のマニフェストについてお聞きし、今後の望月町長の町政の進め方について、お聞きしたいと思います。

項目が多岐にわたっておりますので、大変、大雑把な質問になると思いますが、詳細につきましては、また何点かについて、のちほど同僚議員がお聞きいただけるということでございますので、その際に改めてご答弁いただきたいと思います。

はじめに、1本目の柱であります経済基盤の確立についてということで、お聞きしたいと思います。

町長は中部横断自動車道の活用がふるさと再生の起爆剤であるとして、その早期開通と地域活性化インターチェンジの設置を強力に要望し、若者の定住対策、企業誘致促進を進めるというふうに町長がおっしゃっております。

地域活性化インターチェンジの設置希望場所というのは、過去に議会でも要望のありました、和田と下田原という2カ所についてでよろしいでしょうか。それとも、まったく新たな場所をお考えなのか、この点について、1つお聞きします。

また、先日の施政報告の中でもふれられておりましたけれども、県道市川三郷身延線のバイパスについて、知事に要望していただいたということですが、このバイパスは下部地区住民の40年来の悲願でもあります。甲府周辺にまいりますと、最近でも見たことのないような立派な道路が次々に出来上がっておりますけれども、市之瀬三沢バイパスというのは住民の悲願であるにもかかわらず、峡南出身の知事のときでさえも実現されないままに、今まで過ぎております。合併前から議会でも何回も質疑応答、ならびに要望している問題でもあり、町長がこうして取り上げてくださったことを感謝申し上げます。具体的には、どのようなアプローチを考えておられるのか。この点についても、質問をよろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

芦澤議員の地域活性化インターの設置場所はどこかの質問に、お答えをしたいと思います。

議員がおっしゃったとおり、平成20年第4回身延町議会定例会において、町内インターチェンジの呼称についての一般質問に対してのお答えで、身延町のまちづくりには使い勝手のよい道路を整備していただくことが先決でありますという、お答えを申し上げました。すでに決定をされております上八木沢の身延インターチェンジ、これは仮称ですが、そのほかに身延町の南部、和田峠、それから北部、下田原に地域活性化インターチェンジの要望をしておりますという、お答えをしております。今後についても、この方針のとおり要望をしておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げたいと思います。

また、県道市川三郷身延線のバイパスについては、三沢市之瀬間のバイパス化ということですが、まさに三沢市之瀬間のバイパス、そのとおりでございます。具体的には町といたしましても、中部横断自動車道の関連道路として、大変、重要な位置づけを考えてお

りますので、12月22日に知事や県の整備部に対して、早期着工の要望を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

今の市之瀬三沢バイパスの件ですが、このへん、見込みとしてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

三沢市之瀬間のバイパスの具体的な取り組みというご質問でございますが、町長も行政報告で申し上げましたとおり、また、ただいま申し上げたとおり、12月12日に西八代縦貫道整備促進期成同盟会で、知事さんに要望してまいりました。内容としましては、いろいろあるわけですが、この道路につきましては、現在、黒沢バイパスを県では着工しております。その中に三沢市之瀬間のバイパス、それから竹の島の踏み切り、それから大河内橋の架け替え等の要望をしております。

いずれにしても、身延町にとって使い勝手のよい道路が求められておるわけでございます。その中で、昨年の10月に国土交通省の依頼によりまして、今後の道路行政についての意見・提案、また山梨県におきましても、山梨のみちづくりビジョンというものがございました。これに対する意見書の中に地域活性化インターチェンジの設置。また、三沢市之瀬間のバイパス構想の早期着工も提出してあります。長年の懸案であります。町といたしましても、重要な施策と考えております。今後もより一層、県に働きかけ等、要望活動を図って、早期な着工を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、次に下部温泉郷、身延山、中富和紙の里、一色のホテル、本栖湖、富士川などの観光資源を生かし、身延町観光振興計画を策定・推進するという政策についてですが、これは非常に地域活性化の有効な施策であると考えております。

いくつかの観光地を関連づけて、観光ルートを作成するということにつきましては、過去においてもいくつか、そういう案がありますけれども、町長としてはどのような、具体的なイメージで、この施策を進めていかれるおつもりなのか、その点についてお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

観光振興計画の策定の質問に、お答えをしたいと思います。

近年の観光は余暇時間の増加やライフスタイルの変化、少子高齢化、低成長経済など、社会経済状況の変化が顕著になった今、人々は心身にゆとりのある生活、人間的交流、潤い、癒し、創造的な日々等といった、生きがいにつながる生活文化を求めるようになりました。

これまで旅行者のニーズを把握し、旅行商品が都市部の旅行会社で企画・造成され、発地型観光であったのに対し、地元の人しか知らない場所や楽しみ方が求められるようになり、旅行目的地側が主導で行うことを目指す着地型観光に、旅行の形態が変わってきたと思います。

幸い、わか町には3町が合併したメリットとして、議員が申されたとおり、たくさんの資源がございます。下部町の下部温泉、本栖湖、あるいは金山、それから身延山、あるいはゆばの里、それから西嶋和紙、さらには句碑の里等々の3つの大きなエリアに区分することができるというふうに思います。それぞれのエリアの観光資源を点から線として結んで、付加価値を加え、砂金掘り体験、手漉き和紙体験、ゆば作り体験、農業体験、さらには農業体験の中で大豆収穫体験、味噌作り体験、茶摘みの体験、さらには温泉入浴、湯治、トレッキング、エコツアー、スタンプラリー、桜の鑑賞、紅葉鑑賞、ホテル鑑賞等による滞在型をイメージした観光振興を図って、地域の活性化に一層推進をしてみたいと、こんなように考えております。

併せて、住んでいる人々が自分自身が訪れたいと思う地域でなければ、他の地域からの来訪は望めません。住民がここに愛着を持ち、生き生きと暮らしている地域、また訪れたお客さんを温かくもてなすことのできる地域には、自然と多くの人々が集まってくるだろうと、こういうふうに思います。みずからの地域に自信を持ち、訪れてくれる人々をおもてなしの心を持って迎え入れる観光施策を推進している所存でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

非常に、今からのこういう観光振興計画というものの進め方に希望の持てるお話でございました。着地型、あるいは体験型、滞在型、そういうふうなものを、おもてなしの心を持って迎え入れるということで、今後の観光振興計画を期待したいと思います。

3つ目に、これもちょっと関係があると言えはるんですが、コミュニティビジネスの活性化と特産品づくりということで、提案して終わります。

つい先日、あるテレビ番組で三重県多気郡多気町というところのせいわの里、まめやというレストランを紹介しておりました。地区の農民35人で設立した農業法人 せいわの里というものが、地元の大豆や野菜を使って作る1食1千円という農村料理バイキング、これが大変な人気で、平日でもおおぜいのお客さんで賑わうというレストランでございます。1日平均、平日で100人、土日祝は150人ということで、たぶん50席ぐらいの席でございますので、2回転、あるいは3回転ということで営業しているかと思いますが、非常に、もちろん近隣といいますか、地元の人たちだけでなく、伊勢自動車道というものの、インターの近くということで、地元だけでない観光ルートのようになっているんじゃないかと思います。

それから先日、議員研修で訪れました福島県塙町の道の駅はなわというのがありましたけども、こちらは土地の特産品、農産加工品、農産物、お惣菜などを扱う販売コーナーがありまして、もちろんレストランもあるんですけども、近所の住民がスーパーマーケットのように利用されているということで、年商3億5千万円という売り上げだそうです。これはコミュニティビジネスとしては、非常に成功を収めているという例であると思いますけども、わか町にも道の駅しもべ、身延町活性化施設ゆばの里というふうな食事処を有する集客施設がございます。どこでもうまくいくというわけではないのがコミュニティビジネスであると思いますけども、

こういう先進地の情報を生かしていくことも大変、大切なことであると思います。先進地の情報収集も含めて、今後どのようにコミュニティビジネスの活性化、あるいは特産品づくりというものを進めていかれるお考えなのか、今後の展開についてお聞きたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

コミュニティビジネスについての質問に、お答えをしたいと思います。

議員がただいまおっしゃられたとおり、わか町にもJA、あるいは商工会等による、あるいはまた身延竹炭企業組合等で、地域の資源を生かしたコミュニティビジネスも行われているところであります。これらのビジネスを活性化することが、元気な町をつくるもととなると考えています。今、国では地域産業資源活用事業等、中小企業や住民の皆さんの知恵とやる気を生かした個人等に、新商品の開発から販売まで、すべての面で支援をしていただける事業もございます。知恵とやる気のある町民の皆さんの立ち上がりを、町としても相談に乗るなど、支援をしてまいりたいと考えております。

さらにわか町では、峡南衛生組合の中にすでに生ゴミの処理を行い、これをリサイクルした堆肥、発酵堆肥峡南1号と名付け、昨年の7月から1体15キロ入りを500円で販売をしております。すでに約1,500体以上を販売しているところでございます。

この堆肥峡南1号を地元の農家に分け、無農薬・無化学肥料で栽培をして、農作物に付加価値を付けて、農家がみずから道の駅で販売をするほか、地元の温泉・ホテルや学校給食にも使用することが環境教育にもつながると考えます。これに力を注ぐことによって、働く場所の提供にもつながり、若者の定住にも寄与することと考えますので、県や国の指導をいただく中で、町の事業として定着・発展させていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

次に2本目の柱でございます。行財政改革について、お伺いしたいと思います。

小さな役場、大きな仕事集団という考え方は、財政難に悩む当町にとっては、大変重要な施策であると考えております。町長は、就任のごあいさつの中でも役場職員に意識改革を呼びかけております。また先日、副町長を置かないという条例を上程し、議会で議決されました。質疑応答の中で、職員の給与も据え置きではないというふうに、一歩踏み込んだお考えを示されました。行財政改革についての具体的なシミュレーションがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

小さな役場、大きな仕事集団についての質問でございます。

議員もご承知のとおり、合併当時の職員数は269人であります。これが平成21年4月1日には、230人になる見込みで39人の減少となります。さらに今後も定員適正化計画に基づき、職員を減らす予定となっております。しかしながら、今後、仕事の内容は地方分権などに



より多様化・専門化し、仕事の量も増えてくることが予想されます。そのような中、これまで以上に職員一人ひとりが職務遂行能力を高め、みずからの創意工夫と的確な判断によって、町民の皆さんが住んでよかったと実感できる町をつくっていかねばなりません。

そこで、新年度は課ごとに朝礼や終礼などで、仕事の目標や進捗状況などを確認するとともに、人材育成型の人事評価制度を試行する中で、課長等による日々の指導・助言を充実させたいと考えております。また、役場内での職員研修はもちろんのこと、山梨県市町村研修所等への研修へ、職員を積極的に参加させる予定でございます。

なお、職員により公務員としての専門性を学ばせようと山梨県へ研修生として2人、県との人事交流として1人の派遣を予定しております。さらには、6月には国家公務員の初任行政研修生3人を受け入れるなど、積極的な人事交流等を行う中で、少ない人数でしっかりした仕事、また大きな仕事を行えるような、人材育成をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

人事につきましては、非常に難しい面もございますけども、今後、今のお考えの中で、着実に進めていっていただきたいと思います。

次に、健全財政の町にするという考えを述べておられます。合併以来4年半を経過している中で、経常収支比率、公債費比率などの町財政指数が悪化しているという状況でございます。もちろん、望月町長の責任ではないわけですがございますけども、この現状を打開するためには、思い切った改革を講じる必要があると思います。当然のことながら、痛みを伴うものもあるかと考えます。

町長が並々ならぬご決議で町政に臨んでおられるということは、予算の削減額などからもひしひしと感じられます。町長みずからが一つひとつの数字をチェックされたのではないかというふうに思えるほど、厳しい数字が並んでいるというふうにも思います。

このような先の見えない不透明な政治経済状況の中で、改革といっても今すぐに実施できるもの、時間がかかるものなど、いろいろな施策があるかと思いますが、町長のお考えをお示ください。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

健全財政をどのようにという質問だろうと思いますが、ご案内のとおり、合併直後の平成16年度は3町の持ち寄り予算でございましたので、またその後、平成18年度当初予算についても、歳入歳出総額100億円を超えております。20年度の当初予算額につきましては、94億2千万円強でございます。

今定例会に提案をさせていただいております、平成21年度の当初予算は87億6,825万7千円でございます。予算規模として、やや平準化しつつあるなというように考えておりますが、今後、特別な事業、あるいは突発的な災害等がない限り、21年度の予算規模を上回ることはないように努めてまいりたいと、そういうように考えているところでございます。

このような中ですけれども、特に大きな問題といたしましては、合併後、10年で訪れる地方

交付税合併の算定替えでございます。合併後10年間は、旧3町の合併前の状況で算定される交付税額が補償されていましたが、合併後10年経過した後は、5年間で新身延町としての地方交付税算定になります。そのため、この5年間の減少額は約8億円余りとなることが想定をされます。したがって、財源の確保が懸念をされるところでもございます。さらに本町では、合併当初、46億8千万円余の基金がございました。平成19年度の決算時点で、34億3千万円余と減ってまいりました。これは合併で持ち寄った基金を取り崩しながら、町政を執行していることの表れでもございます。

平成20年度の予算では、この基金の取り崩しが6億7千万円余でありましたが、平成21年度の予算では極力抑えまして、2億4,211万円にしたところでもございます。当面は基金の取り崩しをしなくても、当初予算の作成ができる財政運営を目指してまいる覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、苦しい財政の中でやりくりをしなければいけないということで、町長はじめ、われわれ議会も非常に苦慮しているところではございますけれども、ぜひ健全財政の町にするという基本方針を守っていただきまして、進めていっていただきたいというふうに考えます。

次に、2番目の柱の最後の部分ですけれども、ふるさと町民制度というのがあります。

先日の施政方針の中でもふれられていたと思いますけれども、報道によりますと、昨年12月にNPO法人 みのぶ観光センターがこの制度を取り上げまして、正会員とサポーター会員の募集というのが開始されたと聞いております。これは町長が提唱をされている、ふるさと町民制度の取り組みであると思いますけれども、このふるさと町民制度の今後の展開について、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

サポーターの会員と、ふるさと制度の関係についての質問でございますが、NPO法人 みのぶ観光センターが募集したサポーター会員制度は、全国の人に身延町の素晴らしさを知っていただき、またPRしていただくサポーター会員でございまして、年間費3千円で募集しているもので、ふるさと町民制度の会員の募集の考えとは若干違ひまして、同じではございません。ふるさと町民制度の導入につきましては、この制度の中で名称をふるさと定期便として、4月から国における平成20年度第2次補正予算に取り組みされております、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用しながら、NPO法人 みのぶ観光センターに事業を委託し、スタートいたします。目的は身延町内に関係ある人、身延町を心のふるさとと考えている人たちに会費を納めて、ふるさとの町民になっていただき、商工会やJRなどの協力をいただいて、地元で収穫された地域の果物、野菜、漬け物、お菓子、さらには付加価値を付けた加工等で、ふるさとの味を贈り、ふるさととの絆を深めていただくと同時に、年に一度、ふるさとツアーを計画し、懇談の中から町の進むべき方向などの意見をいただいて、ふるさと再生の一助とすることが目的でもございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私がちょっと勘違いをしていたようですけども、新聞では正会員とサポーター会員の募集というふうにいつていますけども、これは、ではあくまでもサポーター会員ということで、よろしいんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

みのぶ観光センターのサポーター会員は、あくまでも賛助会員ということで、年3千円で会員になってもらっている会員でありまして、このふるさと定期便の会員につきましては、年1万6千円で、1回4千円程度で、年に4回程度の詰め合わせ商品をコーディネートして発送する予定であります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

現在、この賛助会員というのは何人くらい、サポーター会員というのは何人くらいの応募があったんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

昨年12月から会員を募集しておりまして、現在10人の賛助会員がいると聞いております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいま、町長のご答弁の中で関係する人、あるいは身延町を第2のふるさとというふうに考えていらっしゃるというふうな、そういう方ということですが、当然、身延町の出身者に対するPR、あるいは身延山の関係がありますので、身延山を訪れた皆さん、あるいは下部温泉郷を訪れる皆さんというふうな形で、募集をかけていかれるのかなというふうに考えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（赤坂次男君）

そのへんの会員の募集ですけども、町内、また県外の身延町出身者の会員へチラシの送付とか、インターネット上での募集とか、あるいはまた富士の国山梨館や主要駅のコンコースのキャンペーン時に宣伝活動をしてまいりまして、会員募集を募りたいと考えております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、次の3本目の柱のほうにまいりたいと思います。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」というフレーズで、町長がおっしゃっておりますけども、基本政策の3本柱の1つとして、この政策についてお聞きしたいと思います。

まず、いつ起きても不思議がないと言われてから、もうすでに長い年月が経っているわけですけども、東海沖大地震対策ということで、防災体制の整備強化を推進するということを述べておられますが、これは弱者対策の1つといってもいいと思いますけども、保育所あるいは小中学校、それから、また一朝事があるときは、住民の避難体制とか医療体制を司るべき役場の本庁、支所、公民館などの公共的建造物の耐震化は、すべてクリアされているのかどうか。ちょっと、私の記憶が違っているのかも分かりませんが、小中学校の中では耐震化に問題があるというところがあったような気がしますけれども、今後、その耐震化について、どのように考えていかれるのかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

公共物の耐震化についてでございます。

公共施設の耐震化状況につきましては、学校についてですが、小学校は9校すべて耐震化されてございます。中学校については、5校中4校。体育館については、17のうち15施設。町立公民館につきましては、9のうち7施設。庁舎等につきましては、6カ所すべて。保育所につきましては、5カ所すべて、それぞれ耐震化がされてございます。未整備の施設につきましては、今後、施設のあり方そのものについての検討も含め、検討課題とさせていただきたいと、こういうように思います。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当然、小中学校、それから保育所については統合問題がございますので、そのへんも含めてということで、お考えのことと思います。

次に緊急時の救命・救助対策として、防災ヘリポート充実を県に要望するとおっしゃっておりますけども、本町のように地震の影響・被害が甚大であると観測されている地域では、ぜひとも必要な施設であると考えます。

場所、施設等の大きさ等につきまして、具体的なイメージはあるのか。また、これは県の問題ですから、この場には馴染まないかもしれませんが、あえて質問させていただきますが、ヘリポートがあっても肝心のヘリが来てくれないことには、ヘリポートそのものが無用の長物になり兼ねませんが、県の防災ヘリコプターの備えのほうは十分なのでしょうか。その点について、お伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

質問にお答えをしたいと思います。

大規模な災害発生時には、当然、救命・救急のためにヘリコプターの要請が必要になってくるだろうと、こういうようにも思います。離着場の指定には航空法の定めにより、国土交通大臣の許可が必要となるわけでございます。緊急時の場合は例外となっておりまして、その必要はございません。その離着場ですが、現在、本町では6カ所が指定をされております。

なお、ヘリポートについては県に要望をしておりますが、設置について大変難しいというような返事もいただいておりますが、今後も要望をしまいたいと思います。

次に県の備えについてでございますが、現在、防災ヘリ あかふじが1基、県警ヘリ はやてが1基の2基で緊急時の対応をしております。整備充実につきましては、さらをお願いをしていきたいなと思いますけれども、不測の事態が発生した場合は近県、あるいは自衛隊等の派遣についても要請をしていきたいと、こういうようにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ヘリポートにつきましては、以前にちょっとお話したかも知れませんが、増穂町の災害で陸の孤島になったという穂積ですか、その話がありましたけども、そこは自分たちでも、ある程度の広さの場所を確保して、災害時にはそこをヘリポートに使いたいというふうに考えているという話です。6カ所の指定ということですけども、これは地域としてはどちらになるんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

お答えをいたします。

ヘリコプターの場合の離着場の6件の個所ではありますが、八木沢グラウンド、クラフトパーク、総合文化会館の芝生広場、下部地区の運動場、それから緊急時の着陸場としまして、中富中学校のグラウンド、勤労青年センターの6カ所となっております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、ヘリコプターのほうは2基ということですけど、これはここで論議しても仕方がない話ですので、今後の要望をお願いしておきたいと思います。

次ですけども、子どもの医療費は中学校卒業までの15年間は無料にするという施策を継続していくというふうに聞いております。この医療費の無料化というのは、非常に大事な施策であると思いますし、本町のイメージアップにもつながる重要な施策であると考えております。それと同時に、町民に対する医療体制の維持・充実のために、民間医療機関との連携強化を図るということでございますけども、これについては具体的にはどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

民間医療との連携の問題でございます。お答えをいたしたいと思います。

私たちの町には、身延町とともに一部事務組合で運営をしておりますところの飯富病院、さらに民間が運営しております下部病院、身延山病院の3施設がございます。人口の減少が著しい地域でありますので、それぞれ経営的に苦しくなることが想定される状況でございます。

そのような中で、今、県では地域医療計画の策定の動きの中で、将来的に公立と民間の3病院の統合も含めたネットワーク化が検討されており、3病院とも協力体制が必要であると。このことについては合意点に達しておると、こういうように伺っておりますけれども、公立病院と民間病院の業務提携、あるいは合併等は大変難しい面もあると思いますが、それぞれの病院の特色を生かしながら、地域に医療、介護の安定的・継続的な提供をしていただけるよう、地域医療計画策定に町も参画しておりますので、それらの中で県・町・病院と協議を重ねて、町民の医療体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

医療の問題は非常に国でも取り上げられておりますけれども、医者が不足しているということで、今のお考えの、公立と民間を統合する、その中で業務体系等を見直していくということは、非常に重要な施策であると思いますので、ぜひとも積極的にお進めいただければと思います。

4番目でございます。

町長が提唱されております、身延いちいち運動というのがございますけれども、私はこの発想そのものが大変ユニークであると思います。このいちいち運動につきまして、具体的にはどういう形でお進めになるおつもりなのかということと、これは先日、健保の指定というふうなことがあって、非常に健康に対する予防的な考えというのは、非常に大事なことだと思いますけど、これはそれに関連があるのではないかというふうに考えますので、ぜひとも町長から、ご答弁をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、本来は教育委員会の所管でございますけれども、私の施策についてでございますので、私からお答えをさせていただきます。

身延いちいち運動は、町民一人ひとりが生涯を通じて、最低1つ以上、多くのスポーツを楽しむことで体の健康維持を、また最低1つ以上の芸、趣味でしようけれども、それを楽しむことで、心の健康維持を推進することによって、心身ともに健康な町民を増やすことが目的でございます。このことによって、国保の問題も少しでも好転すればいいなど、こういうふうにも考えておるところでございます。

さらに、今年度は町内で、それぞれ軽スポーツを楽しんでいる団体がございます。これらを町民の皆さんにお知らせをし、1人でも多くの町民が関心を持っていただいて、これに参加していただければ、ありがたいというようなことで考えてございます。また、町内で幅広い年代で、楽しく手軽に競技できる各スポーツも普及をしてございます。これらの世代を超えての軽

スポーツ大会等も開催をしていきたいと、こういうようにも考えております。

次に町民1人1芸についてですけれども、町民一人ひとりが生涯を通して、最低1つ以上の多くの芸を持つことによって、豊かな心で人生を営んでいただければありがたいと。これにつきましては、現在、各地区の公民館や分館でレクリエーション活動や趣味の教室を中心とした、さまざまな文化教室、講座が開催をされていると思います。これらの場に1人でも多くの町民が足を運んでいただければ、ありがたいと、こういうようにも考えているところでございます。また、そのために努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいま、いちいち運動についてお聞きしました。これは非常に心身ともに健康ということを目指していくということで、結構な政策であると思います。私の地域は下部なんですけれども、下部地区では、前には非常に盛大で行われておりました、町民運動会というのがなくなってから久しいわけなんですけれども、こういうふうな軽スポーツを通じてということで考えていくこと。それから公民館活動も非常に大事なことでありますけれども、町民運動会というので、各地区で当然行われていたというものだと思いますけれども、この点につきまして、今後どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ただいまのご質問ですけれども、各地区で旧町時代、町民運動会と称しまして、各地区でそれぞれ行っておった運動会等もでございます。下部地区におきましては、これまでの町民運動会は廃止となっております。それぞれ教育委員会の生涯スポーツ、生涯学習については、旧町時代の形がそのまま合併後も継続されていたという経過がございます。それを徐々に、段階的に、新身延町として一元化していくというような状況で考えております。

現状は、とにかく公民館活動の中で、小学校等も取り入れながら運動会をやっていくというような形で、下部地区においては現状の計画はございません。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひとも、下部地区でも復活していただきたいという声がありますので、そのことはお伝えしていきたいと思います。

5番目です。

交通弱者対策としての足の確保について、現在、テスト中のみのぶ乗り合いタクシー事業ということで、デマンド交通システムの実施が着々と進行しつつあると思います。従来からの山交タウンコーチとか、富士急バスとの合わせ技で進めていくことになるのではないかと思いますけれども、少子化・高齢化による人口減少という中で、この施策は非常に重要な地域活性化対策でもありまして、今までも同僚議員から何回もいろんな質問が出ていると思います。10月

から実施されるということになっております、この施策について、問題点があればお聞きしたい。それからデマンド交通、ほかにもなんらかの方法をお考えなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

デマンド交通の問題点ということですが、今、試行中でございまして、昨年度の10月から試行してございますので、その結果を見ないと、その問題点というのは出てきません。想像でものを言わせていただきますと、今回、北部地区を導入するについて、身延地区は2台、中富地区が1台で対応すると、こういうことですが、下部地区につきましては、それぞれ沢筋に入って、その沢筋を出てこなければならないというようなことで、2台で大変だなという、これは想像でございまして。それと、あとは、これは大量輸送には向きません。したがって、スクールバスや幹線バス等については、今後も考えていかなければならないのかなと、こういうように考えていますけれども、JR身延線の接続や町有バス、町営バス、民間路線、スクールバス等々、町内全域での公共交通の運行時間、要するに接続等も検討してまいらなければならないということで、今、検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、おっしゃるように、下部地区というのは非常に入りの多いところでございまして、非常に難しい面があるかと思いますが、その点もお聞きしたいということで、今、そういう質問をさせていただいたんですが、下部地区のそういう入りの多い場所では、今までというか、身延地区、あるいは中富地区で使っているような、乗り合い人数の多いものでなくて、小さいもので何カ所かに配置していただくということが考えられると思うんですが、この点については去年10月から実施されている試行運転の中で、そういう結論が出るかと思いますが、ぜひ、よろしくご配慮いただきたいと思います。

6番目に、町長は農業と農家を守る、有害鳥獣の駆除を近隣の町と連携して進めるというふうにお考えを述べておられます。先日の質疑応答の中でも、同僚議員から指摘がありましたけれども、農業と林業につきましては、労働政策との関連でも大変、重要な問題があると考えます。山林の保全、それから整備、これを併せて実施していくことを考えておられるか。農業、林業の新たな担い手の育成、養成も併せて考えておられるかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

林業、農業の担い手について考えているか、もちろん、私どもも林業、農業をなんとかしなければ、中山間地の多い身延町ですから、立ち行かないということで、一生懸命考えさせていただくことは事実でございまして。そうは言っても、農業振興に関しましては、非常に問題点も多うございまして。農業で食べていけないということが原因でしようけれども、農業従事者



の高齢化、あるいは後継者不足、これらに鳥獣害の被害も追い討ちをかけているというようなこともございます。さらに最近、大変大きな問題として考えていかなければならないのが町の南部地区、特に富士川の右岸に生息しております山ビルでございます。これらの生息地が北上をし、さらに人家の周辺、庭先までも入り込んで、私どもの日常生活に大きな影響が出ていると、こういうことでございますので、これらの山ビルの対策については、全国の先進事例等を研修しながら、町に適した対策を考えていきたいというように考えております。

森林の保全につきましては、ご案内のとおり、間伐等も行われなような状況にありまして、下草が繁茂もしないということで、シカなんかも食料を求めて人里近くに出てくると、こういうことだろうと思います。また、これらの森林につきましては、言われております、私どもの生活を支えてくれております水や空気を育んだり、動植物の生育環境を守ってくれているということでございますけども、現在、荒廃している森林の公益的機能を高めていかなければならないということで、国の補助事業として、現在も実施をされております事業を継続していきたい。さらに林業従事者について、林業不振の現状下で従事者不足の状況が続いてございます。森林組合等については、就労奨励職員設置事業等を実施しております。これらについても継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

もうちょっと突っ込んだ話をお聞きしたかったのですが、ちょっと時間がないので、最後にまちづくりの計画には、女性の豊かな感性やお年寄りの英知を生かすというふうにおっしゃっております。本町では女性議員も女性の課長も、お一人ずつということで、もっと多くの女性議員、女性管理者職がいてもいいのではないかと考えます。お年寄りの英知という点では、学童や児童、あるいは女性から若い女性にということで、そういうものを伝えていくという場所を提供することも必要ではないかと考えます。先ほどのせいわの里というところでは、お年寄りが農村料理を若い主婦に伝えながら、営業しているということもございます。料理ばかりでなく、伝統工芸的なものを次世代に伝えるということで考えていますと、いろいろなアイデアが考えられると思いますけども、町長の具体的なお考えをお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

芦澤議員のおっしゃるとおりだろうと思います。

私どもの町としましては、特に女性の意見を積極的に取り入れることとしておりまして、各種委員会への女性の登用につきましては、積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の各位も地域に帰られまして、それぞれの委員さんの推薦等がございましたら、ご協力をいただければありがたいと、こういうようにも思っております。

そして具体的には各区、各老人クラブ、あるいは婦人団体、サークル等に町政を語る会等の、名前はいかようでも結構ですから、地域の公民館活動等々の中で、しかも地域で特に開催をしてもいい時間帯とか日にち等を決定していただいて、私どもの町のほうへ連絡をいただければ、町の幹部が地域へ出向いて、そして町民の皆さんとまちづくりの意見交換をしたいと、こうい

うようにも考えておりますので、議員の皆さんも地域に帰りましたら、それらのことについても、また広報等で、あるいは区長会等でお願いも申し上げますけれども、よろしくご協力をいただければありがたいと、こういうようにも思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

以上、町長のマニフェストにつきまして、浅く広くお聞きいたしました。先日の質問のときにも申し上げましたが、個々の政策につきましては、今後、機会を捉えてお聞きしたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（穂坂英勝君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午前10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時15分

○議長（穂坂英勝君）

それでは、開会いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は、通告の2番は望月秀哉君です。

望月秀哉君、登壇してください。

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

多少、体調を崩しておりまして、聞きづらい点がありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

まずは望月町長をはじめ、ご列席の執行部の皆さん、本当にこの大変な時期に大変な業務で、まい進されておられますことに、まずもって敬意を表したいと思います。

私は3つほど、質問をさせていただきます。

望月町長が当選されて就任され、発表されたふるさと再生プランの中のいくつかをお聞きしたいわけです。

先ほど同僚議員が質問いたしまして、その質問といくつか重複しているところがございますので、もし、私の質問がダブってございましたら、ひとつご容赦いただいて、省略していただいて結構でございます。

まず最初に、ふるさと再生プランの中の行財政改革断行についてのことでございます。

先ほども申し上げましたように、すでに同僚議員の質問に、町長から答弁がなされておりますので、あらかたは省略させていただきます。私は別の観点から、この行政改革の中で、役場内の意識改革が非常に重要な位置を占めておると。人事評価等、いろいろ、今までも取り組んでおられますけれども、職員の能力開発、パワーアップのための自己啓発という観点から、今

現在、町長、あるいは各課長がどのような取り組みをなされておるか、具体的に申し上げますと、業務改善のための意見交換とか、あるいは自己啓発のための研修とか、そのへんについて、詳細にお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

望月議員の意識改革について、お答えを申し上げたいと思います。

まさに職員の意識改革がすべてであると、こういうように私は考えております。職員の意識改革が、すべての事業につながっていくであろうと、こういうように考えているところでもございます。職員には常に全体の奉仕者として自覚を持ち、今、町民の皆さんが何を求め、何を期待しているかを把握していただいて、限られた財源と人材を有効に活用、的確かつ柔軟に対応できる職員になるよう、求めているところでもございます。

また、12月の議会の施政方針でも申し上げましたように、各自が仕事のプロになって、思う存分、仕事をしてください。そして町民の皆さんから辞めてもらっては困る、こういう職員になってほしい、このことを職員とも約束をしたところでございます。毎週行われます課長会議等の席でも、常にこのことは申し上げているところでもございます。そして、この約束を少しずつではございますけれども、職員が実行に移しつつあると、こういうようにも理解しております。

なお、人事評価制度につきましては、より有能な職員を育てるための制度として、最大限、活用をしていきたいと、こういうようにも考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

町長の思っていること、それから方針というのは、今のお話のように、課長会議である程度は済むと思います。では、その町長の意向を汲んで、各課の課長はどういう取り組みをしているのか。そのへんを、もしまとめてあれば、総務課長一人でお答えいただきたい。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

お答えをいたします。

自己啓発につながっていくと思いますので、人事評価制度につきまして、現在の状況を説明させていただきたいと思います。

分かりやすく効果の上がる制度といたしまして、検討を重ねてきたわけではありますが、新たなマニュアルづくりをいたしまして、本年度その試行を行っております。参考に県下の市町村の状況を説明いたしますと、町村によりましては、実施または試行を行っているところはありません。県および市におきまして、全職員、また管理職を対象に1年から3年間、試行がされている状況であります。この制度を確実なものにしていくには、やはり3年間ぐらいの、それぞれの検討が必要ではないかと、ちょっと自分なりに考えているところであります。

なお、本年度、新しい制度の試行とともに、日常の観察、面談等を実施する中で、従来の制

度によりまして、一部、勤勉手当の成績率への反映をさせていただいたところであります。なお、これを進めていく中で、効果があったと思われても、日常の忙しさから、なかなか所属長と話し合いをもつことができなかったわけでありましたが、これを進めていく中で、それが実施できたということが、大きな1つの効果が上がった点だと思っております。

その中で、目標を定め、仕事を進めることは非常に大事なことであります。年間の目標はもちろんであります、毎日の目標を立てて、仕事に臨んでほしいことを職員には伝えてきたところであります。今後も共通理解のもと、人材育成の制度として、この人事評価制度を構築いたしまして、昇任・昇格、さらには給与面にも反映させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

マニュアルをつくってという、今の総務課長の答弁ですが、それはそれでいいんですけども、私がお聞きしたいのは、まさに自己啓発、パワーアップ、いわゆる人事評価の部分でもそうですけども、職員が自分自身の目標を設定して、そしてそれに挑戦すると。これも1つの人事評価の中にあると思うんですよ。そのへんの具体的な取り組みというのは、なされておられませんか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

実際に、先ほども芦澤議員の質問の中でありましたが、毎日の朝礼、また終礼をする中でも毎日の目標を立てて、また目標はどうだったかということを話し合いしているところであります。また、この人事評価が目標に対しまして、結果はどうだったかという人事評価でもあります。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

毎日の目標、それはそれでいいですけども、年間を通して、私は今年度にこういう目標を持ってやりたいというところまでは出ていませんか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

今、申し上げましたように、この人事評価、まず職員が今年の目標、前期と後期があるわけですが、今年の目標を立てまして、所属長に提出します。所属長はその目標に対しまして、前期の評価するところで、どうだったかという評価をするわけでありまして、ですから、年間の目標は年度当初、立てるわけでありまして。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

それはそれでいいとして、あともう1つ、提案制度というのは、いわゆる業務に対する。そういうものは、採用しておりませんか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

職員の提案制度は、実施をしております。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

では、その提案制度を実施して、どうだったのか。具体的に例を挙げて、説明してください。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

昨年、5月から6月までにかけて、職員の提案を募集しました。具体的な提案が何件あったという数字とかは、ここで持っていないので、もしできたら、あとで報告ということで。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

細かくて悪いけども、今、自分が実際に携わっている業務についての提案ですか。それとも役場の中、全部についての提案ですか。そんへんはどうですか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

自分の関係するのでもいいということで、自由な提案です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

それがなされていればいいんですが、残念ながら、ここで聞いて、具体的に返事ができないというのは、果たしてどうなんですか。今、200人近くいるでしょう。その中から、この仕事はこうあったほうがいいのか、自分の直接やっている仕事でなくても、こういうふうにやればよくなるんじゃないかという、いわゆる改善ですね。それをみんなが考える。そして、さらに自分自身はどうかということを考える。それがまさに自己啓発であり、パワーアップであり、能力開発だと思うんです。それが町長の言っている言葉なんですよ。それは一番突っ込めば、要するに採用されるときに宣誓文なんですよ。町の職員になるときに、みんな職員は宣誓していると思うんですよ。町民のためにうんぬんという。その原点にかえて、今、自分がやらなければならない仕事は何か、自分に何ができるか、何が足りないか、それを検討して、そして、それを埋めていく、その開発のための努力をする。それが目標設定であり、人事評価の究極の狙いだと思うんです。ぜひ、そういうことでもって、この提案制度の充実をお願いして、この項は終わります。

次に2つ目、小さな役場、大きな仕事集団というところで、これも先の芦澤議員の質問と重複しております。町長がちょっと、数もふれましたけど、まずはこの定数削減によるスリム化というのは非常に大変な事業ですけども、大事なことであります。差し当たり、いわゆる定年による退職者の数、ここ何年か。できれば、この先のほうを、3年か4年分ぐらい教えてもらいたい。それをふまえて、町長のほうで、いわゆる小さな役場という考え方が具体化されてくるとしますので、ひとまず、ここ数年間の年齢的な退職者の数、分かりますか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

まず、その前に定員適正化計画の数字をちょっと申し上げてもよろしいですか。団塊の世代の退職に伴いまして、職員の年齢構成も大きく変わってきているところではありますが、職員数についてであります。定員適正化計画に基づきまして、定員管理を行っているところであります。計画は中期5年の計画でございますが、平成17年、在職の259人を22年の4月には29人減の230人とするものであります。さらに長期の計画といたしまして、目標といたしまして、27年の4月には54人減の205人とする計画であります。

なお、現在の職員数であります。21年、来年の4月には230人となる予定であります。これで中期の目標は、すでに1年前に達するというような状況であります。実際の職員数が、実際何人いればいいということは、本町の地形的なこと、それから地方分権のこと等を考慮しながら、今後も検討していきたいと思っております。

定年の退職者数であります。今年、定年早期を含めまして、10人の退職者があります。来年度につきまして、定年が、今、数字を持ってきておりませんので、また、のちほどお示ししたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

分かりました。非常に町長の提唱している小さな役場という部分、大きな仕事集団というのは、先ほどのあれであると思うんですけども、希望としては分かるんですね。非常に大変な仕事だというのは、分かります。これを決断して、マニフェストに掲げた町長の英断は評価されるんですけども、それにはやはり全職員の、特に執行部の協力がなければ駄目だという面で、先ほど、総務課長が発表された数、これをひとつ、なんとか、その計画どおりに実現できるような推進をお願いしたいと思っております。それはもう、答弁は結構です。

それでは、その次の2つ目の、②のほうへいきます。

身延いちいち運動のことについて、関連してお伺いいたします。

プランの趣旨には、私も一町民として、もろ手を挙げて賛成するところでございますけれども、その推進の方法、先ほど町長が答弁の中で、各種、既存のスポーツ団体とか、あるいは公民館の分館等の教室というような話がされましたけども、もう少し具体的に考えなければ、この運動のスムーズな展開は不可能ではないかと。趣旨としては、非常に素晴らしいものであるけども、現状では絵に描いた餅になる可能性が多分にある。まずはそういう意味から、私は公民館活動の重要性ということについてふれながら、いろいろお伺いしたいと思っております。

昨年は西嶋分館が竣工し、今後、下山、下部と順次、建設が予定されております。ハード面

の充実は、逐次、進んで、非常にスムーズにいつているようでございますけども、肝心のソフト、いわゆる公民館活動の中身が残念ながら停滞、あるいは休止に近い状態ではないかと見られます。誠に心もとないことでございます。

社会教育の充実・発展は、まさに町長が言う住みよい、おらがまちづくりにつながる地域活性化の根幹に位置づけられるものだと思います。そして、この地域活性化の推進の拠点はまさに公民館、特に今、現状で言えば、各分館ないしは集落館が、その位置づけにあると思うんです。集落館となると規模もまちまちですし、なかなかいろいろな事業をやるのは大変ですけども、昔は、いわゆる地区館、今は分館ですけど、分館単位の活動を活性化することによって、このいちいち運動の浸透・推進を図るのが筋ではないかと、そういう観点から考えますと、例えば、喫緊な例で、私も経験しております、今、身延地区館がでございます。一昨年までは町民体育祭というのを、大々的に実施いたしておりました。昨年から、それが休止になっております。まさに運動そのものが停滞と言わざるを得ない状況です。こういう状況で、町長の言ういちいち運動をどういうように持ち込んでくるのか。そのへんの進み方が、今後のいちいち運動の成否にかかってくると思うんです。

そこで、先ほど町長は大まかな回答をされましたけども、私はこの公民館行政を担当されております教育委員会、教育長も委員長もおられます。それぞれの立場から、この公民館活動の今後の進め方、要するにいちいち運動を推進する、1つの拠点とした観点から、今後の公民館活動の進め方の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

望月秀哉議員のご質問にお答えします。

まず、勘違いをされては困るというのがあります。社会教育と生涯学習というのは、全然違うものでございます。生涯学習というのは、先生が言われたように末端からやる、公民館、これは大事なことです。今、私たちが、3町合併して統一化というのを今、進めております。一時は衰退するというような形になろうかと思いますが、やはり他の地区と肩を並べ、生涯学習というのは、自分で学んで自分でやるという、依存型ではないわけで、自分から自発的にやるというところが、ものすごい難点があるわけです。社会教育というのは、今言う、社会教育法で定められているとおり、かつては行政、もしくは社会体育分野でどんどん教えながらやっていくというようなところが、ちょっと違うところですね。ですから、公民館もこれも同じでございまして、やはり、その公民館がなければできないということは、絶対ないわけであります。このへんがちょっと錯覚しやすいところでございまして、やはり、町長が言われている、いちいち運動の1スポーツというのは健康であるという、まず重点があると思います。1芸というのは、やはり心の癒しというか、そういうものを身に付けておけば、心豊かな生活を送れるというふうに、私たちは伺っております。

これを今、先生が言われたように進めていくという、私たちのプランニングにもございます。先ほども芦澤議員から出ましたが、そういうプランニングがございまして。この間も、下部の公民館の推進大会に行ってきました。今回で終わりますよというようなことでございました。大会は終わりますけども、その理念は公民館に引き継いでいくという、25年前につくったもので、とても素晴らしい、あれですね。これを私もお話をしましたけども、一時は衰退するよ

うな格好になりますけれども、下部町をモデルとしてやっていきたいというような考え方がございます。たまたま身延の地区にございましては、公民館に主事がはりついていまして、このへんがいかかなものかと。よそと比べるとどうかという、このへんのこともございます。やはり生涯学習という言葉を使う以上は、自分たちでやっていかなければならない。ただ、その前の段階として、やはり行政が関与しなければならないと、これは本当でございます。

ですから、今、先生が言われたように、無理という言葉が出ましたけども、やり方次第では、そんな無理ではないかなと。まずは、生涯学習の意義が分かってもえないと無理かもしれません。しかし、生涯スポーツも同じでございまして、やはり競うスポーツから、レクリエーション的なスポーツになってきていることも事実でございます。このへんのことをどう噛み合わせて体育協会、体育指導員等々とお話をしながら、町長の言われているような、1人一生涯のうちに1つのスポーツをやったらどうだという話を進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

ただいまの教育長の答弁の中で、どうもいまいち腑に落ちないのが、私の中で、やっぱり生涯学習も社会教育の中の一環で同じ範ちゅうであると、今でも思っていますけどね。それはそれでいいです。言葉が違うだけですから。

ただ、今、教育長が言われるように、これは生涯学習だから、みんな自分で自発的にやれ、それではちょっと身も蓋もないです。今、ご本人も言われているように、やっぱり放っておいたでは、なかなか、ある程度、難しいんですよ。誰か引っ張る。だから、別に公民館、建物はどうではないです。そこを拠点にして、いわゆる生涯学習に結びつくような活動ができるのを指導するのは、私は社会教育かなという捉え方をしていたんですけども、生涯学習でもいいです。そうなったら、生涯学習課長、その点、どうお思いですか。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ただいま、大まかについては、教育長のほうからご説明を申し上げたと思いますけども、私も望月議員のお答えについては、衰退しているというようなお考えをお持ちのようですけども、中にはそういうところもあると思います。私の見た範囲では、活発にやっているところも十分ございます。先ほど教育長のほうからもお話のとおり、私ども、それぞれ旧町単位の活動をそのまま現状に引き継いでやっておりますので、あくまでも統一化に向けてということで、自主運営の推進ということで、今後もお手伝いはさせていただくつもりでおります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

自主運営という言葉が出てきました。それはそれでいいと思います。ただ、自主運営をするのに、どうしたらいいか分からなくて困っているというのが現状なんです。それが衰退の原因なんです。だから、なんらかの形で、申し訳ないけども、行政である程度、そこのところリー



ドをしてくれないと、こういう方法でこういうふうにやってくださいと、そういうノウハウを授けていただかないと、放っておいたのでは、本当に衰退するばかりだと思います。ぜひひとつ、その自主運営という考え方で結構ですから、今後ともひとつ、よろしくお願いをいたします。

それでは、③の将来のまちづくりについてのほうへ移ります。これも重複しておりますので、部分的な質問に留めます。

中部横断自動車道は、まさに基盤整備、町長の言うとおりだと思います、私も。しかし、その中で、開発のメリットとして、若者の定住、企業誘致の促進ということを謳っております。交通の利便性が向上することによって、非常に便利にはなります。逆に便利になって、通勤時間が短縮されるということから、甲府とか、あるいは静岡方面等への人口流出に拍車がかかるのではないかと。かえって、横断道ができれば、このへんはきれいに過疎化が進んでしまって、どうしようもなくなってしまうのではないかという、心配する声があります。町長は当然、このようなデメリットを想定する中で、プランを作成されていることと思います。半年間、町政を担当してきた今の時点で、改めて、このデメリットの解消はどうするかということを含めて、長期的な展望という視点に立っての町長の見解、所信をお聞かせください。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

中部横断自動車道の開通におけるデメリット、若い人たちが通勤できるようになるから、よそへ住んでしまうというような、ご懸念を持っているようでございますが、たまたま今、流行り言葉でストロー現象というのを、ある議員さんが言い出したがために、全国にそんな風潮が広がりました。私は逆だというように考えております。これは私の見解ですから、合っているかどうかは分かりませんが、私は少なくとも逆だろうと。今まで、私どもの八日市場に住んでいた人たちが静岡まで通うには通えませんでした、静岡へ出て生活をしないと生活の糧が得られませんでした。しかし、今、中部横断自動車道が9年、あるいは10年後に開通をしますと、30数分で静岡まで行けるということになれば、この豊かな自然のある人情味の深い、この地域に若者は、私は住むだろうと、こういうような考えを持っております。

それと観光のほうも、すぐ来て帰ってしまう、こういうことを言いますが、それらについても、今までは身延町へ来ていただける範囲が狭かったわけですが、例えば名古屋までが日帰りだった部分が、今度は大阪まで日帰りになる。そうしたら、今度は広島のほうまでお願いをして、来ていただければいいわけですから、有効に使うほうを考えるのであって、私はデメリットのほうは、案外なくなるのかなど。企業も当然のことながら、今、厳しい状況にありまして、在庫を抱えておくような余裕はございません。したがって、雨が降れば交通止めになるようなところであれば、優良な企業はまいりません。これらについても、大変なメリットのほうが多いのかなと思ひまして、私は議員さんのお考えと、ちょっと違うかもしれませんが、デメリットというのは、ある学者が言い出して、あの言い出した地域は農業の生産が主なところではございまして、自然減をなんか、高速道路の開通に結び付けて言っているのかなというような感じを私は受けておりますので。それは結構です。デメリットをなるべく少なくするように、今後のまちづくりに反映するつもりでございますので、皆さんもぜひ、それには活性化インターというのが、必ず必要なんです。どこにおいても、近くから乗れるというのが

必要でございます。先ほども申し上げましたとおり、南部と北部に今、お願いをしてございますので、重ねて、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

私が申し上げましたデメリットが杞憂でないことを願って、町長、そのへんは十分、承知をしているようでございますから、であれば、やはり、より一層、魅力的な、よそからおおぜいの人に来ていただけるような、そういう充実したプランの策定をお願いいたしたいと思います。

以上、わずかな質問でございましたけども、皆さんのご協力を感謝して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で望月秀哉君の一般質問が終わりましたので、望月秀哉君の一般質問を終結いたします。次は、通告の3番目は望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月君。

○4番議員（望月明君）

2点の点につきまして、質問させていただきます。

まず、農業振興策というようなことでございます。

ご存じのように、本町の農業はご他聞にもれず、高齢化が進み、農家数、あるいは経営の耕地面積、もちろん、それに伴う生産額等も減少しております。農業の現状維持も困難となりつつあるものと思います。しかし、このまま自然の成り行きに任せていったいいものか。農業の将来を危惧しているところであります。

そこで4点、質問をまず、していきたいと思いますが、1点といたしまして、町内における農業従事者、これは専業・兼業などを含めまして、どのくらいいるのか。また、それは全就業人口の何%ぐらいになっているのか。それについて、今現在、農業を行っている耕地面積、耕作している耕地面積というのはどのくらいなのか。さらに、それは1戸当たりになると、どのくらいになるのか。そんなことを、まず最初に質問したいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず就労人口でございますけども、平成17年度に実施をされました国勢調査をもとに、就労人口、農業人口から割り出しますと、就労人口が全体で7,275人。農業従事者人口が4,079人でございます。これによりますと、56%が農業従事者というような数字になります。あと耕作面積でございますけども、今、耕作放棄地の調査も含めて、農地全体の調査をかけているところですけども、統計上の耕作面積は529ヘクタールだったと思います。これには、田んぼ、畑を含めてということでございますけども、そんな数字だと記憶しております。ただ、これら、農家数で割り戻して、1戸当たり平均という数字は、今、ちょっとつかんでおりませんので、できればのちほどということで、お願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

1戸当たりの面積については、ちょっと今、数字がつかんでいないということですが、あとで調べて教えていただきたいと思います。

次は第2点といたしまして、町内で米などの主食、あるいは野菜等の副食など、農産物の受給率はどのくらいになっているのかということでございます。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

農業の自給率と生産物の自給率ということですが、これは大変、出すのに難しいところがございます。1つの小さな町という範囲の中で算出するには、大変難しいものがあります。また、これらの率を出していくには、品目別の自給率の算出については重量ベース、全体の自給率を算定するにはカロリーベースと生産額ベースが用いられて、算出をされているようにございますが、身延町における自給率は、米については生産計画等によって、ある程度の生産量は把握がされるわけですが、野菜類等については、町としての調査はしておりませんので、誠に申し訳ございませんが、数字として提示できるものではありませんので、ご了承・ご理解願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

そうしますと、米についてもはっきり出せないということですか。

・・・では、その件につきましては、産業課長のお話で了承いたしました。

次は3項、近年、町内の農地における耕作放棄地というのが非常に増加しているわけですが、それはどのくらいの面積になっているのか。また約10年ぐらい前、そのへんは過去の例と比べて、どんな数字になっているのかを教えてください。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

平成20年度において、耕作放棄地の調査をしております。まだ、これについては集計途中ということですので、今日、報告する数字は近似値ということで、ご理解をいただきたいと思います。また昨年、第2回の定例会における答弁の中で、耕作放棄地等について面積を提示しているわけですが、これについては、耕作、1筆当たり500平方メートル以上の、5畝以上の田畑について、耕作放棄地かどうかということを出している数字でありますので、それとはまた、かなり変わってきております。このへんもご了承をお願いしたいと思います。

そういった状況の中で、今回の調査は台帳地目、これらを基準にしながら、調査をしてきております。この中で、山林原野化をした農地は省いて、農地として、ある程度、手を入れれば、耕作できるのではないかという農地については、町内で約228ヘクタールという農地があるというふうに、調査結果で出ております。これも先ほど申し上げましたように、まだ集計途中

でありますので、固まった数字ではないということで、ご了承を願いたいと思います。

どの程度、増加をしているかというご質問でございますけれども、申し訳ございませんが、10年ぐらい前ということでありまして、合併前というようなことで、合併前の耕作放棄地、各町における耕作放棄地の実態調査等もないようなことでありまして、この数字についても増加をしていることは間違いありませんけれども、数字として提示することはできませんけれども、そんなことで、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。次に4番目の質問に移ります。

昨年から世界的な未曾有の経済不況、これはご存じのとおり、非常に深刻な影響を日本にも与えているわけでございますが、これに対して、国・県等も対策を、産業面・経済面・金融面等々で立てているところでありますけれども、一方、農業に関しましても、この農業の見直し、あるいは振興策も必要であるというように思っております。これに関しまして、本町における農業に対する対策、どのようにしたらいいのかと、大変、難しい問題でありまして、高齢化とか、いろいろな問題があるわけですが、その農業に対する考え方、所見、心構え等を聞きたいと思います。また、それに対しての具体的な対策があるかどうか、また、それに対応する対策につきまして、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

望月議員から、今、農業振興についての質問をいただきました。

まさに議員がおっしゃるとおり、大変、難しい問題でもございます。しかし、私どもの国では、ご存じのとおり、食料自給率を上げるためのあらゆる対策を考えていることも事実でございます。とりわけ、農地法の改正により農業経営の企業化だとか、農業法人での農業経営を可能にするとか、遊休地の解消を図り、農業生産を高めていく、こういった部分についても今、鋭意、進めているところでもございます。そういう中であって、わか町では先ほども答弁をしましたとおり、耕作放棄地が増えているように感じられます。そういう中で、農地の原野化も進んでいるのではないだろうか、こういうふうに考えられます。

このようになった原因はどこにあるかといいますと、農業従事者が高齢化、後継者が不足だと。これは当然のことではありますが、その原因がどこにあるかというところに、一步、突っ込んでいかないと、これらの解決はないと、こんなようにも考えておりますので、農業で食える農業をしていかなければならない、このことを考えていきたいというように思っております。

詳細につきましては、産業課長からお答えをさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

今、町長の答弁のように、産業振興、農業振興を図っていくには、やはり食える農業というものを考えていかなければならないと思います。その中で、1つ、農業従事者が減っていく、

後継者が減っていくという状況の中には、その農業生産では食べていけない、生活ができないというような状況があるということで、そういう状況になっているということでございますけれども、すべてを解決して農業振興にもっていけるかというのは、若干、不安の部分もあるわけです。まず従事者を増やしていくという、そういうことが必要というふうに思います。それには高齢化をしていく、あとに続く、若い人たちの後継者というものを考えなければならないということですけれども、世間でも言われていることは、団塊の世代がだんだん、今まで勤めていたところを退職して、フリーになっていくというような状況があるわけです。この人たちにも協力をいただきながら、農業生産に向けていければというふうに考えております。

食える農業ということですが、幸い、本町は合併して3町とも大豆に関わる生産は、ずっとしてきておりますし、それらも特産として挙げられております。中富においては、農協で採算をしている曙大豆を使った豆腐、味噌ですね、身延においてはゆば、下部においても現地の生産された大豆を使っての味噌づくり、これらがされてきているわけです。ここらを中心として考えていきたいというふうに思っています。もう1つには、一昨日の質問にもあったわけですが、曙大豆についての商標登録を平成20年でしたところです。今、実験的に進めているわけですが、曙大豆を大豆としての出荷ではなくて、枝豆としての出荷がどうかということも考えております。農協のほうでは、そういう形での出荷も始めているところですが、おとしあたりから、商工会を含めて、曙大豆、枝豆の収穫体験みたいな事業もしてきております。大変、これは粒が大きい、味がよいということで、好評を得ておりまして、大豆の生産については、力を入れていてもいいではないかというふうに考えて、農業振興、大豆ばかりではございませんけれども、それらを主としながら図っていきたいというふうに思います。これには、先ほども申し上げましたけれども、生産する人がいなければ、どうにもならないということで、団塊の世代の方々、退職者のご協力も切にお願いをしたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。特に新しい、あるいは若い農業従事者というものの期待はできないという状況の中で、団塊世代に労働力を期待すると、こういうようなことで、とりあえずはやっていくしかないのかなというように感じるわけですが、今後とも農業振興のためには、ぜひとも、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。学校給食についてでございます。

まず学校給食の運営、経営はどのように行われているのか、その概略を教えてくださいということであります。

仕組みとか、その運営をどのようにしているかということと併せて財政面といいますか、給食費とか、あるいは給食費がどのようになっているのかとか、そういうようなものも含めて、お願いします。

それから、もう1点は児童生徒、あるいは保護者なども含めまして、給食についての感想・評価は、どのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えいたします。

最初の項目で運営、経営、財政的なこととか、給食費のこととかありましたが、まず学校給食は学校給食法に基づきまして、町が設置をして運営をしております。町内、ご存じのとおり4つの施設がありまして、単独校方式と呼ばれるものが2つ、センター方式が2つありまして、児童生徒、それから教職員を含めまして約1,300食を4つの施設で提供しております。

あと学校給食法に基づきまして、学校給食の食材については保護者の負担ということになっておりますから、その分については、学校給食費として、それぞれの施設とも年間11期に分けてまして、給食費をいただいているところでございます。それ以外の施設の光熱水費とか、調理員にかかる給与、賃金等については町の負担ということになっております。学校給食法に基づいて、給食費の食材の部分だけ、いただいているということになります。

現在、平成20年度までは、久那土小学校に併設をされています久那土給食調理室については、小学校が247円、中学校278円ということになっています。それから下部小学校の施設につきましては、小学校が245円、中学校が280円。それから中富の給食センターにつきましては、小学校が240円、中学校が280円。身延の給食センターにつきましては、小学校が240円、中学校が270円ということになっております。それぞれ施設の大小がありますから、それをいただいた中で、それと栄養職員が配慮をしながら、食材を調達しているというのが現状です。

当初予算の提案の中で、財政課長からの話がありましたように、平成21年度につきましては、給食費を上げさせていただくというようなことで、過日、担当者が協議をいたしまして、小学校は一律270円、中学校は一律300円というようなことで改定を予定して、今回、補正予算の中で審議をお願いしております。

それから、あと後段の部分の感想や評価についてということですが、保護者を招いて給食の試食なんかを行っております。そういう際に、保護者からアンケートをとらせていただいたり、あとはそれぞれ栄養職員が、今日はどここの学校の何年生の教室へ行って、一緒に食べるということで、栄養指導をしながら食べたあと、いろいろな感想を聞いたり、それから年に数回、定期的に子どもに対してアンケート調査をしております。それは、学校給食は好きですか、嫌いですか、味は濃いですか、薄いのですかとか、量はどうですかということというような項目について聞いたり、あとはその他、意見があれば、意見も聞いているということですが、100%とはいきませんが、大変、好評をいただいているということです。特に、そのアンケート調査をする時期によっても、個人的に嫌いなメニューが出た場合には、私は給食が好きではありませんということが出てしまうということがありますから、全般的にどうですか、圧倒的に、その給食については好評を博しているというのが現状です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。

感想等も、私、個人的にある学校の評価を見ますと、大変よい状況であるということを聞いておりますが、全町的には今、初めて聞いたわけです。

それでは、2番目に移りたいと思います。

最近、食の安全、あるいは衛生等の面で、新聞等、報道されていることが多くなっておるわけですが、心配される事件等も起こっています。人々に、食生活に対する不安を駆り立てているようであります。そこで、町内の給食で使用する食材などで、何か問題となったことはなかったと思いますが、一応、どうかということをお聞きいたします。また、給食の安全性につきまして、どのように考えているのか。また、どのようにこれまで対応してきたかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

まず前段のご質問についてであります。常に栄養職員が細かい情報を入手しております。2007年の7月に横浜で、中国産のきくらげから大量に農薬が検出をされたということで、本町においても、ある施設で使おうというような予定になっておりましたが、そういう情報をキャッチしましたから、それは、ほかのものを使って、その食材は使わないようにしました。それから、つい最近、愛知県でうずらの卵がちょっと問題になったことがありました。やはり、それを使う献立になっておまして、それを発注はしたわけですけども、そういう情報がありましたから、それはメニューを変えて、児童生徒に、こうすることで献立に変更になったということで、お知らせをして使わなかったということで、いずれも直前に食材を使うのは回避したというような事例はありました。

それから、あと安全性についてであります。これは昨年の3月にも望月議員から同様な質問があって、お答えをしておりますが、学校給食法にいう、その目的とか学校給食の意義、それから特に発育途上にある子どもたちというようなことに配慮しながら、安心して安全な給食を提供できるようにということで、心がけてはおります。

具体的には、さっきも申し上げましたとおり、常に細かい情報を入手しているということと、中国産の冷凍野菜については、一切使用しておりません。それからコロッケなどについても冷凍食品は避けまして、すべて手作りということで対応しておりますし、あと食材が納入される際には産地を確認したり、検査結果表の提出を促したり、それから実際に手にして鮮度をチェックするというようなことで、厳しい検収を経て、安全な食材を使って、安全な給食が提供できるように、そのような対応をしております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

日ごろの給食の安全につきまして、大変、きめ細かい努力をされているということを知って、本当に感謝をするところであります。どうかひとつ、今後ともよろしく願いをしたいと思えます。

さて3番目ですけども、学校給食の食材調達について、その方法とか手順など、いろんな問題がありますので、公表できない問題もあるとは思いますが、分かる範囲で結構ですから、教

えてもらいたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

献立につきましては、前月の上旬までに作成します。そして幾月幾日には、こういう献立です。何々を何キログラム納入してほしいというようなことで、それぞれの業者に発注をしています。ほとんどが、その当日の朝、納品されて、検収をして納品するわけですが、それぞれの4つの施設、それぞれ20前後の業者と取り引きをしております。町内の業者が約半数ということですが、これまでは、それぞれの施設が昔からの付き合いで、町内業者から納入をしていただいています。町内業者といいましても、年に一度しか取り引きをしないような業者も含めましての数ですが、20数業者の中で、約半数が町内業者ということでもあります。

担当者の間では、今度、商工会を通してというようなことも今、検討しているような状況ですが、このへんについては、これからちょっと話し合いを進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

町内の商店等々、過去の習慣等、いろいろありますし、いずれにしても安く、そしてよい品を納めてもらうということが肝心だと思います。

最後になりましたけども、学校給食につきまして、今、いろいろお聞きしたわけですが、可能な限り、地元で採れたもの、つまり地産地消というような言葉がよく言われますけども、と思うわけですが、これまでも当然、地元の農産物を納めてもらうと、こういうことがあったと思います。まず、そのことについて望ましいと思うが、どのように考えておるかということ。また、そのためには、もし、それを実現する、できるだけ可能な限り、実現しようとするならば、先ほどの農業振興対策のところで質問したような、それに関連するわけですが、農産物を増産し、その給食の食材に叶うような努力が必要だと思います。そのへんを含めまして、将来的に、できるだけ地元産の食材を利用するような、具体的な計画は考えておられるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

やはり、この件につきましても、昨年3月、同様のご質問がありましたが、私も地産地消ができれば、それが理想だと考えています。ただ、そのためにはいくつかの条件がありまして、例えば、ジャガイモなどについては、一度に10数キロ使うということになりますと、今、私たちが家庭で作って、家庭で食べるような、大小まちまちということになりますと、大変、作業能力が悪くなってしまいます。機械で皮むきをしますから、粒がそろっていると、そういうようなことが条件になりますし、年間を通して、そのようなことが供給していただけるかということ。それからやはり、作った人が分かる食品というのは大変安全ですから、それが望ましいわけがあります。今、例えば米などについては、山梨県の学校給食会を通して、うち



の施設は年間、これだけ使うということで、山梨県の学校給食会を通して、ＪＡ梨北というところから納品をしていただいておりますが、町内産を使いたいということで検討したことがございました。やっぱり町内産の方は、うちは無農薬でやっているの、この単価になりますよというようなことを示されたことがありました。１キロ当たり１００円、１０キロ９６０円の差が出てきてしまったということで、そうなりますと、給食の運営にも大変、支障が出てくるということになりますから、量がそろって、学校給食費の範囲の中で賄える単価であれば、やはり地産の物を使いたいというのが本音であります。先ほども農業振興の面で話がありましたが、そのへんについては、また産業課のほうでご検討をお願いしたいと思います。

それから、あと業者がたくさんになりますと、集荷が大変、例えば町内産を使った場合に、あそこからジャガイモを何キロ、ここから何キロというようなことで、それでは学校給食センターのほうでは、ちょっと対応ができませんので、やはり、そういうときには、商工会なり、農業団体なりが間に入って集荷をして、納品をしていただけると、そういうシステムをつくっていただければ、地産のものを大いに使いたいということを考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○４番議員（望月明君）

子どもたちが、地元の人々が汗を流して作った食材を感謝の気持ちで食べると、非常に理想的なことなんです。また農家の皆さんも町の将来を担う子どもたちのために、喜んで自分たちが作った食材を食べてもらおう。これは非常にいい状況が生まれていく、そんな望みから、こんな質問をしているわけですが、今の説明から判断しますと、なかなか大変なことであろうということも感じているわけでございます。しかし、町のそういう産業の発展、いろいろな考えをしてみますと、地元のあいった食材、それから商店等々、地元が活性化するための１つの一助にならないものかと考えて、そういうふうな願いを込めながら質問したわけでございます。大変ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（穂坂英勝君）

以上で望月明君の一般質問が終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開を午後１時といたします。

休憩 午前１１時３０分

---

再開 午後 １時００分

○議長（穂坂英勝君）

開会前に、一般質問の通告２番目の望月秀哉議員の質問に対して、総務課長および政策室長から説明がございました。

○総務課長（市川忠利君）

先ほどの、望月議員の質問に対しての報告をいたしたいと思います。

職員の定年の退職者数であります。２０年度は、先ほど定年早期含めまして、１０人と申し上げました。そのうち６人が定年であります。それから２１年度、来年ですけど、来年度は１０人

です。それが定年です。さらに22年度につきましては、再来年度につきましては、8人の定年退職が予定されております。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほどの事務改善に関する職員提案の関係ですが、6件ありました。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

それでは、開会いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次の通告4番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目ですけども、身延町立小中学校の統廃合について、質問をいたします。

地域から学校がなくなってしまうことに対し、多くの町民の中に不安や怒りの声があります。私たち日本共産党は、今年1月、この統廃合問題に対する見解をビラにして出しました。この統廃合問題を知らなかった方を含め、多くの人から反響がありました。適正規模・適正配置の答申の内容は、国や県の指導に基づいた数合わせだけの内容でしかないといえます。まさに机上の論理です。本来、学校の適正配置とは、子どもの数が少ないから統廃合するという、数合わせではなく、それぞれの地域の実情に合わせた学校の配置が適正配置ではないでしょうか。その意味で、行政がこの答申を受けて、統廃合を進めていくということであるならば、保護者はもちろんですが、地域住民の多くの声はどこに反映されるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

渡辺文子議員のご質問にお答えいたします。

よりよい教育環境を提供するにはどうしたらいいか、これを模索するのに適正配置審議会を設置しまして、諮問し、調査審議を経て、答申をいただいたわけでございます。

教育委員会では現実を見極め、今後の数字を見たときに、適正な学校規模を適正に配置して、ここで集団生活を通して学び合うことが大切であると考え、統合を進め、統合を望んでいる保護者の期待に応えられるよう、努める所存であります。

学校の再編問題は、自分たちが長年かけて建設してきた社会で発生している問題で、こうなることは以前から危惧されておりました。遅きに失している感がありますが、今、取り組まなければならないと、私たちは承知しております。一部に不安、心配、戸惑いがあるとしても、子どもたちに犠牲を強いることを避けるための対処法を考えるのが、先決問題だと考えております。この現実を直視していただき、教育委員会の方針をご理解いただくために、関係者との話

し合いを重ねる所存でございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

何がよりよい教育環境なのかということを考えると、本当に今のまま、現状を維持していくということがよりよい環境ではないということで、ご決断されたんだと思うんですけども、関係者の皆さんと協議をしていくということなんですけども、一部に、そういう保護者もいらっしゃるのかも分らないですけども、多くの保護者の声を聞いたり、地域住民の皆さんの声を聞いたり、やっぱり学校の統廃合ということは、町の存続に関わる大きな問題だと思うんですね。だから、保護者だけの、そういう一部の意見があったからといって、強引に進めるということではなくて、広くやっぱり、保護者の皆さん、地域住民の皆さん、関係者の皆さんの声を聞く中で、検討を進めるべきことだと思うんですね。そのところで、今、私のほうにもいろんな不安やら、町はどうして、そんなことを決めたんだという声やらで、いっぱい、だから私はここで、代わって質問しているわけなんですけど、そういう皆さんの声に、さっき関係者とおっしゃったけども、町の存続に関わる、町全体の問題だと思うんですね。そういう意味では、やっぱり住民の皆さんにきちっと説明する責任があると思うんですけども、その件に関してはどういうふうにお考えなのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今、教育長のほうから関係者と十分、話し合いを重ねながら進めていくというようなことで答弁をさせていただきましたが、一番、これに関係してくるのは、それぞれの児童生徒の保護者だと思います。まず児童生徒の保護者に、町の考えを説明させていただいて、そしてあとは、区長さんや地域の住民、それから学校にはそれぞれ、学校評議委員会という組織がありますから、そういうところと十分、話し合いを重ねまして、これまでも計画でお示した目的の年度がありますが、その目標年度に到達するために、ことを急ぐということではなくて、十分、話し合いを進めながら、この問題には対処していきたいというようなことを考えています。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

これは、すごく大変なことだと思うんですね。もちろん児童、保護者、それから地域の方、すぐには、説明に行くといっても大変な、計画に基づいてやるんでしょうけども、大変な取り組みになると思うんですよ。その中から、やっぱり町民の方からもいろんな声が出ると思うんです。そういうのを全部、ひっくるめて考えるんだったならばいいけども、年度が決まってしまって、こういうふうにやりますよということで、果たして、住民の皆さんの思いや願い、不安とか、そういうものが解決できると理解して、そのとおりに進めるというふうにおっしゃっているんでしょうか。そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

これは理解してもらえないんですね。今、言われたように、子どもが本当に大事なのか、自分たちのことが大事なのかということ、私は子どもをとりますので、これはそういうふうに理解してもらえないので、何回となく話し合いの場が持たれると思いますが、今、担当課長が言われましたように、そういう関係者とは話し合いをして、分かってもらうまで、お話を進めるつもりでいます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

考え方が、私はおかしいと思うんですね。子どもをとるか、とらないかという問題ではないと思うんです。そんな単純な問題ではないと思いますよ。統廃合の問題なんていうのは。もちろん、子どものためによりよい教育状況を整える、それが第一ですよ。では小規模各校で、子どもたちはよくない状況に、今いるということですか。

○教育長（佐野雅仁君）

そうですか。私はそう、自分では思っています。私は、自分では子どものためにやと思っていますので、子どもたちが知らない社会へ出ても、言葉もきけない、社会の集団生活に溶け込まないという教育はさせたくないですね。やはり立派に人の前でお話をし、人との会話がとれて、同調できて、協調できてという子どもたちをつくりたいと思っていますので、私はそう思っていますね。

ですから、地域がとか言いますが、このアンケート調査では、61%が賛成でございましたね。17%が反対ですね。残りの22%がその他でございまして、行政への不満が18%ですかね。あとは、本当にその他ですね。そういうアンケートもありますね。ですから親御さんは合併してくれといっているのに、地域の人たちがもし、それを拒むというのであれば、これは大変なことですよ。そのへんのことも、やはり私たちも承知はしておりますので、今言われたように話し合いをして、理解を求めていくということでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

話が違うと言ったのは、子どもを第一に考えるなんていうのは、誰でもやることですよね。子どもにとってどうなのかということが一番先に考えなければいけないこと、それは子どもをとるかという、そういう問題ではなくて、子どものことも教育条件、考える中で、子どもにとって何が一番いいんだろうかということ考えたときに、果たして、そういうふうに強引に進めることが子どもにとっていいことなのか、どうなのかということではないかということで、そのところが、なんか理解していただけない。ただ、教育長は子どものことを第一に考える、私はそうではない、そういう問題ではない。誰だって、子どものことは第一に考えますよ。本当に子どもにとって、小規模教育は果たして、全部、悪いんですかということになるんですよ。少人数教育の中でも、すごく素晴らしい教育をしているところは、いっぱいあるではないですか。だから一概に、子どものためを思うから統合をするんだというのは、私は考え方が違うんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味でも、やっぱり皆さんの声を聞く、保護者の皆さんはもちろん、教職員の皆さん、地域の皆さん、多くの人の声を聞く中で、最終

判断するということが私は大切だというふうに思いますけども、それはいくら言っても、なんか理解していただけないのかなと。ただ、子どものことだけを考えるから統合するんだみたいに、なんかそういうふうに言われてしまうと、なんか違うような気がするんですけど。と、私は思うんですけど、どうでしょうか。そのところで。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先生がおっしゃるとおり、地域の人たちがあって、はじめて教育が成り立つことは、重々、私たち分かっております。しかしながら、現実として、地域性を尊重しても、生徒の数が少なくなっている。こういうことになると、さっき、うちの教育長が言ったように、集团的団体生活、そういうふうな社会で生きていくための第一条件である社会との協和性をまず、身につけるようにするには、単体の人数でもって教育したでは、なかなか身に付けがたいということがあります。ただし、少数教育も利になっているところもあります。たしかに。全体的に統合ということを考えた場合、メリッ的なこともあるし、はっきり言ってデメリッもございます。ですから、私たち教育委員会としては、メリッのほうが、例えば50%を超せば、この統合の価値があるではなからうかということをもまず念頭において、作業を進めております。

したがいまして、子どもさんの将来のために、どういうふうな、この殺伐した社会のために、どういうふうな教育をしていかなければならないかということをもまず念頭に置いて、この問題を進めているわけでごさいます、地域を決して無視しているわけではございせん。今から地域に細かくご説明申し上げて、理解を得たいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん、少人数の集团的な弊害というのはありますけど、それはこの前も言ったんですけど、では統合をしなければ、それはできないんですかという話なんですね。私、前から提案しているんですけども、いくつかの学校で授業を受けるとか、そういう工夫はいっぱいあると思うんですよ。そういうことをきちっとやって、それでも駄目だというんだったら、また話は別なんですけども、そういう努力もしないで、いきなり統合というのはどうなのかなというのが1点と、それとメリッ、デメリッとありましたよね。メリッ、デメリッ、やっぱり地域の方たちに、きちんと、こういうのがメリッですよ、こういうのがデメリッですよ、皆さんに分かっていただいて、そして判断しなければいけないことなんではないでしょうか。それをやっぱり、私は今、進め方は統合ありきで、どんどんやってしまっているようなふうに、多くの町民の方もそういうふうに考えられていらっしゃるから、怒りが出てきているんだと思うんですね。やっぱり、さっき、おっしゃったように大事なことだと思います。メリッ、デメリッ、きちっとやっぱり示して、こういうメリッがありますよ、けどこういうデメリッもありますよということで、それを多くの人たちに分かってもらうということをししないと、強引に進めるということはどうなのかなというふうに思いますので、そういう意味では地域住民の声を何しろ反映させる行政をおつくりいただかないと不満が溜まるばかりで、いくら行政で住民の皆さんと共同して、このまちづくりを進めていきますなんていったって、そういうことがあると、どうしても応えていただけないというところがあるんじゃないでしょうかね。そ

ういう意味ではきちっと、大変な仕事ですけれども、やっぱり、皆さんの声を聞くということ、を、まず第一に時間をかけて、納得ができないかも知れないですけども、時間をかけて、きちっと地域がたくさんありますから、大変な仕事になると思いますけども、それはやって、早急にさせていただかなければいけない問題ではないかなというふうに思いますけども、それは具体的にどういうふうにしていくのかというのはあるんでしょうか。スケジュールとか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

前回のご質問でも、学校間の交流とかというようなお話がありまして、今もご質問の中に、それが出てきました。学校、それぞれ校長を頂点にして組織を組んでおりまして、学校には学校の経営方針というのがあります。その中で教育活動を展開しているわけですが、でき得る限り、このように小規模になってきていますので、それから例えば、社会などで進む教育課程もほとんど同じような時期に同じようなことをしていますから、なるべく相互に交流を深める、社会見学をする場合には乗り合わせていながら、経費を節約すると同時に交流を深めるということで、そういう取り組みもしておりますが、今、申し上げましたとおり、学校は学校のそれぞれの教育方針がありますから、できる範囲の中で、そういうことで対処はしてきております。

例えば修学旅行なんかも、大変、人数が少なくなってきましたから、連合でというようなことを、こちらからも指導をするわけですけども、特に中学生においては、平和教育を主として、学校の経営方針を立てているところには広島というところをコースに入れる、日本の歴史を学ぼうということになると、京都・奈良を中心にしたコースと考えるということで、それぞれ、それは学校の経営方針に従っていますから、闇雲、こちらですべて一緒にしなさいというようなことは、強制というようなことはできませんので、一応、要望としては伝えてありますけど、それぞれの学校の経営方針で、そのようなことになっておりますが、できる範囲で交流はしております。

それから、この話は急にふって沸いたような話ではありませんので、3町が合併するときから、学校統合をどうしたらいいだろうかということが、合併の協定の項目にも入ってきています。さっき、教育長から申し上げましたとおり、合併からだいぶ時間が過ぎていきますから、遅きに失しているというような感はいたしますが、やっとここで、個人で言えばライフプランみたいなものを出して、いつ何をしようというものを出してきたというようなことで、年度が入らない計画ということになりますと、その事務にも力が入りませんから、なるべく早期にいい教育環境を整えたいというようなことで、年度も明記しながら、これから、この統合の実現に向けて努力してまいります。何回も同じことになっていきますけども、十分に話し合いは進めていきたいと思います。

それから、この計画を出すまでに、適正配置審議会の中でも再三出てきたのが、小規模校のメリットとかデメリットとか、いろいろありました。教育研修センターで町民を対象にしたアンケートの中でも、今、教育長が申し上げましたとおりの数字が出ております。例えば数学とか英語というのは、ある程度の小さい規模でも可能でありますけども、音楽とか体育とか、そういうものについては、ある程度の集団が必要だろうというようなことで、適正配置審議会の中でも数字合わせではありませんで、地域の実情を鑑みながら、先の答申を出して、それを教

育委員会では受けて、計画を出してございます。

よその町の事例ですと、1人、2人の小学校を卒業した者が大変、大規模な中学校に送り込まれた際に、戸惑って学校へ行かなくなってしまったと、そういうような事例も、よその町ではありますので、やはりある程度、大きな集団の中で集団生活を通して、人間として身に付けることは身に付ける、学力はまたそれに応じて、学力を付けていくというようなことで、今回の計画を出しましたので、それに基づいて、教育委員会は今後、話を進めながら事務を進めてまいります。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

私が聞いたことに答えていただきたいと思うんですけども、保護者はもちろんですけども、地域住民の声は、ちゃんと反映できるんでしょうかというのを聞きたいんですね。さっき、教育長がおっしゃったように、理解してもらえないということだと、では意見は、私たちがいくら、住民の方たちがこういう意見を出しても、それでは反映をされないということで、理解してよろしいですか。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

反対にお尋ねしたいんですが、では、その保護者の方の意見はどうするんですか。保護者の方の意見は。先生にお話を聞きたいです。保護者の方の意見はどうしますか。

○12番議員（渡辺文子君）

私の質問に先に答えてください。

○教育長（佐野雅仁君）

先に先生のを聞きたいんですけど、今、先生が地域のことを言っているので、私は保護者の賛成のことを、その人たちはどうするんですかという。だから、ご理解を願いたいと。

○議長（穂坂英勝君）

教育長、答弁をお願いします。

○教育長（佐野雅仁君）

それは説明会に入っていって、いろいろ聞いてやるしか、ないんですね。ですから、このへんはご理解を願いたいという言葉を使っているわけですけど。そういうことでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

だからご理解願いたいでは、その意見は反映できるんですかと言っているんですよ。もう、この方針で進めるしかなくて、そのことを理解してもらいたい、町民の皆さんに理解してもらいたいということは、では町民がいくら、こういう意見があります、ああいう意見がありますということは反映できないんですか、認めてもらえないんですかということなんです。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

そのときの内容によって変わってくるということがございましょうけども、大筋のことは変わらないと思いますね。ですから、あとは地域の人たちの意見で、これがこうだ、これがこうだといったときにあれですけど、大筋は、諮問にかけて答申を受けた形で進んでいきたいなど。ただ、流れというのは、この前も町長が言いましたけども、ときの流れがございますので、それが速くなるか、遅くなるかということは考えられると思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

では方針どおり、これで進むということですね。これはこれ以上、やりとりしても平行線です。

次に、先ほどの質問ともちょっとダブるところもあるんですけども、地域から学校がなくなるということは、将来的に若者が定住する可能性を奪い、少子化はもちろんですが、過疎化に拍車をかける行為でしかありません。たしかに、子どもの数が少なくて困るという声はあります。だからといって、数合わせで統廃合を繰り返すことが最善策とは思いません。子どもの数が少なくて困る、でも学校は近くにあってほしいというのが本音ではないでしょうか。学校間の連携や地域との連携により、少人数教育の問題点の克服もできる可能性はあります。統廃合ありきではなく、存続できる可能性を考えることが先決ではないでしょうか。学校が地域にあるからこそ、少子化、過疎化対策も可能だと考えます。

学校存続のために、具体的にどのような努力をしたのかということで、12月議会でも、そういう質問をしたんですけども、答弁はそれを考える以前にも、こういうスピードで少子化になってしまったということだったんですけども、先ほど答弁の中にも、合併の話の中でもそういう統廃合の問題は出たと。だけど、私も町民の皆さんから言われて、なるほどなと思ったんですけども、そういうふうに統廃合をしないために、少子化対策をどうするのか、若者定住をどうするのか、それを考えたり、実行したりするのが町の仕事であり、私たち議員だと思いうんですね。数が減るからと、そのままの状態で数が減るのを、仕方がないから統廃合を繰り返す、では今までの少子化対策や定住対策というのは、なんだったのかということになると思うんですね。そういうものを進めながらも、より強力に、今回も中学3年生までの医療費の無料化も大きな施策としてありますけども、そういう努力を重ねながら、やっぱり少子化対策、定住化対策をしていきながら、なんとか町外に転出する人をストップさせるとか、なるべく来て、増やす努力をやっぱり、してきたではないですかね。それが追いつかなかったということなんではないでしょうか。私はもっと、今だから合併するのではなくて、もっともっと努力を、これこそ、やっぱり住民の皆さんと、では地域で何ができるのか、一人ひとり何ができるのかということ、皆さんに問いかけながら進めていかなければいけない問題ではないかなと思うんですね。

数だけを追っていると、やっぱり仕方がない、統廃合を繰り返して、この前もなんか組合立みたいな話も出ましたが、結局、そういうふうになってしまうことに、放っておくと、そうになってしまうんですね。そうではなくて、やっぱり、そこで行政の努力や私たちがいろんなことを言うていくことが必要になってくる。議員は何をしていた、では町は何をしているんだと町民の方から言われたんですけども、そののところがもういっぺん、お聞かせいただきたいと思います。



○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

少子化と過疎化の振興というのは全国的に及んでおりまして、学校統廃合問題を抱えているのは身延町一町ではありません。と同時に、渡辺議員さんも旧町の時代から町議会議員として、総合計画の策定とか施策の展開の予算の編成、その結果を検証する決算にも加わってきていただきましたので、内容は承知のことと思いますけど、本町においても町長部局のほうで、合併前から旧町ごとに、あるいは広域的に、また国や全国のそれぞれの自治体が定住対策や地域活性化のための、もろもろの施策を展開しています。ちなみに定住促進については、政策室で行っておりますが、祝金、それから誕生の祝金とか、就職の祝金とか、いろいろ考えておりますけど、結婚祝金とか、結婚相談員の関係も福祉のほうでやっております。

当教育委員会におきましては、複式学級の解消、教科担任のための人的配置、特別支援員の改善、支援員の配置、学校司書の配置、通学バスの運行、修学旅行の経費補助、施設の補助、施設の改善、設備の充実などを進めてきております。いろいろとやっております。原因がどこにあるのかということではなくて、責任がどこにあるのかと論じている場合ではないというのが現状ではなかろうかと思います。景気対策など引き続き展開していきながら、学校の再編を目指していきたいなと、私たちは思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん私も旧町時代から、そういうものは分かっていますよね。だからこそ、こういうふうにしたら、若者定住できるではないですか、少子化対策、こういうふうにしたらいいいではないですかということを繰り返し一般質問でもしたり、委員会審議の中でも今までしてきました。議員の皆さんだって、みんなそうだと思うんですよ。町民の皆さんがやっぱり、暮らしやすいまちづくりのためにということで、みんな頑張ってきてきたんだと思うんです。でも、なかなか、それが追いついていかない、どこに原因があったんでしょうか。もう1回、やっぱり、よく考えて、だから合併ではなくて、では何が足りなかったのか、何に力を入れればいいのかということを、私は考えるべきだと思うんですね。

先ほどの少人数の問題点があるということで、合同でというふうに話をしたときに、学校には経営方針というか、教育方針があるからというふうにおっしゃいました。もちろん、そういうのはありますよね。だけど、そういうのを別に強制的に一緒にしろなんてことは言っていないんです。さっきおっしゃった音楽とか、そういうところで一致できるところは一致してやるのが、子どもにとって一番いいことではないか。その努力をして、どこでも困っているところはやっていますよね、そういう努力を。それでも、やってもやっても駄目であって、もう仕方がないということであれば別なんですけど、私はまだまだ余地があるんじゃないか。もっと努力すべきなんではないかというふうに思うんです。

そういう意味で、町民の皆さんの怒りは本当に分かりますし、私も本当にそんなことで、この町はどうなっていくんだろうという危惧がありますので、しつこく何回も質問をしているんですね。この機会にやっぱり、行政も考えて、町民の皆さんもどうしたら、そういうまちづくりをしていけるのか、そういうことをやっぱり考える、いいきっかけになるんじゃないかと思

うんですね。そういう意味では、いろんな可能性を考え、統合ありきではなくて、いろんな可能性を皆さんと一緒に考えるということを、私はすべきではないかなというふうに思っているんですけども、そのことに関しては、もう余地はないということを判断して、そういうふうに計画を立てられたということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

合同での学習の話も出ましたけども、文部省が決めた学習指導要領というものに基づいて、それぞれの学校は経営されていて、何々を何時間、年間しなければならないということが必要になっています。ご存じのとおり立地の条件でありますから、例えば合同にするにも、移動にもちょっと時間がかかってしまうというようなことで、なかなか、できる機会というのは限られてきてしまいます。それでも教育研修センターを中心にして、いろいろな合同の催しものはやっておりますが、今度、21年度から新しい校長が来たりして新体制になりますから、そのへんについても、教育委員会として、校長会を通じての指導はしていきたいと思います。

それから、あと、前回もお話がありましたけど、どのような努力をしてきたのかということで、今、教育長からもお話がありましたし、それから渡辺議員からも医療費の子どもの無料化の話も出ました。町としては、それぞれ定住対策というようなことで進めているわけですが、人間の価値観の相違といいますか、産業構造といいますか、そういうものがいくつか絡み合って、こういう現実になってしまっているというような状況だと思います。

この計画を公にしたあと、いろいろな声が耳に入ってきました。最初の計画の中では、6校をとりあえずは3校にするというような計画を、前期計画に位置づけてきているわけですが、それに、この学校もゆくゆくはこうなっていくんだから、併せて考えたらどうかというようなご意見もいただいておりますし、やっぱり、この地域から学校がなくなってしまうのは困ると、存続をさせようということで、存続の署名運動というような話も出ているというようなことを聞いております。そういう中で、教育委員会がこういう話を出したのは、これから1学級1人という学校が生まれてきてしまうというようなことで、学校、学級の単位をなさないようなものが生まれてきてしまうおそれがある、それをなるべく早めに対処したいということで、こういう計画を出してきているわけですが、適正配置審議会と言う20数人の学級生がいれば、おのずから、こういう話はなくなってくるんだろうと思います。

旧下部の町長で、佐野喜光さんという方がおりました。今、渡辺議員からも町としてやること、住民としてできることというようなお話がありましたが、その佐野喜光さんという町長は、主唱者は犠牲者なりという言葉で、われわれに教えてくれました。先に立って、そういうことをする人はみずからも犠牲的精神を払わなければ駄目だというようなことを、われわれは佐野喜光町長のときに教わってきました。どういような運動が展開されるのか分かりませんが、例えば、それで存続運動が出てくるといようなことになれば、それを主唱した人は犠牲的精神を払っていただいて、自分の子どもを呼んだり、孫を呼んだり、親類縁者を呼んで、地域に人が増えるような、そんなこともしていただければ、ここにもありますように、地域の活力というものが出てくるだろうと思いますし、商店街も振興するであろうし、身延線の問題も解決できるであろうし、田畑・山林に手入れが行き届いて、鳥獣被害も少なくなってくるだろうしということも考えられますので、われわれとしても、行政としてできることはそれぞれの手を

講じますが、住民としてもみずからが、ただ署名活動運動だけでなく、そういうようなものも考えながら対処していただければ、おのずからこういう話はなくなってくるんだろうと、そのことに期待をしているところです。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

話が、焦点が定まらないような気がするんですけども、やっぱり話し合いをしないことには始まらないんですよ。それが少ないから、いきなり署名をしたり、だから本当に、怒っている人は署名しようという人はいっぱい、います。やっぱり町がきちっと、こうなんだと話し合いをきちっとしないから、そういうふうになってしまうんじゃないかと思うんですね。やっぱり早急に、地域の方たちが何を考えて、何を望んでいるのかということも含めて、存続も含めて広く意見を聞く、そういうような取り組みを早急に進めるべきだと思うんですね。そうしないと、本当にいろんなところで、いろんな話が進んでしまって、問題も出てくるんじゃないかなというふうに思います。それは、やるという方向で考えていいということですね。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

この計画が公にされて、まだ日がそう経っておりません。先ほどから申し上げましたとおり、この計画を町民に提示をして、十分に話し合いを重ねて、その結果で、先ほど、委員長が申し上げましたとおり、半分以上の町民が賛成ということになれば、それに向けて着々と事務を進めていくということになります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

半分以上とかという、そういう問題ではないと思うんですけどね。では半分、皆さんがいいよと言ったから進めるということなんですか。そうではなくて、やっぱり広く、皆さんの意見を聞いて、ではどこが問題なのかということを決していかないと、不満は募るばかりですよ。まず話をして、どんな意見があるのかというのを聞く中で、町も合併一本ではなくて、こういう方法もあるということも、町民の皆さんから出るかも知らないではないですかね。だから最初に、この方針でやるというふうに決めてしまったことが、私は問題だというふうに思うんですね。皆さんと十分、話し合いをする中で、ではどうしようかということをししないと、話をした意味が私はないと思うんです。話をした結果、半分、賛成だから、ではそのまま突き進むということは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

おっしゃるとおり、地域の方々のご理解が、まず第一と考えております。それには今、課長が言ったように、決定した時期が浅いものですから、今から細かく地域との話し合いをしたい

と。それには、教育長の言うように理解していただくということは大前提ですけど、不満なところがありましたら、そういうことを私たちもある程度、考慮しながら考えていきたい。特に通学の話などは、必ずしも地元の人たちの意見を聞いてやろうというふうな考えを持っています、これが決定ではありませんので、あくまでも前期計画でございます。後期については、まだ、今からの情勢がいろいろ変化する可能性があるということで、前期計画だけを進めたいと、そんなふうに思っております。まず地元の方が、PTAの方はもちろんですけど、そのご意見を尊重しながら進めたいと、そんなふうに思っておりますので、決して一方通行で、私たちがこういうふうな、前期計画をやるよという決定事案ではございませんので、先生方のご意見を聞きながら、改善する点がありましたら、大いに改善してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

その前期計画に移す前に、きちっと住民の方たちと話し合いを、広く住民の方たちと話し合いを持つということで、理解していいですね。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

それは、先のことを考えすぎですね。前期計画って、もう6校というのが決まっておりますので。先ほど課長が言いましたように、私たちがここで発表したあと、前期計画のほうで、この学校も入れてくれという保護者の問い合わせがありました。だから、前期計画は前期計画で位置づけて進めるわけございまして、そのへんのことはご理解を願うように説明会をしてくつもりでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

だから、前にまた戻ってしまうんですけど、住民の声を聞かないで、そういうふうに、では計画を進めるということなんですね。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

聞いているんですよ。先生はすぐ聞いていないとか、なんとかこうとかというけど、聞いているから私も言っているんです。逆なことがあるんですよ。2つではなくて、3つやれという人もいます。こういうところがございまして。地域の人たちも保護者も。そういう意見もあるんですよ。だから、噛み合わなくなってしまうんだけど、先生が言われていることも分からないではございません。うちのほうも、とにかく前期計画を公表しましたので、その6つについては、説明をとにかく進めていこうと。いずれ、この間の教育委員会でも14校あるんだから、14校やったらどうだというような意見も出ていますので、これは考えていかなければならないと。当然、その人たちもしなければ困るわけですから、そういう形になるものだ。しかしながら、6校のほうが前期という形でございまして、こちらは早急にまいりたいというよう

な考え方は持っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

そのところがよく、言っていることが分からない。だから、広く住民の声を聞くということをしてしないで、もう前期計画をやってしまうということなんですね。もちろん一部には、そういう親たちの意見もあるかと思うんですけど。

○議長（穂坂英勝君）

質問は、整然としてください。

○12番議員（渡辺文子君）

では、もういいです。もう、時間もないですから。また、今後も続きますから。いいです。

3番目ですね。3段階方式で、学校の適正配置があるということで、さっきおっしゃった前期計画とかとあるんですけども、それは計画をきちっと示して、住民の皆さんの声を聞くということもやっていかなければいけないということなので、それは町民の皆さんには、お知らせはどうなっているのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

この全協でも説明したと思いますけども、適正配置審議会の答申というのは3段階方式です。今、言われたとおりでございます。教育委員会ではこれを受けて、学校統合の計画、前期計画を策定しました。答申で第1段階として掲げられた6校の統合を、この計画に位置づけました。平成22年、来年4月の統合を目指して、取り組みを始めているわけでございます。実際に、もう豊岡のほうでは説明会に入っております。先に保護者からということで、保護者の説明をし、やがて今度は身延小、下部中学校、身延中学校、そして西嶋、静川と、このような順序でやっていこうかなというふうに思っています。説明会。そして、その次が地域の人たち、区長さん、ならびに町会議員の先生方、学校教員の方々もみんな入れて、地域の人たちも入れてお話をして、ご理解を願うというような所存でございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

時間がないので、先にいきたいと思います。

今回の統廃合について、学校の統廃合は間違いなく通学時間が長くなります。そして自力では通学できないため、バスの利用となって、これは友だちと学校で過ごす時間を減少させたり、またバス通学になると、地域住民との触れ合いもなくなったり、ちょっと問題もあります。さらに地域の中で子どもを孤立させてしまう点もありますが、そういうことが果たして教育上、いいことなのかどうなのかということで、教育委員長にお尋ねしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

学校は、地域の人々の理解と協力にあってこそ成り立つわけでございます。先ほどから統合

問題の話にありますように、まず私たちは指導要綱に基づきまして、体を、心を養う、またそれを育む、そういう大前提のもとに統合問題も1つあります。1つの例で申し上げますと、静川小は22年度は入学1人でございます。1人で心を育む、体を養うということは非常に困難なことでございます。やり方はいろいろ、種々ありますので、また、そこらへんはご意見を願いながら、やろうと思いますが、教育委員長といたしましては、地域の教育力を高める。未来を担う児童や生徒、この身延町の生徒を養おうではないかということを大前提に考えております。ですので、よろしく、またご指導のほうをお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

時間が残り少なくなりましたので、2番目の就学援助制度の活用について、お尋ねをいたします。

長引く不況の中、町民の生活は大変厳しいものです。雇用が不安定な情勢は小学生、中学生のいる家庭をも直撃していると考えられます。義務教育の無償は、憲法26条で補償されている国民の権利です。本来、無料であるべきですが、現実は違います。教材費や給食費、修学旅行の積立金など、月々掛かる費用は馬鹿になりません。家計が苦しいのを知っていながら、集金袋を親の前に出すときのつらさは、経験したもののしか分からないでしょう。大企業の労働者首切りの記事が毎日、新聞に載っています。下請けの中小企業、中小零細企業へのしわ寄せは、はかり切れません。こうした情勢のもとで苦しんでいる小中学生、そして親たちを救うのが就学援助制度です。

笛吹市では年度のはじめに、全校生徒に就学援助制度について説明をしています。利用状況は石和地区が小学生18%、中学生18%から19%です。雇用不安の中で、この就学援助制度の活用は不可欠です。新学期には、全児童生徒と保護者に制度の説明や働きかけなど、細かい対応が必要と考えます。制度の説明はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今のご質問にもありましたように、笛吹市と同様に年度はじめに全保護者に対しまして、補助対象に該当する家庭は、こういう家庭ですよ、それからそうなった場合に援助される経費については、こういうものですよということを細かく記載をした印刷物に申請書も付けまして、全部の保護者にお渡しをしています。それ以降に、例えば転入などで来た場合には、その都度、教師が対応しておりますが、この制度については、教師の家庭訪問などの際にも、こういう制度もありますよということで周知をしておりますし、さらには福祉保健課のほうにも、そういう制度があるというようなことは周知をお願いして、対応しているというようなところですよ。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

教育委員会のお知らせということで、就学援助についてというチラシがあります。生活保護

世帯は、これは申請書提出の必要はないけども、準用保護者ですね、これについては児童扶養手当の支給を受けているとか、本年度の町民税所得割額が非課税、または減免された。本年度の個人事業税、固定資産税、国民健康保険税のいずれかが減免された。今年度の国民年金保険の掛金が減免された。生活保護が停止、または廃止された。以上1から5の以外で災害とか病気とか、その他の特別な事情によって就学が困難であるということで、世帯対象というのがあるんですけども、私はこれを読んだときに、現在、支給されているよりも多くの子どもたちが受給資格があると考えていまして、また、この不況の中では、もっともっと増えていくんではないかなというふうに予想しているんですね。

やっぱり、住民の皆さんをどうしたら救っていけるのかということを考えた場合に、申請をただ待っているのではなくて、ここを見ると、さっき福祉の関係でというふうにおっしゃったんですけども、町民課の関係で、税金のことについても、そういう当てはまる家庭が町民課に行けば分かるわけですから、待つだけではなくて、どうしたら救えるかということを考えるときには、もっと教育委員会が働きかけて、救う手立てを考える。今、こういうときだからこそ、私はそういうきめ細やかな対応が必要ではないかなというふうに思うんですね。19年度決算で給食費が、収入未済額が135万4,706円と、40世帯とありましたよね。この中にはやっぱり、払いたくても払えないという方たちもいるんじゃないかなというふうに思うんですね。その中にも、こういう世帯に当てはまる場所があるということも、私、考えられると思うんですね。そういう意味では、もっときめ細やかな対応、申請を待っているだけでなく、いろんなところに福祉や町民課へ働きかけて、対応をするということが必要だというふうに考えますけども、これについてはいかがでしょうか。2番目のパーセンテージも含めて、お答えいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

これはあくまでも本人申請主義ということになっておりますが、例えば学校の学級費が遅れている家庭、そのようなことがあった場合には先生が、その保護者と詳細に連絡を取り合って、そういう、例えば今、おっしゃられましたように、例えば失業されたとか、そういうことによって収入が途絶えて納付が遅れているというような状況を発見したときには、こういう制度がありますよということで、さっきも申し上げましたとおり、その都度、対応していきます。

今、給食費の話もありました。過日あった事例では、やはり給食費の滞納が途中から急に増えたというようなことで、滞納になったということで、いろいろ詳細に調べていきましたら、やっぱり仕事を失ってしまったというようなことの事例がありましたので、本人に申請書を提出させまして、教育委員会で議案として上程して、中身を審査して決定をしたというような事例もあります。

たしかに今、おっしゃられましたとおり、5つの児童扶養手当の受給者かどうかということに該当するほかに、その家の経済状態がどうかということについて、一応、国のほうの指導では福祉事務所長や民生委員からの助言を得なさいというような指導がありますから、そういうものを経て、それぞれの事例に対処をしているところです。

現在、定額給付金というのが話題になっておりますが、あれは一律、国民にということになりますが、あくまでもこちらは町独自の事業で、該当する世帯等がごく限られてきますが、そ

れを挙げていただいた中で、書類を審査して、最終的に決定しているというような状況です。

あと利用、パーセントというお話がありましたが、一応、18年度から調べてきました。18年度は小学生で受給したものが46人で、当時は721人在籍しておりましたから、6.38%ということになります。それから中学校は28人が受給しまして、439人でありましたから、やはり6.38%というような数字です。それから19年度は小学生が54人、児童数が714人ですから、7.56%。それから中学生は26人で、395人でありましたから、6.58%。それから本年度の見込みですが、現在57人に支給をしておまして、647人の分母ですから8.81%。中学校は29人で、392人ですから、7.40%というような数字であります。これはさっきも言いましたとおり、途中で認定したり、途中で取り消したりというような、経済状況が改善されれば、途中で取り消しというようなこともありますから、20年度については、今のところの数字ということになります。それぞれ、小学校、中学校とも約300万円ぐらいずつ、扶助費として支払っているというのが現状です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん申請主義で、本人からこういうふうに出すというのは大切なんですけども、やっぱりなかなか、そういうことを知らなかったり、いくらお知らせをやっても分からない部分って、いっぱいあるではないですかね。そういう意味では、自分が該当しているかどうかというのも分からなかったりするわけですから、もうちょっと、本人が申請しやすいような環境づくりというんですかね、もし、そういう人がいたら民生委員さんと相談するとか、もちろん申請主義で本人がやらなければいけないんだけど、申請しやすいようなことをして、助ける必要が私はあるのではないかなと思うんですね。年々、上がっているというのは、現実にはこの数は、交付税算入されるといったって、交付税が少なくなっているから、それは町も大変なことは理解します。けども、住民をこういうときに救わないと、町の存在というか、子どもたちがすこやかに学校生活を送るためには、こういうものもきちっと、本人に任すだけではなくて、もっと、こういう時代だからこそ温かい援助が、私は必要だというふうに思うので、福祉とか町民課とか連携する中で、役場ぐるみで、町民をどう守るかということを考えていただきたいということで、ぜひ、そのところは進めていただきたいというふうに思うんですけど、連携に関してはどうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

制度は保護者の皆さん、全員承知をされていることだろうと思います。と言いますのは、過日、旦那さんが半月入院したから就学援助をほしいというような申請も出されてきましたから、この制度というものは、保護者がそれぞれ知っておられることだろうと思います。

もう1つの事例については、やはり、若い保護者から申請が上がってきました。いろいろ調査をしてみましたら、そこのおばあさんが、たしかに厳しいけど、うちとすれば、そういう公の厄介にならずに、精一杯努力をしてみますとあって、そのあとまた、改善されなければ申請をしますというような事例も、若い人たちは出してきたんですけども、おばあさんが取り下げたというような事例もありますから、この制度自体については毎年毎年、年度はじめに周知を



して、あとは家庭訪問なんかで周知をしておりますから、制度自体は保護者の方は十分承知をしていることだろうと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

行政では、そうなんですよね。これだけやっているから分かっているだろうと、でもそうではないんですよ。それでもいくらやっても、それでもまだ理解できない人だっているんですよ。そういう人たちを、どうやって救うんですかということで、きめ細やかな対応が必要だって、現にちょっと知らないという人もいたものですから、やっぱりいくら働きかけしても、そういう人も中にはいますから、もっときめ細かい対応が必要ではないかなということでは言わせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

平成 2 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 9 日

平成21年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成21年3月19日  
午後 1時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日 程 第 1 付託議案に対する委員長報告
- 日 程 第 2 委員長報告に対する質疑
- 日 程 第 3 委員長報告に対する討論
- 日 程 第 4 提出議案に対する採決
- 日 程 第 5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日 程 第 1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日 程 第 2 追加提出議案の説明
- 追加日 程 第 3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日 程 第 4 追加提出議案に対する討論
- 追加日 程 第 5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（20人）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 松 浦 隆   | 2 番  | 河 井 淳   |
| 3 番  | 望 月 秀 哉 | 4 番  | 望 月 明   |
| 5 番  | 芦 澤 健 拓 | 6 番  | 上 田 孝 二 |
| 7 番  | 福 与 三 郎 | 8 番  | 望 月 寛   |
| 9 番  | 日 向 英 明 | 10 番 | 望 月 広 喜 |
| 11 番 | 伊 藤 文 雄 | 12 番 | 渡 辺 文 子 |
| 13 番 | 奥 村 征 夫 | 14 番 | 中 野 恒 彦 |
| 15 番 | 松 木 慶 光 | 16 番 | 近 藤 康 次 |
| 17 番 | 笠 井 万 汜 | 18 番 | 石 部 典 生 |
| 19 番 | 川 口 福 三 | 20 番 | 穂 坂 英 勝 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

|         |   |       |         |       |
|---------|---|-------|---------|-------|
| 町       | 長 | 望月 仁司 | 総務課長    | 市川 忠利 |
| 会計管理者   |   | 中沢 俊雄 | 財政課長    | 笠井 一雄 |
| 政策室長    |   | 依田 二郎 | 町民課長    | 秋山 和子 |
| 税務課長    |   | 佐野 治仁 | 身延支所長   | 望月 和永 |
| 下部支所長   |   | 小林 英雄 | 教育委員長   | 小松 文雄 |
| 教育長     |   | 佐野 雅仁 | 学校教育課長  | 赤池 一博 |
| 生涯学習課長  |   | 佐野 正美 | 福祉保健課長  | 広島 法明 |
| 子育て支援課長 |   | 近藤 正国 | 建設課長    | 柴原 信一 |
| 産業課長    |   | 佐野 由雄 | 土地対策課長  | 滝戸 文昭 |
| 観光課長    |   | 赤坂 次男 | 環境下水道課長 | 赤池 義明 |
| 水道課長    |   | 串松 文雄 |         |       |

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 馬場 徳之

開会 午後 1時05分

○議会事務局長（遠藤守君）

ご苦労さまです。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまです。

午前中の各小学校への卒業式にご参加、ありがとうございました。

開会前に、教育長より一言ごあいさつがございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（佐野雅仁君）

どうも、お疲れさまでございます。

私が去る12日の渡辺文子議員の一般質問の際に、答弁をしよう、しようという気持ちのほうが出てしまいまして、反論的な一場面がございました。誠に申し訳ございません。深く反省し、今後このようなことがないように気をつけますので、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

---

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、望月広喜君。

○総務常任委員長（望月広喜君）

報告します。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（穂坂英勝君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、近藤康次君。

○教育厚生常任委員長（近藤康次君）

教育厚生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（穂坂英勝君）

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、伊藤文雄君。

○産業建設常任委員長（伊藤文雄君）

それでは、産業建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（穂坂英勝君）

各委員長の報告は、終わりました。

---

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

---

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第12号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

2000年4月からスタートした介護保険制度は、2006年度の大幅改定を経て、今年で10年になります。家族介護から社会が支える制度へ、サービスが選択できる制度へと盛んに宣伝され、導入をされましたが、この10年間の実態はどうだったのでしょうか。特養ホームの待機者は、山梨県では約5千人いるといわれ、介護が必要と認定されながらも、必要な介護・福祉サービスを受けられないのが現状です。また、一人暮らしの方や経済的にも困窮している人たちは誰にも相談できず、介護保険のサービスさえ知らない。高い利用料のため、サービスを受けられないといわれています。まさに保険料を支払っても、介護保険が受けられない、保険あって介護なしであり、介護を社会で支える制度といえる状況ではありません。そのために、国に対して国庫負担の引き上げを求めることはもちろん、町独自の保険料、利用料の負担軽減策、そして本当の意味での介護予防、健康づくりの充実こそが求められています。これまでの認定者数、サービス受給者数を見ても、第4期において介護保険料を上げなければならないほどの増加は考えられません。9,400万円の給付準備基金を使うべきです。

議案第18号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいた

します。

国民健康保険財政の健全化および長期安定運営を図るための値上げということです。長引く不況の中、住民の暮らしが大変困難な今、これまででも高く払うのが大変、高く払いきれないという方の声が多くあるのに、これ以上、住民負担を求める本条例には賛成することができません。シミュレーションを見てみると、所得が300万円で、4人家族で年間5万2,633円の値上げになります。所得も資産もない2人暮らしで、1万5,500円の値上げとなるとのことです。2億3千万円の基金を使い、住民負担を増やすべきではないと思います。住民の皆さんの健康への不安や相談にもっと身近に答えられるなど、予防事業を充実させるべきです。

議案第29号 平成21年度身延町一般会計予算の教育費について、反対討論をいたします。

反対する第1の理由は、学校給食費の値上げについてです。給食費値上げの理由は、食材の値上がりとのこと。現場で、栄養士の先生方が米飯回数を増やしたり、献立を工夫したり、デザートを減らし、子どもたちにしわ寄せがいくのがやりきれないと、懸命に努力されているお話を聞き、感謝しています。

今回の値上げは1食20円から30円の値上げで、約3,940円から5,910円、年間負担が増えることになります。長引く不況と不安定な雇用、自営業者は仕事をやりたくても仕事がないなど、住民の生活は今ほど、大変なときはありません。行政が住民の生活実態をどれだけ理解しているのか、私は疑問です。仕入れ価格は、これでいいのか。地産地消という面で、地元納入はできないのか。近隣の早川町、南部町、そして来年度から始める市川三郷町のように、賄い材料費への町からの補助はできないのか。住民の暮らしが大変困難なとき、大事な子どもたちの給食の負担軽減へ教育委員会は、一体どれだけ努力しているのでしょうか。私には理解できません。

第2の理由は、臨時職員の賃金改定についてです。

財政が困難を理由に、学校用務員や学校司書をはじめ、多くの臨時職員の賃金を引き下げることが予算審議の中で明らかになりました。現実問題として、現在、臨時職員の仕事の内容、責任は正規職員とどれだけの違いがあるのでしょうか。正規職員と同じ仕事をし、責任も持たなければならないのが実態です。

本来は正規職員として採用しなければならないのに、財政問題や定数条例等、いろいろな制約の中で、臨時職員として配置せざるを得ないことも承知しています。しかし、財政の困難を理由に、その矛先を低賃金、不安定雇用の弱い立場の臨時職員の賃金を引き下げること、私は賛成できません。

議案第30号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計予算については、条例改正を前提にした予算ですので、反対いたします。

議案第32号 平成21年度身延町後期高齢者医療制度特別会計について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度では、医療改悪への怒りの世論に追い詰められた政府が国民の批判を交わし、制度を延命することを狙って、さまざまな負担軽減策を打ち出しました。一時的な負担軽減をしても、後期高齢者医療制度が存続する限り、保険料は上がり続け、差別医療の被害も拡大します。70から74歳の窓口負担を原則2割とする改悪は、21年度も凍結されますが、このままでは22年度には解凍です。高齢者いじめの制度改悪は、撤廃すべきです。

議案第33号 平成21年度身延町介護保険特別会計予算については、議案第12号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対をいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ただいまの反対討論、4議案に対する賛成討論を求めます。

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

渡辺議員の心配すること、そのものはありがたいことでございますけれども、私どもも委員会の中の審議の中で、いろいろと討論いたしました。しかしながら、現在の町の財政状況、ことに国保などについては、国から、極端に言えば差し紙が付いたというような状態ですね。こういうふうな状態を脱却するためには、ある程度の犠牲も考えなければなりませんけども、命に関する犠牲ですから、これは重要なことになりますけれども、町長以下が一生懸命、検討した結果、これでぜひ運営させてほしいという、また各審議会、運営委員会等の経過を経た中で、の予算書であります。したがって、私はそれらの苦勞、また、それらに参画した委員方のご苦勞を思うと、むげに反対するわけにはまいりません。したがって、私は現状では、町長の提案をよしとするということでございます。まとめて、お答えいたしました。

○議長（穂坂英勝君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

---

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

議案第1号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第1号 身延町に副町長を置かないことの条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第2号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第2号 身延町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第3号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 身延町有住宅管理条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。



議案第4号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第4号 身延町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第5号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第5号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第6号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第6号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第7号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第7号 身延町特別職報酬等審議会条例及び身延町長等の特別職員の給与及び旅費条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第8号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第9号 身延町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第10号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第10号 身延町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第11号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第11号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第12号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第12号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第13号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第13号 身延町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第14号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第14号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第15号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第15号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第16号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第16号 身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第17号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第17号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第18号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第18号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第19号 峡南広域行政組合格約の一部を変更することについては、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第29号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第29号 平成21年度身延町一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第30号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第30号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第31号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成21年度身延町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第32号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第32号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第33号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第33号 平成21年度身延町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３４号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３４号 平成２１年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３５号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３５号 平成２１年度身延町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３６号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３６号 平成２１年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３７号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３７号 平成２１年度身延町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３８号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３８号 平成２１年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第３９号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第３９号 平成２１年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第１号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願について、総務常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願について、会議規則第７４条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長より所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題にすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第55号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第8号)について

議案第56号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

以上、議案2件、同意3件を一括上程いたします。

---

追加日程第2 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(望月仁司君)

追加議案について、議長より一括上程のお許しをいただきましたので、提案理由を申し上げたいと思います。

議案第55号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第8号)

平成20年度身延町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,076万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,342万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

平成21年3月19日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第56号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成20年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,400万1千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

2条についても、省略をさせていただきます。

提出日、町長名は同じですから、省略をさせていただきたいと思います。

次に同意案件について、提案をさせていただきます。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成21年3月19日 提出

身延町長 望月仁司

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町清子3321番地

氏 名 片田公夫

生年月日 昭和23年2月8日生まれ

提案理由

平成21年6月30日に、大村利正委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。これが、この議案を提出する理由であります。

次に同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例(平成16年身延町条例第194号)第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員

住 所 身延町根子2491番地

氏 名 赤池一之

生年月日 昭和22年11月27日

住 所 身延町根子484番地

氏 名 赤池政光

生年月日 昭和24年12月7日

住 所 身延町八坂360番地

氏 名 今福歳男

生年月日 昭和12年10月18日

住 所 身延町大磯小磯3646番地

氏 名 伊東多子美

生年月日 昭和11年11月14日

住 所 身延町中ノ倉1232番地

氏 名 伊藤敏夫

生年月日 昭和14年6月20日

住 所 身延町釜額482番地

氏 名 赤池篤

生年月日 昭和9年10月2日

住 所 身延町釜額434番地

氏 名 赤池修

生年月日 昭和5年4月13日

提出日、町長名は省略をさせていただきます。

提案理由

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が、平成21年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由である。

次に同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例（平成16年身延町条例第194号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

#### 記

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員

住 所 身延町常葉6817番地

氏 名 佐野眞

生年月日 昭和16年3月10日

住 所 身延町常葉2286番地

氏 名 渡邊昇

生年月日 昭和17年4月20日

住 所 身延町清沢635番地

氏 名 小林正道

生年月日 昭和12年4月25日

住 所 身延町大炊平303番地1

氏 名 渡邊敏夫

生年月日 昭和18年8月11日

住 所 身延町杉山622番地

氏 名 小林辰正

生年月日 昭和3年3月10日

住 所 身延町杉山1722番地

氏 名 小林虎一

生年月日 昭和3年7月4日

住 所 身延町湯之奥255番地

氏 名 門西正勝

生年月日 昭和13年10月17日

提出日、町長名は省略させていただきます。

提案理由

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が、平成21年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決・ご同意をいただけますよう、お願いをいたします。

よろしくご審議の上、お願いをいたしたいと思います。よろしく願ひいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

議案第55号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第55号 平成20年度身延町一般会計補正予算（第8号）について、詳細説明をさせていただきます。

この5億5,076万5千円につきましては、定額給付金事業、子育て応援特別手当支給事業、地域活性化生活対策臨時交付金の平成20年度、国の第2次補正予算で措置されました事業にかかる経費がほとんどでございます。

5ページをお開きください。

国の2次補正にかかる部分につきましては、3月31日までに事業が終了いたしません。したがって、ここで繰越明許をさせていただく部分でございます。

2款の総務費につきましては、定額給付金事業2億6,564万8千円。これにつきましては、事務費も含めた中で、繰り越しをさせていただきます。

3款の民生費につきまして、1項の社会福祉費につきましては、生活対策臨時交付金といたしまして、下部・身延の生きがいデイサービスのためのワゴン車、2台を購入するための700万円。これにつきまして、繰越明許をさせていただきます。

それから2項の児童福祉費につきましては、子育て支援の応援特別手当事業につきまして、これにつきましても、事務費を含めて、全額447万8千円を繰越明許させていただきます。

それから6款の農林水産業費、小規模地産事業1,600万円。それから8款の道路橋梁費、



生活道路維持工事費の2,800万円。それから生活道路の改良工事6,750万円。それから、9款の消防費の消防自動車等更新事業1,830万円。それから3項の防災費、防災設備の倉庫整備事業5,740万円。それから10款の教育費、小学校費の学校施設整備改修事業6,970万円。学校教育費整備事業の2,500万円。それから3項の中学校費、学校施設整備改修事業の150万円。これらすべては、地域活性化・生活対策臨時交付金でございますけども、これらについても繰越明許をさせていただきます。

それでは、8ページをお開きください。

10款の地方交付税でございますが、3,589万5千円。これにつきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金が各款項目に予算計上してあるため、一般財源を充当しないと、事業執行に支障をきたすこと。また、国の交付金以外に3月3日に降りました雪の除雪経費、それから南部簡易水道の飯富簡易水道の、飯富水源のポンプが故障したことによる簡易水道特別会計に繰り出すための財源を、一般財源として充当する部分の費用でございます。

それから、14款の国庫支出金でございます。1目の2節児童福祉費補助金につきましては、子育て応援特別手当交付金432万円でございます。それから5目の1節総務費補助金につきましては、定額給付金の事務費交付金53万1千円の減。それから定額給付事業費交付金の2億5,396万8千円。それから地域活性化・生活対策臨時交付金2億4,811万3千円。合計5億587万円でございます。繰入金につきましては900万円でございますけども、この繰入金につきましては、地域活性化事業の中で、学校の屋体等を改修いたします。この経費に充てるものでございます。

それでは、歳出のほうに入らせていただきます。9ページでございます。

2款総務費、1項9目定額給付金事業費でございますが、19節負担金補助及び交付金に2億5,396万8千円の、定額給付金の給付金部分にかかるものを計上いたしました。対象者につきましては1万5,848人になります。

なお、11節から14節までにつきましては、事務費にかかる分でございます。12節の役務費等につきましては、各金融機関で取り扱う口座振込手数料でございますが、国の指導等がございまして、減額がございました。73万5千円の減です。

3款民生費にまいります。社会福祉総務費の中に、18節備品購入費650万円。ワゴン車を2台購入するものでございます。これにつきましては、下部と身延の生きがいデイの送迎用のワゴン車を2台購入するものでございます。

12節の役務費、それから27節の公課費につきましては、これにかかります登録手数料、あるいは自賠責保険、重量税等の金額でございます。

10ページをお願いします。

2項の児童福祉費でございます。9目に子育て応援特別手当支給費として、432万円を計上させていただきました。これについては、子育て応援特別手当で支給対象児童数は120人。3万6千円を支給することになっております。

4款の衛生費でございます。3項1目の簡易水道運営費に28繰出金といたしまして、190万2千円を計上いたしました。これにつきましては、先ほどの国の2次補正分ではございません。南部簡易水道の飯富水源ポンプの故障のための特別会計への繰り出しでございます。

6款農林水産業費、2項の3目林業土木費に工事請負費として1,500万円を計上させていただきました。これにつきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金の部分でございます。

西嶋山腹工工事と夜子沢山腹工工事、それから小田原山腹工工事となります。

13節につきましては、これに対します測量設計業務の100万円の計上でございます。

それから14節使用料及び賃借料につきましては、これにつきましては、3月3日に雪が降りました。これにつきましては、林道の除雪作業等で重機等を借り上げましたけども、その足りない部分を計上させていただいた部分でございます。

11ページへまいります。

8款の土木費でございますが、2項1目の道路橋梁維持費の部分でございます。2,855万6千円でございますけども、14節の使用料及び賃借料につきまして、これにつきましても、55万6千円は3月3日に降った雪の、町道の除雪作業の重機使用料でございます。

15節につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金、国の事業でございますけども、国の交付金でございますけども、2,800万円でございまして、各区長から要望がありました町道の維持修繕工事、11路線を計上させていただきました。歩道、それから側溝整備や路側、法面の整備等でございます。

2目の道路新設改良費でございます。6,750万円。これにつきましても、各区長さんから要望のありました町道の法面对策や防護柵の設置、舗装工事等、11路線でございます。

次のページへいかせていただきます。12ページでございます。

9款消防費でございます。1項1目の非常備消防費でございます。18節の備品購入費に1,788万1千円、計上させていただきました。これにつきましては消防車両3台、岩欠、上之平、下田原に配備する部分でございますが、消防車3台と可搬式ポンプ1台、これは丸滝に配備するものでございます。

12節、それから27節につきましては、この消防車の購入にかかります登録手数料および重量税等でございます。

3項1目の防災費でございます。18節の備品購入費に5,253万2千円。機械器具費といたしまして、備蓄倉庫18棟、それから携帯型の非常用簡易トイレ57基、ワンタッチテント19張と、中へ入れる倉庫の備品等を計上させていただきました。また11節の需用費につきましては486万8千円。これにつきましては、同じくその倉庫の中に配備をいたしますブルーシート、救急セット、トイレトペーパー等でございます。

10款教育費でございます。2項1目の学校管理費に9,470万円、予算計上させていただきました。まず13ページ、次のページになりますけども、15節の工事請負費6,450万円を計上させていただきました。これにつきましては原小学校の屋体、屋内運動場ですね、屋根の修繕工事。それから身延小学校校舎の改修工事、これも屋根との改修工事等を含めます。それから大河内小学校の屋内体育館、運動場の改修工事ということで、これらも雨漏りや床の張り替え等でございます。体育館等は避難場所にもなっているということで、特に雨漏りもあって、できるだけ早く修繕をしなければならないということで、今回の計上をさせていただいたところでございます。

13節の委託料につきましては520万円でございますけども、これにかかります設計管理業務委託料でございます。

それから18節の備品購入費2,500万円につきましては、地デジ対応テレビ。小中学校の、14校に対します地デジのテレビの購入費、あるいはアンテナ、ブースター等の設備も含め、必要に応じ予算を計上させていただきました。

それから3項につきまして、中学校費でございますけども、1目の学校管理費に150万円、工事請負費を計上させていただきました。これにつきましては、中富中学校の校舎のベランダの手すりの塗装工事。ベランダが錆びて危険なため、塗装および一部溶接等の修繕を行います。

なお、この地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、本来、新年度予算に計上、あるいはその翌年度に予算計上しなければならない事業を、今回、前倒しということで補正させていただきました。この臨時交付金がありましたので、平成21年度の当初予算も、前年度に対し6億5,564万4千円という大きな減になったということで、ご承知を願いたいと思います。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

議案第56号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第56号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

中富南部簡易水道は、飯富地区へ給水している水道施設でございます。水源は深井戸を利用しておりますが、去る2月26日に取水ポンプが故障し、現在は応急的なポンプにより給水を行っているところでございます。今回の補正では、取水ポンプの取り替え工事を行い、安定給水に努めたく、補正計上をさせていただきました。

第2表の繰越明許費でございますが、1款3項中富南部簡易水道取水ポンプ取り替え工事は、水中ポンプの製作に相当な日数を要することから、繰越明許費として190万2千円を追加させていただきました。

次に7ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項4目中富簡易水道一般会計繰入金へ190万2千円を追加補正するものであります。

次ページ、8ページをお願いします。

1款3項1目簡易水道管理費、15節工事請負費へ中富南部簡易水道取水ポンプ取り替え工事費として、190万2千円の追加補正をするものであります。

以上であります、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

同意第1号、同意第2号、同意第3号につきましては人事案件でありますので、詳細説明は省略いたします。

---

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案第55号について、質疑を行います。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、総括的な質問に対することが1件と、それから細かい部分のことが1件、都合2件併せて、ご説明をお願いします。

地域活性化、あるいは生活対策臨時交付金については、第2次補正で通ったということで、

ここに繰越明許になっているわけですが、この使い勝手については地域活性化統本部、平成20年12月19日、閣議決定におきまして、28項目にわたって、その使い勝手が書いてある。それから生活対策については、これは平成20年10月30日に経済対策に対する政府与党会議の中で、これは9項目にわたって、その使い道が、ああしろこうしろということが書かれております。そして、今ここに上程された補正予算（第8号）について、繰越明許の面を見ますと、果たして政府の使い勝手による予算が計上されているかどうかという、その目線から見ると、大変、疑問な点があるというふうに私は思っています。

ただ、この繰越明許、5ページですけど、この中で唯一、繰越明許になっているのは、民生費の中の700万円ですかね、これは社会福祉費に小型車を2台買うということ以外は、いわゆる道路改修、あるいは防災、あるいは学校ということで、ほとんどの部分が、いわゆるハードの部分になっている。もう少し、この生活対策への、私はここに資料を持っていますが、もう少し、この予算の中で計上されてもよいのではないかと。例えば、ここに28項目ですから大変な部分でありますので、いちいち使い勝手については言いませんけど、もちろん、そちらの当局のほうでは、このことが分かっておりますので、こうしたソフト面での対応がされているかどうか、これは町長に答弁願いたいと。

それから、あと1点は、先ほど言った細かい部分ですけど、ページで言えば11ページ。そこに道路橋梁費と、それから道路新設改良費と、それから道路橋梁維持費、これがそれぞれ11件ずつにわたっていますね。これは先ほど説明もあったとおり、各集落のそれぞれの要望が建設課、産業課に集中しているということで、こういうふうな予算計上になったと思うんですけども、これらの11件、合わせて都合22件。どんなふうな順序立てで、それぞれ集落の中では要望が何年にもわたってなされていて、その古い順からいうか、あるいは緊急度というか、その点の、これは順序立てて、300いくつかある中のこの22になったのかどうか、そのへんの説明を求めます。

以上2件、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問について、お答えをさせていただきます。

国の第2次補正予算につきましては、かなり多岐にわたって、広い部分について、臨時的な措置を講じてございます。

ご指摘のとおり、ソフト面の整備も考えられるわけですが、緊急にできるだけ早く着手し、完成ができるというようなことを考慮いたしまして、今回、検討をさせていただきました。また予算編成上、当初予算の編成の時期もございました。それらを併せて、できるだけ、予算に関係、今までも予算として要求があったところを中心に、今回、整備をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

8款の土木費関係のご質問でございますが、これらにつきましては、従前、昨年度の例でい

きますと、各区からの要望のとりまとめをまず、させていただきました。これが身延地区では4月16日、下部地区では4月30日、それから中富地区では4月24日ということで、一応、とりまとめさせていただきまして、その後、中間の聞き取りを行いました。これは身延地区でも1日、それから下部地区でも1日、中富地区でも1日させていただきました、午前中、区長さんと話をさせていただいて、午後、必要な場合については現地のほうを調査させていただきました。そして建設課のほうでカウントさせていただいたわけです。ちなみに、平成20年度の身延地区全体の要望個所につきましては、県、それから町の関係でいきますと、トータルしますと、464カ所ありました。うち建設課関係が300、産業課が100ありました。これらを従前的にどうしていくかということで、いつも、私たち建設課の者もすべての予算というんですか、地域の皆さんにお応えするのは困難です。こういった交付金事業を使いまして、少しでもよくしていきたいということで、維持工事を中心、あるいは改良もあるわけですけども、これら改良につきましては政策的なものとして、昨年度、テストが終わっているものを重点的に計上させていただきました。これらにつきましても、少しでも住民の負託に応えていきたいと。使い勝手のよい道づくりに尽力していきたいというふうに考えて、計上させていただきました。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

地域活性化・生活対策臨時交付金がかかるというのは、ある部分、前々から、国会はいつ通るかというような話の中で、前々から、このことはもうすでに金額も分かっていたことだろうし、くるのではないかということは、相当、前に分かっていたわけですね。そういう中で執行に対するスケジュールというか、どんなものをいつごろ、どんなふうにということは、スケジュール的に、きちっと検討されて、私はいないような感じがしたわけですが、その点はいかがですか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

国の第2次補正予算案につきましては、ご承知のとおり、3月に関連法案が通ったと。また、1月に補正予算は通っていたという部分で、実際にはこちらにありますよという話が来たのは、12月にございました。それらにつきましては、ちょうど当初予算を作成する折でございましたので、それらに日程を合わせて、内容に合致する、また内容の部分で事業に合うものを当初予算の要求から選ばせていただいたということでございます。そのへんで、ご了解を願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

これで最後ですので、そういうことで、少しイメージというか、予算の使い方については、若干、日がないというんですか、期間が切迫していましたので、無理からぬところも、情状は分かるわけですけど、それにしても、そのようなお金がかかるということは、従前から察知はできたわけですから、やはり、その間に臨時の議会を開くかどうかは別にして、議会にもそのことの使い勝手、あるいはイメージを広く、いろんな部分で情報としてほしかったなど、そんな

ふうに思っています。これは、答弁は結構です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第５６号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第１号、同意第２号、同意第３号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号、同意第２号、同意第３号については、質疑を省略いたします。

---

追加日程第４ 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第５５号について、討論を求めます。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第５６号について、討論を求めます。

討論ございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第１号、同意第２号、同意第３号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号、同意第２号、同意第３号については討論を省略いたします。

お諮りいたします。

追加提出議案につきましては委員会付託を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加提出議案につきましては委員会付託を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

---

追加日程第５ 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第５５号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第55号 平成20年度身延町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第56号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第56号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第1号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町清子3321番地、片田公夫氏、昭和23年2月8日生まれを推薦することに決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員に身延町根子2491番地、赤池一之氏、昭和22年11月27日生まれ。身延町根子484番地、赤池政光氏、昭和24年12月7日生まれ。身延町八坂360番地、今福歳男氏、昭和12年10月18日生まれ。身延町大磯小磯3646番地、伊東多子美氏、昭和11年11月14日生まれ。身延町中之倉1232番地、伊藤敏夫氏、昭和14年6月20日生まれ。身延町釜額482番地、赤池篤氏、昭和9年10月2日生まれ。身延町釜額434番地、赤池修氏、昭和5年4月13日生まれ。以上7人を選任することに決定いたしました。

同意第3号について、原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員に身延町常葉6817番地、佐野眞氏、昭和16年3月10日生まれ。身延町常葉2286番地、渡邊昇氏、昭和17年4月20日生まれ。身延町清沢635番地、小林正道氏、昭和12年4月25日生まれ。身延町大炊平303番地1、渡邊敏夫氏、昭和18年8月11日生まれ。身延町杉山622番地、小林辰正氏、昭和3年3月10日生まれ。身延町杉山1722番地、小林虎一氏、昭和3年7月4日生まれ。身延町湯之奥255番地、門西正勝氏、昭和13年10月17日生まれ。以上7人を選任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変、お疲れさまでございます。

平成21年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る3月9日に開会され、今日まで11日間、穂坂議長のもと、私どもの提案に関わる諸議案につきまして、ご熱心に、しかも真摯にご審議をいただき、ただいま、すべての提案案件につきまして、すべて原案どおり、ご承認・ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員各位のご労苦とご協力に心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと存じます。

本議会で、ご議決をいただきました一般会計予算87億6,825万7千円と、特別会計の64億3,910万8千円を合計しますと152億736万5千円となり、大変な金額であると認識をさせていただいておりますので、職員ともども知恵を出し合って、これらの執行には最善を尽くしてまいりますので、今後も温かく見守っていただくと同時に、議員各位ならびに町民の皆さんより、ご指導とご協力をいただければ幸いです。

さらに今議会から委員会の改革が行われ、改革の方向で3常任委員会がそれぞれ活発に終始したことに、敬意と感謝を申し上げたいと存じます。また、本会議での一般質問の方法が一部変更になったことで、議会の活性化につながり、その成果も上がったと感じているところでございます。

今後におきましても、私どもと大いに議論を重ね、身延町発展にご尽力をいただけますことをお願い申し上げたいと存じます。

今まさに彼岸であります。季節の変わり目でございます。議員各位には年度末のご多用と併せ、ご健康にご留意をいただき、ますますご活躍いただけますことをご祈念申し上げ、私の閉会とのあいさつとさせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

いよいよ桜の開花も間近となり、好季節となつてまいります。議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げ、これをもちまして、平成21年身延町議会第1回定例会を閉会といたします。

会期11日間、大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時45分



上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上